

とされてゐる。

- 一、堰の各部に張力を生ぜざること
 - 二、堰の各部の壓力は材料の破壊強度を超過せざること
 - 三、堰の各部に於て滑動しない様な摩擦抵抗を有せしめること
- 従つて河川を堰止める場合築造材料と水壓及び水量によつて堰の長さや直高頂幅底幅及び傾斜角度等を定めねばならないのである。

調査地たる安家及び山河の場合の外五常珠河舒蘭及び蛟河等中北滿の諸縣に於ては、珠河縣の一部に針金の蛇籠を使用せるものがある他は孰れもコンクリート製或は石造の永久的の堰の築造がなく柳條による堰のみであつて、これは毎年築堰によつて更新されねばならない。柳條堰の築造は専ら耕作農民の賦役によつてなされ柳條を直徑三〇糎の束に結束し、これを繩にて纏ぎ合はせ土砂と稻藁又は土砂を入れたる土俵とを交互に水流に積み重ね堰き上げるのであるが、更に流失を防ぐため上から材にて補強される。例へば山河河興農場の溪浪河に設けられた堰は川幅六〇米、水流の幅二五米、水深の最深部一、五—二米のところに河中全部即ち長さ六〇米にわたる柳條堰が設置され平均高さ一、五米巾五米の大きさをもつのであるが之に要したる材料及び勞力は上の通りである。

材 料	數	量	單 價	金 額
柳 條	五、五〇〇束	直徑三〇糎 長さ二米	二〇錢	一一〇〇
繩 索	二、〇〇〇把	直徑約三糎	二錢	四〇
勞 力	五〇〇人	賦役	二、〇〇錢	一、〇〇〇
計				一一、四〇〇

即ち材料だけが七一〇圓これに勞力の見積額一、八〇〇圓を加へると二、五〇〇圓となり灌漑面積五三〇畝に對する一畝當りの築堰費用は四圓七〇錢位となるのである。然しこれは築堰が水中で行はれる場合であるが近年

各地で行はれるやうに結水期間中、氷上に柳條堰を構築し置き、解氷と同時に之を沈下させる方法によれば勞力は三分の一又はそれ以下ですまされるのでこの方法が廣く普及しつゝあるが如くである。孰れにしても柳條堰の構築資材と勞力支出は其の年限りしか有効ではなく、且つ河川の出水によつて流失し易く失費多き缺陷を有し速に半永久堤若くは永久堤の設置が見られねばならない。

(ロ) 取入水門

取入水門は堰に接近してこれと直角に設置し門扉は水路内に流入する水を遮断し、或は其の量を調節するために設置せらるゝのであるが容易に開閉出来るやうにせねばならぬ。調査地において安家はコンクリート製にして高さ二米巾五米、門扉は木板製、開閉は人力可動鋼鐵螺旋による總工費約六、〇〇〇圓の取入水門を有するが山河その他にあつては木製水門が多く普通維持年限は三—五年である。

(註) 山河、河興農場の取入水門は高さ二米、巾三米、木製にして材料費は三八〇圓、勞力一六〇人を要し維持年限三年(赤松材ならば五年)である。

二、分 水

(イ) 用水路

集水された水は水路によつて田面に分水せられ、水路における流水を分水し、水量を調節するには落差と分水水門の設置が必要であり、更に水を凸地又は凹地を通過せしめるには暗渠水路トンネル或は樋が必要とされる場合がある。水路はその流水の順序により幹線水路、支線水路更に分岐水路に分水水路の流量はその斷面積と流速に正比例するのであつて、水路面の抵抗が少く勾配が急であれば水路の斷面積が小さくてよいわけである。

調査地方に於て設置されてゐる水路は例外なく土積水路であり、且つその勾配は地勢に基き概して急であり普通數

百分の一位である。千分の一以上の勾配を有するものは極めて少い。従つて水路の構造に比しその流速は安全流速を超過するために、これによる水路決壊が水路の牝による補強に拘らず屢々生じてゐる。幹線水路より支線への分水に當つて幹線水路の水位を高めるために設けられる落差は、その設置方法悪きときは水の流速に對する抵抗大となり水路の堤を破壊せしめることがある。幹線水路より支線水路に移る分岐點に、分水水門の設置されてゐるのは極めて稀である。

安家はその設置（暗渠水門）を見るが山河は之を缺いてゐる。

三、排水

灌溉は「水の少なすぎる」ことから免かれ「適當な水」を作物に供給するための「農業の必須條件である」が、これと同時に「水の多過ぎる」ことから免かれることも主として降水量及びその時間的配分から當然必要とされる。即ち水の過多は先づ河川に於ては洪水を惹起し耕地を流失せしめる。それは河床が土砂の集積により高くなる場合には一層その危険が加重される。次に耕地に於ける水の過多は作物の成育を阻害し肥料の分解を妨げ且つ耕起を困難にする。

水の過多から免るゝためには、前者の場合に於ては専ら河川の改修工事が必要とされ、後者の場合には排水設備の設置が問題となる。排水には明渠排水と暗渠排水があり前者は最も一般的のものである。

滿洲の如く雨量が夏期に集中するところでは夏期に於ける排水が最も重要な意義をもち、畑作にあつても排水設備の設置が必要とされ舒蘭實験農場にあつては畑に於てこれが設置をみてゐる。安家山河ともに明渠排水路と排水水門の設備を有してゐるが、特に安家は河川より水の流入を防ぐため耕地の周囲は築堤をもつて廻らしコンクリート製の排水水門三ヶ所（一ヶ所は暗渠）の設備をしてゐる。かゝる設備を排水量に適應して設置されねばならぬのであり、普通の場合の排水量はその基準となるのは耕地面の降水量であり、これから地下浸透量と蒸發量を控除した量をもつて排水量としな

ければならないが、これら地下浸透量および蒸發量は比較的僅少であるため最大降水量をそのまま排水量として計算しなければならぬとされてゐる。

以上中北滿における水利施設は日本開拓團の場合は専ら滿拓によつて統一施行されてゐるが、鮮農開拓組合及び地主制度の場合にあつてはこれらの團體の間に於て何らの有機的統一的施設がなく個々に各自獨立した施設を行つてゐる。

なほその個々の施設についてもその技術において極めて改善の餘地を有してゐることはいふまでもない。前述のやうに水利設備は極めて多くの費用と専門的な技術を必要とし、しかも河川の全水域にわたる廣大な地域における施設をもつて初めて「水の馴致機能」を發揮する統一的な一つの社會的生產施設であり單なる一個人や小團體による設備がその機能を充分に果し得るものではない。支那にあつてもまた日本にあつても灌溉設備は廣大な地域における國家の計畫に基いて農民の共同による仕事としてなされて來たのである。米穀生産の擴大の現實と更にこれが擴充のためこれに現在の段階のまゝに放置してならないのは云ふまでもない。

第四項 灌溉に於ける労働と技術

灌溉における労働は共同化的性質を有する。それは用排水施設の建設と維持においてのみならず、水の分配に於ても共同化的要因をもつものであつて、これは細分化せる個別經營の維持を基礎としこれに對應した集團的協同的な労働組織であることを特徴としてをり、更にこのことは灌溉における技術の態様を規定づけてゐる。即ち灌溉施設建設労働は同時に耕地の開墾區劃整理等の土地改良労働と同時になされ、自作農設定開拓農場の場合には業者の請負でなされ、その一部が耕作者の賦役である場合（安家）又はすべてを農民の賦役によりなされ後者の場合水門等は特別に備はれた大工によつてなされるのが普通である。この場合は技術的な基礎調査と設計は技術者を呼んでなされ一切の灌溉費用は多く土地價格に加算され耕作者によつて年賦償還されるのである（安家）。地主農場制或は自由開拓の場合、前者にあつ

ては全工事を地主が行ふか（山河）或は小作者によつて行はれ、後者の場合には地主は多く満人なるため水利施設建設及び土地改良工事を行はず専ら小作者の負擔において施設される（蛟河附近においては満人地主が稀に建設費用の一部を支出するものがあるが、それはまだ例外に止る）。

以上のやうに一般的には水利施設は開墾土地改良工事と同一者によつてなされ、従つて當然水利權と耕作權は多く結合されてゐる。灌溉に要する勞働は土地所有權に對立する一の社會的權利關係を發生せしめる。それは灌溉の社會的性質に基くものであり、この性質が土地と同様に若くは土地以上の社會的重要さを要するがために他ならない。次に水門の開閉による流量の調節、用水幹線より支線への水の配分および堰、水路等の破壊箇所の見等のため四月中、下旬より九月上旬までの灌溉期間中晝夜交代制をもつて二名以上の水利監視員が設置される。水利監視は興農會（山河）又は防水組合（安家防水組合規定は別紙の通）或は農場事務所等によつて行はれ、その費用は（註）耕作面積に割當て農民より徴收される。

（註）水利監視員に對する給與は一人一ヶ月七〇圓程度（山河）現物の場合は灌溉期中一五石（滿石）程度（蛟河）である。

右水利監視員の監視區域は堰取水門より支幹水路までである。それ以下の分岐線に及ばないのが普通である。分岐線以下は専ら區域を定め屯長又は屯より選ばれた屯の水利擔當員によつてなされる。減水の場合安家にあつては各耕地均等なる水の分配をなすため幹線用水路より支線用水路への分水は水利監視員により、分岐水路以下は屯長によつて時間給水がなされ、水利監視員及び屯長の處置は絶對的權威を有するものとされてゐるが、また開田以來三ヶ年を経過したに過ぎず甚しく減水せる事實なきたため分水慣行通水順序犧牲田の設置等の水利慣行の實施をみてゐない。

舒蘭實驗場にあつては今年の甚しき灌水不足によつて水田作付豫定面積の約三割の作付を了したに過ぎないが、この三割の水田は取入口に最も近い處で農場員の共同によつて耕作がなされ、他は犧牲田として放棄されてゐる。このこと

は水のもつ生産の共同化にとつて極めて特徴的な示唆を含むものである。

以上の如く安家舒蘭等は灌溉に對する集團的協同的な組織と制度が一應は創定されてゐるが、一般的には水を中心としての經濟的利害が旱魃水害等に際して烈しい對立となつて現在分水と通水は無秩序的に行はれてゐる。即ち減水時にあつての通水の順序は部落の有力者より又は幹線水路の上流よりなされ、全耕地に對する均等的な配水の慣行を缺いてゐることによつてこのことが最もよく示される。

更にこれが體系を異にする灌溉集團間に於て、同一水源たる河川の上流と下流とに於ける集團的對立は一層強烈となつて現はれるのである。この爭議は一應縣公署又は省公署に上告されるか或は訴訟がなされそこで漸く解決されるといふ場合が尠なからずある。この地方にあつては水利と灌溉に關する特別の組合組織を持つものは極めて少く、一般には興農會又は農場によつてその業務がなされてゐるが、何れもそれはあくまで一灌溉體系内に於ける組織であつて河川の全灌溉領域を統括する組織ではない。それは滿洲中に中北滿にあつては水稻作の歴史が未だ極めて淺く、且つ一つの河川領域に於ける耕地の内水田面積の割合は極めて少いこと、即ち水稻作の歴史の立地的特殊性にもとづくとは云へ以上ことが著しく水の公共性を妨げてゐることの主要な要因であると考へられる。更に中北滿にあつて水源たる河川は支那に於けるやうな大きな規模に於ける集中がみられず、概して小規模に分散してゐる。このことが中北滿に於ける自然流水に依存する灌溉の雄心的地方的な性格をなしてゐるといふことが言へる。

以上の各項に於てみたやうに、調査にあつては勿論中北滿一般に於ける灌溉の特質は氣象條件に基く降水の不規則性と地勢によつて制約される水源河川の規模分散性、之等の自然條件を克服し單なる自然物たる水から用水としての水に變質せしむる技術は技術利用の植民地的前資本主義的社會的條件に制約され、且つ水利設備不完全性と水利組織の不統一性が河水統制と水利改良政策の後進性によつて更に擴大せられてゐることの中に求めねばならない。従つてかゝる

情態の下にあつて早魃と洪水による被害が不可避免的であり、且つ一定の「水の導入」に極めて多くの勞力と費用とを要し従つて灌溉能力の水準は極めて低く、更にこの事によつて農業の生産力が極めて低位に置かるゝのである。

安家滿蒙防水組合規約

第一章 總 則

- 第一條 本防水組合ハ滿蒙防水組合ト稱ス
- 第二條 本防水組合ハ平素河川愛護思想ノ普及ニ努ムルト共ニ洪水時ニ於ケル水害ノ警戒防禦及救護ヲ爲スヲ目的トス
- 第三條 本防水組合ノ地域ハ濱江省五常縣安家村滿蒙農場地域ニ依ル
- 第四條 本防水組合ノ事務所ヲ安家村ニ置ク
- 第五條 第三條地域内ニ於ケル居住者ハ總テ本防水組合員タルノ義務ヲ有スルモノトス
- 第六條 本防水組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一 洪水警戒防禦ニ關スル計畫及調査
 - 二 水陸警戒堤防其ノ他附屬物ノ看視
 - 三 堤防其ノ他河川附屬物ノ維持補修
 - 四 防水器具材料ノ準備
 - 五 洪水及防禦ノ方法及作業
 - 六 水位調査及其ノ連絡
 - 七 避難及救護

第二章 役 員

第七條 本防水組合ニハ組合長副組合長各一名ヲ置ク

組合長ハ本防水組合ヲ統轄ス

副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第八條 本防水組合ニ委員若干名ヲ置クコトヲ得

第九條 本組合ニ部及班ヲ置ク

第十條 部ニ部長班ニ班長ヲ置キ組合長之ヲ命免ス

部長及班長ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ部務及班務ヲ掌理ス

第三章 經 理

第十一條 本防水組合ノ經費ハ組合員ヨリ之ヲ受クルモノトス

本防水組合ハ事業年度末ニ於ケル收支決算書ヲ組合長ニ報告スルモノトス

第十二條 本防水組合ノ事業年度ハ曆年ニ依ル

康徳七年十二月五日

設立者 李 瑄 根

第五項 開墾と耕地區劃

以上において見た水稻生産の補助材料たる水は、土地に導かれ一定の農具を通じて傳達される栽培勞働の注入によつて多量の收穫を齎す水稻の生産を保證するのであるが、水はまた土地の状態、肥料及び農具と勞働の仕方等一切の生産の仕方を勞働集約的な小規模經營に條件づける。先づ水が導かれる土地は水のもつ自然的性質によつて耕地區劃を細分化する要因をもち、それは農業の機械化的契機の著しい障害をなしてゐるのである。

水田區劃は内地にあつては「平地にて十亞（約一反歩）を普通とし其の形狀は長邊五十米短邊二十米を適當とされてゐる」（川原氏前掲書一七五頁）が、舒蘭實驗農場唐木田氏は水曲柳では風の關係より長邊二〇間短邊九間の六畝步區

劃を適當とし風當りの強い方面を狭く（水曲柳では長邊を東西短邊を南北にとる）する事が最もよいとしてゐる。安家では南北三〇〇米東西一〇〇米の大區劃を各農家に與へ、各農家は之を任意の大きさに區劃し多くは東西を狭くし一畝は七七八枚の水田に區劃されてゐるが、その區劃は必ずしも正形状がとられてゐない。山河も大體安家と同様である。

水田の開墾に當つて鮮農間に普通とられてゐる方法には濕地開墾と乾地開墾とがある。濕地開墾は同一水位を一區劃として畦畔を作り「チャージャ」なる開墾用具をもつて土を掘り起し地均しをなすのであつて、普通一畝の開田に延七〇人内外の勞力を要し、これを滿人に請負はす場合には一畝當り一七〇—一八〇圓の請負費用を支拂ふのである。乾地開墾は豫め開田豫定地の周圍に畦畔を築き、その内部を犁耕し上流より灌水し低位部に溜つた水の水位線に浴うて畦畔を作り區劃し、順次高い方向に向つて畦畔を作り區劃してゆくのである。畦畔は「カレ」をもつて築かれ田面の地均しを殆ど行はない。一畝の開田は犁耕を除き平均一人半をもつてなしうる。何れも開田は自然地形そのまゝの上に作られ地形を整へ平坦化することが行はれない。従つて水田區劃は細分化されると同時に不整形となるのであつて、このことは土地利用上からのみでなく作付の合理化の上からも更に作業の機械化の上からも技術の發展に對する著しい障害をなしてをり、このことが單位收量と労働生産性の昂揚に對する障害となるのである。

第三節 水田耕作の労働過程と技術

以上においては、水稻栽培の水によつて條件づけられる諸前提をみたのであるが、更にこれが労働集約的な零細經營の下にあつて成育經過に従ふ技術の態様を特色づけてゐるのである。

いま技術の比較的進んでゐる安家と遅れてゐる山河、および進歩した北海道寒地農業技術によつて經營されてゐる水曲柳舒蘭實驗農場の作業及び技術の比較を見れば次表の如くである。

調査地における水田作業と技術比較

作業別	安家	山河	舒蘭實驗農場
一、耕起	(灌水せず) 四月十日—五月上旬 地表五寸程度解氷と同時に取掛る 改良兩用犁に依る平起し 深さ三—四寸、中七—八寸	(灌水せず) 四月下旬前後 改良兩用犁に依る平起し 深さ三—四寸、中五—七寸	(灌水せず) 四月下旬—五月上旬 單濶用ブラウ又は再製犁に依る平耕し(炭素焼) 深さ四寸、巾一—一時
イ、時期	同上	同上	同上
ロ、使用犁及耕起方法	牛一頭牽引の場合 一响を二日 在來馬二頭牽引の場合 一响を一日半	牛一頭牽引の場合 一响を三日 在來馬二頭牽引の場合 一响を二日	馬(アングロールスン及ベルシエロン)一頭 一日六反五畝
ハ、犁耕の深さ	同上	同上	同上
ニ、耕起能力	畜力 牛一頭又は馬二頭 人力 牛の場合 馬の操縦者一人 馬の場合 馬の手網持と犁操縦者の二人	畜力 牛一頭又は馬二—三頭 人力 同上	畜力 馬一頭 人力 馬の操縦者一人
ホ、使用畜力及人力	同上	同上	同上
二、畦直し	耕起直後、四月中旬—五月上旬 三人にて「カレ」を使い前年畦畔跡に土を掻上げその表面を平坦にする 畦畔の水位の低い測面は灌水前に畦直しをなし水位の高い片面は灌水後行ふ 畦の底巾二尺、高さ一尺五寸 普通一响分を三人一組にて一日を要す	耕起直後四月下旬—五月上旬 同上	馬掛後四月下旬—五月上旬 鎌にて畦塗りを行ふ 同上
イ、時期	同上	同上	同上
ロ、方法	同上	同上	同上
ハ、畦の大きさ	同上	同上	同上
ニ、能力	同上	同上	同上
三、整地	同上	同上	同上
イ、時期	同上	同上	同上

方 法	能 力	施 肥 期	施 肥 量	施 肥 方 法	能 率	種 子 の 豫 措	口、浸 種
耕起畦直し後の水田に灌水し馬鍬を二回掛けて行ひたる後均板にて地表面を平坦にする	馬鍬掛け 牛一頭一人にて二响を一日又は一日半(馬を使用すること少均し) 一日一人一响	堆肥は耕起直前に施肥す	堆肥は耕起直前に施肥す	堆肥は田面に撒布したる後耕起反轉す	堆肥運搬及撒布に响當二—三人	篩選並に箕にて風選をなしたる後淡水選をなす	撰別せる種子を麻袋詰の儘水路又は木の箱中に浸漬し一日一回位水を取り換へる等の方法により浸漬期間は三—四晝夜を最適とす
耕起、畦直し後水田に灌水し馬鍬一回掛けを行ひたる後均板にて地表面を平坦にする	馬鍬掛け 牛一頭一人にて一日一响均し 一日一人一・五响	堆肥及厩肥は耕起直前確安は第一回除草直後	响當厩肥	堆肥は田面に撒布後耕起反轉し確安は田面に撒布す	堆肥運搬及撒布に响當四—五人 堆肥運搬及撒布に一日一人一响半	同上	撰別せる種子を藁中に約一週間浸水し浸水中水の取換へをなさず
耕起畦直し後水田に灌水し馬鍬又は板馬鍬を一回掛をなし碎土と同様に地表面を均す(土壌の粘着性を増大するを以て馬鍬掛一回のみ行ふ)	スクリーパー(整地器又は板馬鍬掛け) 馬一頭一日 四・五—五反	堆肥は耕起直前其の他は代播前に施肥す	反當堆肥三〇〇貫、硫酸二貫 過磷酸石灰五貫、硫酸二貫	堆肥は田面に撒布し耕起反轉、過磷酸石灰及硫酸は田面に撒布し直ちに馬鍬にて代播をなす	堆肥運搬及撒布に馬一頭三人にて約五反分を施肥す 硫酸及過磷酸石灰撒布に一日一人三反	篩選風選の後鹽水選をなす	俵に入れ流水中に浸漬する(溜水は不良)浸水五日間に於て取り出しフェノールマリン消毒を爲す

播 種 又 は 秧 割 合	一、時 期	一、播 種 量	播 種 方 法	一、能 率	品 種 別 作 付 割
八、催 芽 浸種せる種子を水中より取り出し土間に蒔き其の上を覆ひて直ちに播種す	直播 自五月十八日 移植 自六月十五日	撒播 (响當) 二斗五升(播種適期を失し) 條播 三斗—三斗五升	整地せる田面を水とし土面に没する追力を加へ種粒を投下する條播の場合畦巾三〇—四〇釐をとる	撒播 一响當一人 條播 二响當一人 執れも二人作業を要す	小田代 三六〇% 北海 二〇〇% 京北 二〇〇% 在京來租 八二% 稻
浸種せる種子を取出し土間に蒔き三日間置き其の間時々上より水を掛け催芽をなし播種す	直播 自五月二十五日 移植 自六月十五日	撒播 (响當) 四斗 條播 殆どなきも約五斗	同上	一响當 〇・五—一人 二响當 一人 執れも二人作業を要す	小田代 八〇〇% 在京來租 一〇〇% 稻
催芽は行ふ時と行はない時とあり	直播 自五月十五日 移植 自五月十日頃	撒播 なし 點播 反當一斗二升(一株二五粒) 條播 反當一斗二升(一株二五粒) 點播 反當一斗二升(一株二五粒) 六條播 反當一斗二升(一株二五粒) 分代正播 七寸五分(北海道式) 分代正播 七寸五分(北海道式) 温床代正播 七寸五分(北海道式) 温床代正播 七寸五分(北海道式) 正狀 一株六—七本植、七—八寸		撒播 なし 點播 一人 條播 一人 執れも一人一日七—八畝	青森 三三三% 富林 二〇〇% 農林 二〇〇% 改良 一〇〇% 稻

第一回除草	第二回除草	第三回除草	落	病蟲鳥害防除
<p>播種二十日後(苗が水面より一 二寸現れた頃) 手取りにて雑草水草を取り地均し 稗の判別困難 手取りにて一响當四人</p>	<p>第一回除草一週間後(苗が水面よ り三寸位現れた頃) 首揃へ間引補植稗拔及土振を手で 行ふ 手取にて一响當一五人内外</p>	<p>第二回除草 二―三週間後 手取りにて除草土振及稗拔を行 ふ 手取りにて一响當四人 其の他稗拔を數回行ふ 一响當三人</p>	<p>播種直後夜間は三寸以上の深水と し晝間は一寸位の浅水とするも其 の後は二・五―三寸程度の掛け流 し灌水をなす 乳熟期に落水をなす 早生は八月中旬頃 晩生は九月一日頃</p>	<p>イマヅ除蟲菊粉により驅除 鴨追ひ 同上</p>
<p>播種二週間後(苗先が水面に現れ た頃) 同様 手取一响當二―一三人</p>	<p>第一回除草 七―一〇日後 同上 手取にて一响當一五人</p>	<p>第二回除草 七―一〇日後 同上 手取りにて一响當二―一三人</p>	<p>同上</p>	<p>石油撒布により驅除 鴨追ひ 同上</p>
<p>播種二週間(二十日後(六月上旬 より六月下旬) 二連田打車(手押)にて除草中耕を なす 二連田打車にて一人一日五反</p>	<p>七月上、中旬 二連田打車にて除草中耕をなす 二連田打車にて一人一日五反</p>	<p>七月下―八月中旬 手抜きにて稗取り除草をなす 手取りにて一日一人一反</p>	<p>八月十日頃一旦落水し其の後八月 中、下旬頃更に一回落水する</p>	<p>同上</p>

刈取乾燥	方	能	方	能	方	能	方	能
<p>播種一五―二十日後に發生、石油 を一响當五―一升を洗面器に入れ て袋にて撒布 一响當一人 鴨追ひ及卵籠の捕獲をなす 部活對抗の競争を行ふ 稗の判別可能な第二回及第三回除 草に於て拔取をなす其の後數回稗 拔をなす 部活對抗稗拔競争を行ふ</p>	<p>早生 九月十五日―二十五日 中生 九月二十五日―十月五日 晩生 十月五日―二十日</p>	<p>鎌にて手刈をなし稲は直径一尺二 寸位の束に結束し二束を相互に 一穂を上にしたて掛けそのま ま一五―二十日間開場乾燥をなす 條播の場合 一响當一七―一八人</p>	<p>人力二人用足踏回轉脱穀器にて脱 穀し揚撒又は唐箕にて風選を行ふ 右脱穀調製は開場にて行ひ袋詰を なす 稲一响分一四人(一石に付約一 人)</p>	<p>一响當撒播の場合 一响當一四―一五人 一响當撒播の場合 一响當一四―一五人</p>	<p>一响當撒播の場合 一响當一四―一五人 一响當撒播の場合 一响當一四―一五人</p>	<p>一响當撒播の場合 一响當一四―一五人 一响當撒播の場合 一响當一四―一五人</p>	<p>一响當撒播の場合 一响當一四―一五人 一响當撒播の場合 一响當一四―一五人</p>	<p>一响當撒播の場合 一响當一四―一五人 一响當撒播の場合 一响當一四―一五人</p>
<p>石油撒布により驅除 鴨追ひ 同上</p>	<p>早生 九月十四―二十二日 中生 九月二十三―三十日 晩生 十月五日―十五日</p>	<p>鎌にて手刈をなし稲は直径三寸位 の束に結束し二把位宛穂を上 にして立て掛け五日間開場乾燥 したる後大きな「ほ」に穂を内 側にしたる積む 點播及移植共に一反歩當り一人</p>	<p>石油發動機を以つて脱穀と調製を 同時に行ひ袋詰めをなす 一日一町五分七分</p>	<p>一反當玄米收量(日本石) 八斗 七斗 六斗 五斗 四斗 三斗 二斗 一斗</p>	<p>一反當玄米收量(日本石) 八斗 七斗 六斗 五斗 四斗 三斗 二斗 一斗</p>	<p>一反當玄米收量(日本石) 八斗 七斗 六斗 五斗 四斗 三斗 二斗 一斗</p>	<p>一反當玄米收量(日本石) 八斗 七斗 六斗 五斗 四斗 三斗 二斗 一斗</p>	<p>一反當玄米收量(日本石) 八斗 七斗 六斗 五斗 四斗 三斗 二斗 一斗</p>

第一項 水田耕作の労働過程

耕起整地行程 耕起整地作業は、土壌を耕起反轉し、土塊を碎き、肥料をすき込み、水稻の成育する地盤を整へる稲作の基本的な作業であつて、それは耕起、畦直し及び整地等の行程から成つてゐる。

農耕がすべて人間労働のみでなされてゐた時代にあつては、この作業行程は、農耕の全作業過程のうちで、最も肉體的苦痛を伴ふ作業であり、その状態からまぬがるゝために、最も早くから人間の苦痛を家畜に置きかへることが考へられたのである。それは更に日本内地にあつては水田耕作についても機械力による作業にまで發展しそれによる作業能率の向上は、單位當投下労働力を減少せしむると共に大きな面積の耕作を前提し、著しい労働生産性向上の基礎となつた。(第三表及第四表参照)。

第三表 耕鋤作業別効程

農具	形式	一日効程	所要人員	所要畜力	所要馬力
鋤	人力用道具	一・一五反	一	一	一
犁	單用改良和犁	二・五	一	一	一
カルチウエ	トラクタ1使用	三〇—八〇	一	一	一

(註) 須永重光氏「日本農業に於ける機械の意義」(東北帝大經濟學會研究年報「經濟學」第七號九九頁)並に豐崎稔氏「農業に於ける技術と經濟」農業新機構研究、日本評論社版四二〇頁に據る。

第四表 耕転機と畜耕の比較(耕地整理地區(一町歩當労働時間))

作業別	機械(自動耕転機)		行作業區(畜耕)	
	指	代	指	代
耕	一七・六	一七・六	四七・三	四七・三
碎	三〇・八	三〇・八	五〇・五	五〇・五
荒	二・三	二・三	四・八	四・八
代	二・五	二・五	一四・二	一四・二
計	(100・00)	(100・00)	(二九・七)	(二九・七)

(註) 吉岡金市氏「農業技術の發展段階」(農業と經濟、第九卷第一號九七頁)(新潟縣農試労働力調整試驗成績に據り作表)

耕起作業は中北滿に於ては解氷をまち、短期間のうちに遂行せねばならぬ氣候的要請から、現在人間の手で行はれる

ことが殆どなく、すべて牛馬による犁の牽引によつてなされる。

安家又は山河において役畜は自家飼育又は附近鮮農よりの借入れによる朝鮮牛又は滿洲在來牛の場合は一頭曳であり附近滿農による請負耕作の場合は在來馬二二三頭を以つて牽引せられる。役畜の飼料獲得の困難から、滿人請負耕作に依存すること極めて多く安家よりも山河は特にそれが甚しい。(附表五参照)

滿人による請負耕作の場合にあつても、犁は鮮農所有の改良兩用和犁が使用せられ、犁の操縦は經營者自らが行ひ役馬の先導のみが滿人請負業者によつてなされる。従つて役牛の場合は、犁の操縦者のみで何ら先導者を要せぬが、役馬の場合にはこれを要するのである。(舒蘭農場にあつては二頭曳馬耕の場合にあつてもすべて二人によつてなされる)

このことは家畜操縦技術が未だ進んでゐないことを意味してゐる。

普通に犁耕は四月中旬頃より始められ、堆肥のすき込みを兼ねて行はれるが、すべて作業は、湛水せずになされる。耕起の方法は、安家、山河の改良犁による場合も舒蘭のプラウによる場合もすべて平耕がなされ、平耕には兩用犁では土漕の反轉が往耕と復耕とが同一方向になるため極めて簡単に作業が行はれ、多く鮮農にあつては不整形小區劃の數枚の耕地を一耕にて耕起してゐる。普通兩用犁による場合は耕起の深さは三—四寸、巾は六—七寸であるが、舒蘭のプラウ耕の場合には極めて廣く耕起されるがこれがためには役畜の牽引力が極めて大でなければならぬ。牛在來馬および優良日本馬の牽引力と、これに結合

第五表 犁耕種類別作業効程比較

作業	使用	犁	曳引家畜	所要人員	一日効程
起(業作田乾)	改良兩用和犁	牛一頭	一頭曳	一	〇・三—〇・五
	單(炭素燒九—一二吋)	在來馬二頭	二頭曳	二	〇・五—〇・八
		安グロノルマン又は	一頭曳	一	〇・五

される犁の技術的性能は、第五表にある通り作業効程における著しい差異となつて現れ、約二—三倍の能率の差異を示してゐるのである。

犁耕の行程は土壤の性質によつても極めて著しく左右される。安家に比べ粘重な山河の土壤は著しく犁耕状態が悪くその犁耕能率が低下してゐることの主要な要因をなしてゐる。猶耕起を收穫後行ふことは、土壤の風化と雑草害虫の根絶の上からも更に氣象條件より満洲において作業が解氷後の短期に集中されるのを緩和し、勞力配分を均一化するためにも極めて必要とされるのであるが、この秋耕は現在收穫調製作業進捗の關係より殆ど行はれてゐない。

畦直し作業は、安家、山河等の鮮人農家にあつては「カレー」(附圖三参照)をもつてなされるが「カレー」は三人にて使用され、一人が柄を持ち他の二人は兩方より綱をもつて土を掻き上げ畦畔をつくるのである。この作業は安家と山河では耕起作業が終つた後に田面に灌水し、それと同時に進行されるが、舒蘭では整地器掛は後行はれる。

整地行程は碎土と地均しよりなり、すべて湛水して作業が行はれ碎土は普通單に棒狀の突起を有する馬鍬の二回掛けにより、地均しは人力による均し板をもつて行はれるが舒蘭においては「スクリツパー」によつて碎土と地均しが同時に行はれ、作業能率は前者より著しく高い。一般にこの地方の土壤は水分を含むときは極めて脆弱であり且つ内地の如く田面に雑草の繁殖なく著しく作業が容易である。従つて馬鍬においても根を切断する作業をなす鎌馬鍬の如き特別の構造が必要とされず、作業行程は極めて省略され、粘重度の強化を促すやうな土壤の攪拌行為はつとめて避けられる。

種子の豫措 種子はその發芽によつて成育を遂げる生産の主體であり、子實一般とは質的に區別され完全に成育を遂げる子實でなければならぬ。

先づ採種から特別の注意が拂はれ、貯蔵、選種には特別な方法が必要とし、更に消毒、浸種、催芽等が必要とされる。採種には良質のものを霜にあてず早刈をなし且つ完全な乾燥が必要とされ、貯蔵中、湿度と急激なる温度の變化が最も避けられねばならぬ。普通、屋内に麻袋積にして保管されるが、舒蘭にあつては、乾燥を保つため、秋に臺所の火棚に

上げ春まで保管される。選種には比重選が必要とされるが、安家、山河は淡水選であり舒蘭にあつては、更に進んだ鹽水選がなされる。種子としての特別な採種、および良好な保管と選種がなされたものは普通發芽歩合九七—九八%以上を有するが、普通に子實としての保管によつたものの發芽歩合は普通二〇—三〇%にすぎない。満洲にあつて氣象條件による靱の凍結が、種子と單なる靱との質的な差別を生ぜしめ、種子の問題を内地以上に重要ならしめるのである。舒蘭にあつてフォルマリンによる消毒がなされるが、一般的には消毒がなされてゐない。浸水と催芽は發芽を促進せしめるために行はれるのであつて四—五日間が最適であり、それには清潔な水が必要とされる。鮮農にあつては滯水中になされる場合が多い。催芽は安家、山河の鮮農にあつては必ずなされるが、舒蘭にあつては、冷温床栽培の場合はその必要がなく直播の分のみ稀に行はれる場合があるが、これも點播機の能率を害するため、その程度は極めて軽くせられる。

作付 水稻作付の仕方は、收量を左右するとともに、その後の除草中耕刈取等の作業過程に於ける作業の仕方を制約する。たとへば亂植及び撒播にあつては

第六表 作付方法別の作業能率

作付方法	型	式	一日効程	所要人員	備考
撒播	手播	一、手播	〇.三—〇.五	二人	安家及山河
		二、安播	〇.五—〇.七	二人	舒蘭實驗農場
條播	手播	一、手播	〇.五—〇.七	一人	舒蘭實驗農場
		二、安播	〇.七—〇.九	一人	日本内地
點播	手播	縱繩後進法(注)	〇.三—〇.四	一人	日本内地

(註) 須永重光氏「稻作労働の生産性」農業と經濟、第九卷第一號、三七頁。

めて能率的な作業が可能であり、さらに刈取作業も極めて能率化されるのである。従つてこの作付方法は、稲作労働

の様、並に稲作労働の生産性を左右する上の重要な契機となるのである。
 調査地においては、安家、山河は殆ど手播による撒播であるが、舒蘭はすべて點播と移植による正條作付が行はれ點播は北海道式蛸足型點播機をもつて極めて能率的になされ、移植作業は繩植法による手植であるが、苗は冷温床苗代及び普通苗代によつて育苗される。この三段式植付によつて成育時期を早め、冷害の克服がなされるときにも更に「安全多收を目標とする冷温床苗代栽培法を巧みに前述の直播栽培法並に普通内地に行はるる普通苗代との三段式に結合組式化するときは、さながら畑作りに於ける夏作初秋作晚秋作の配合の如く労働調整に偉大な効用を發揮することが經營の實驗に依つて自然に立證せられ、種籾亦直播に比し五分の一にて足り努力と資材の兩面に豫想以上に經營的効果を發揮し得た」(註)のであつてこれは水稻栽培における北海道農法の技術水準向上の鍵をなしてゐるものである。

(註) 小森健治氏「大陸水田經營の示唆」農業と經營第九卷第六號七〇—七一頁。

この他移植栽培は直播に比べ、その田植の所要努力が著しく大なるに拘らず收量が移植に比べ概して多いと云ふことによつて採用される。

それは更に苗代期間において灌漑水が極めて少量にて足りると云ふ理由をもつこの國の自然條件から、旱地播種栽培と同様に極めて合理的作付技術として採られねばならない。

猶直播にあつても、舒蘭では鮮播に比べ氣象條件が許す限り播種は極めて早期になされる。このことは水稻の成育期間が比較的永く且つ收量の多い品種の安全栽培を可能ならしめる必須要件である。例へば九月二十日前後に早霜をみるこの地域にあつて降霜前に成熟を了し、その被害より完全に免れる爲には成熟日數九十五日内外の農林二十號及北海早生種は、六月十五日以前に播種を了すれば足りるのであるが、成熟日數約一三〇日を要する小田代種にあつては五月十五日以前に播種を了することが必要とされるのである。かくの如く早期に植付がなされるもなほ品種によつて栽培は氣

温の限界に決定的に制約され品種の地域的分布を決定する。従つてその地域における氣温と無霜期間が品種選擇の基本條件とされねばならぬことは云ふまでもない。

猶、成育期間を短からしめてゐる氣象條件はまた水稻の分蘖をも著しく減少(註)せしめ、播種量を極めて多く要せしめるのである。

(註) 日本内地中部地方にあつては普通有効分蘖は二〇—二五本であるが、五常縣附近では有効分蘖は多くて五、六本普通二、三本である。

第七表 作付方法別陌當播種量

作付方法	調査地				
	山河	安家	舒蘭	蛟河	珠河
撒播	八三	五三			
條播	一〇四	六〇			
點播	ク	六〇			
移植	ク	六〇			

播種量は作付方法によつて著しく差異を有し國立哈爾濱農事試驗場珠河分場試驗成績によれば概して點播は厚播、條播は薄播が收量が多く、撒播は薄播も厚播も收量が少く現れ、陌當播種量は、點播は一五〇疋區、條播は八〇疋區撒播は一〇〇疋區が收量最も多い成績を示してゐる。調査地に於ける作付方法別播種量は第七表の通りであつ

て撒播と條播は調査地によつて著しい差異を示してゐる。

中耕除草作業 中耕は耕土の反轉蕩拌によつて水稻の根に酸素を供給し、發育を助長せしめると共に肥効を促す作業であり、除草は雜草の障害を除去する作業であつて、兩作業は同一行程でなされ、水稻栽培中主要な作業であると同時に、直播栽培にあつては刈取労働と並んで時期に制約される最も大なる労働の一つとなつてゐる。

山河、安家にあつては撒播栽培の爲この作業は専ら手で行はれ、第一回除草に當つては苗揃作業が同時に行れる。苗揃とは苗の密生せる部分を間引し、鐵株又は苗立の疎である部分に補植をなす手播のみに必要とされる作業である。舒

蘭にあつては第一回及び第二回除草には二連人力除草器が使用され第三回のみ手取りがなされる。點播及び移植の間隔は使用除草器を考慮して決められ普通七―八寸の正方形植がなされてゐる。

第八表 除草作業の種類別効程

機 具 名	型 式	効 程	所 要	
			人 員	畜 力
ガンツメ	手打用道具	一畝	一人	
同轉式除草器	河邊式	三		
畜力除草器	五本桁柙型	二五―三〇		二

従来の手による「ガンツメ」及び人力による回轉除草器に比べ極めて作業効程が能率化され、水稻栽培中最も大なる労働を要するこの作業の努力負擔を著しく軽減せしめうる可能性が生じてゐるのである。(第八表参照)

(註) 豊崎氏「農業に於ける技術と經濟」農産新機構研究、日本評論社版、四二〇頁。

安家及び山河の手取りに要する投下努力は舒蘭の第一回及び第二回二連人力除草器使用(註)第三回手取りの投下努力と比較し、約二倍乃至三倍以上を要し、更に畜力除草機

を使用した場合には四回除草をなすも、後者の二分の一以下に短縮されるのである。(第九表参照)

(註) 小森氏は二連人力除草器の能率を次の如く指摘してゐる「この除草器(二連人力除草器)の能率は一日婦人でよく一町歩を除草し得るもので三人除草すれば六町の田も二日間で一應全田圃を一回轉し得るので雑草に追はるゝ事がない。従来はその所謂株間の人手除草の困難を以てこの方法の普及性を缺いたが、其後種々の研究と除草作業技術の練磨及び秋耕後圃上の清潔作業等を行ふことによりこの問題を解決し(中略)極めて困難な除草を樂に能率的に進め得る程度に技術の飛躍向上を看つゝあるのである」(小森氏前掲書七二―七三頁)。

除草にあつては圃場面の雑草繁殖程度によつて著しく作業能率が左右され、安家の如く除草手入れの行き届いたところ、山河の如く經營水田が小作地であると云ふ社會的條件から土地の手入れが省かれ雑草繁殖の甚しいところでは

第九表 除草作業方法別効程及隔當投下努力比較

作 業 方 法	第 一 回		第 二 回		第 三 回		第 四 回		隔 當 投 下 努 力 計
	効 程	隔 當 投 下 努 力	効 程	隔 當 投 下 努 力	効 程	隔 當 投 下 努 力	効 程	隔 當 投 下 努 力	
手取り	0.18	1.67人	0.05	2.00人	0.18	1.67人	0.05	2.00人	3.2
安家	0.08	2.00人	0.05	2.00人	0.08	2.00人	0.05	2.00人	3.2
山河	0.05	2.00人	0.05	2.00人	0.05	2.00人	0.05	2.00人	3.2
二連人力除草器(舒蘭)	0.50	0.67人	0.50	0.67人	0.50	0.67人	0.50	0.67人	2.0
畜力除草器(註)	1.00	0.33人	1.00	0.33人	1.00	0.33人	1.00	0.33人	0.67

(註) 吉岡金市氏「農業技術の發展段階」農業と經濟第九卷第一號九八頁、第五表より一日十時間労働にして作表。

著しくその投下努力を異にしてゐるが、一般に鮮農にあつては除草努力が稲作上の最も大きな負擔となり延いてはこれが耕作面積擴大上の最も大きな障害となつてゐる。従つて除草作業は、それに先行する前年の除草稗拔の徹底と秋耕による完全なる土塊の反轉等の作業の仕方に制約される。従つて、圃場面を清潔に保つことは完全除草とともに各作業過程の合理化に俟たねばならないのである。そのことによつて初めて除草器畜力除草器等の性能の高い技術の導入が可能となるのである。

除草器による作業の後には必ず手取りがなされねばならぬ。このことは現在の除草器は中耕の機能が不完全であることを示してをり、更に除草器に幾多の改善の餘地を残してゐると云ふことができる。猶中耕除草作業は氣象條件に伴ふ水稻の成育期間に制約され、成育期間の短いところではこの労働は短期に集中され除草労働の季節性を極めて短期間に限定し、臨時労働の必須性が增大するのであるが、このことは經營上の大きな支障となつてゐるのであつて、この國の氣象的關係ならもとの作業の能率化が最も要求されねばならない。

除害 稗の発生は稲作上の大きな障害をなしてをり、安家にあつて鴨害霜害とともに稲作の三大障害として開拓組合の技術者において採りあげられてゐる。稗は手にて数回採取がなされ必ず焼却(註)されねばならぬのであるが稗拔とその焼却が完全に行はれてゐるところは極めて少ない。

(註) 稗を焼却せず畦畔又は農道に遺棄され又は家畜に給與されるときは、種子の散亂によつてその効果が望まれない。

安家にあつては特に組合の指導の下に部落對抗の集團的稗拔競争(註一)が鴨取競争(註二)とともに實施されその効果が著しく顯れてゐるのである。

(註一) 稗拔競争は部落相互に他の部落の定められた一定面積の水田より採取した稗の量によつて決せられ、多く採取された部落が僅少部落に對し賞金を與へるのである。

(註二) 鴨取競争は定められた期間内に卵雛及び成鳥の捕獲数の少なる部落が大なる部落に賞金を與へるのである。

病害としては地域によつて稻熱病の被害を受くところがあるが、一般的に被害少く虫害としては泥負虫泥苞虫等の被害をみるが主として薬剤の手撒きによつて驅除され、舒蘭にあつては噴霧器によつて薬剤撒布が行はれる。

除害作業は一般に被害地域における生産者の廣範な協同的作業を必要とするのであるが、その地域一般には一部を除き殆どそれがみられない。

刈取乾燥作業 刈取作業は秋期において気温の降下が急激であるこの國の氣象條件のため極めて短期に集中する作業たらしめ、除草中耕作業とともに稲作労働のうち最も大きな労働となつてをり、且つ機械化が極めて困難(註)とされ手刈以外の方法がなされてゐないのである。

(註) 小森氏は北海道に於ける刈取作業機械化の技術研究について次の如く述べてゐる、「此の問題に對する技術的研究の歴史は大分古く、北海道農會と農事試験場の協力に依つて十數年前よりリリーパーを土臺として改造を加へ、研究を續ること數年度に及んだ

が、此の方面は残念乍ら尙燭光を認むるに至らず、農具界と耕作界と品種界等相關連して今後の研究に俟つ姿である」とされてゐる(小森氏前掲書七六―七七頁)

しかし刈取作業は早中晩生等熟期の異なる品種の配分と前述の冷温床苗代、普通苗代及直播の配合による成熟時期の調節配分によつて著しく刈取期間の延長と所要勞力の平均化が可能である。

猶單に作付方法の合理化のみによつても、著しく刈取労働を軽減し得られる。例へば調査地にあつてみられる如く舒

第十表 作付方法別刈取作業の効程

作付方法別	調査地	一日効程
撒播	山河	0.008
條播	安家	0.016
點播	安家	0.020
移植	舒蘭	0.100

蘭の點播及移植の刈取行程は山河及安家の撒播及條播の刈取行程の約二倍に達してゐる状態によつてもみられる通りである。(第十表参照)

乾燥について山河及び安家にあつては極めて長期間圃場乾燥がなされるが、舒蘭にあつては五日間位の圃場乾燥が行はれるだけで、その後は雨水を避けるため「ニホ」に積まれる。

この刈取後の操作特に圃場乾燥の方法は、米穀の品質に影響することが大であり、長期間圃場において雨水に曝らすやうな仕方は改められねばならない。

脱穀調製作業

脱穀調製作業の機械化は、圃場の秋耕を可能とする上からもまた、農家に副業の發展を促す時間餘

裕を與へる上からもその必要は一層強く要求されねばならないのであるが、鮮農一般には人力を動力とする回轉脱穀機の使用がみられ、人間の手によるそれ以下の脱穀作業はみられない。舒蘭にあつては原動機を動力とする動力脱穀機の使用がみられ、脱穀と同時に選別がこの機械で行はれ、之れは安家山河の人力用回轉脱穀機の單に脱穀作業のみの約四倍餘の作業能率をみてる。(第十一表参照)

更に現在の水準において動力脱穀機は稲束の配置によつて、自動的に脱穀をなし、性能の極めて大である自動脱穀機

にまで改良されこれによる圃場作業の能率が極めて大となつてゐるのである。(第十二表参照)
 かゝる高性能の機械の普及發達は、零細經營を特質とする米作農家にとつては、共同作業をもつて初めて可能とされるのである。

第十一表 脱穀調製作業種類別作業効程比較

脱穀機	調製方法	調製地	一日の作業効程		一人當り 脱穀能率	動力脱穀機を 一〇〇とした 指數
			稲の量 人	數		
人力二人同轉脱穀機	篩及扇車子又は揚柳を使用 篩揚柳を使用	安山家 舒河家 蘭河	0.73	14人	0.52	33%
			0.73	15	0.48	34%
動力脱穀機	脱穀機附撰別機による	舒河	1.50	7	0.11	100%

第十二表 人力、動力、自動脱穀機の能率比較

脱穀機別	定員にして一日當り		定員にて反當所要時間		自動脱穀機を一〇〇とする 脱穀機に對する 指數	定員數
	能率	時間	時間	指數		
自動脱穀機	4.00	0.55	100	100		10
動力脱穀機	2.50	2.00	133	150		5
人力脱穀機	0.70	14.00	570	210		2

(註) 吉岡金市氏「農業技術の發展段階」農業と經濟、第九卷第一號九九頁、第六表に據る。

日を選び揚振をもつてなされそのために調製に多くの日數と努力とを要し、出荷時期を著しく遅らせてゐるのである。
 このやうな自然そのまゝに依存する方法からは速かに脱却されねばならない。

現住、安家山河は勿論、鮮農一般において單に刈取努力

の節減のためになされ、人力同轉脱穀の能率をさへ低減せしめてゐる三〇種以上大束結束は、乾燥の上からのみでなく脱穀作業における機械の能率を高める上からも速かに小束に改善されねばならない。猶、脱穀作業は圃場でなされ圃場面に敷物を使用せずそのまゝ行はれるため作業は結氷を待たねば困難であり、猶調製に當つての風選は風のある

水田耕作の總投下労働 安家山河等鮮農在來農法が舒蘭の北海道農法に對比される稲作労働上の主要な相違點はまづ左の諸點に要約される。

- 一、耕起整地用具の性能と役畜の質及び役畜使役技術の低位にもとづく耕起整地労働能率の低位。
- 二、作付方法の不合理にもとづく中耕除草及び刈取労働能率の低位。
- 三、脱穀機の性能の低位にもとづく脱穀調製労働能率の低位。

右のことからは第十三表においてみられる通り舒蘭と對比し作付及び施肥努力の投下が少いに拘らず、陌當總所要努力を三―四割多く要することの要因をなしてゐる。

投下労働を多く要するのは進んだ農具畜力等の労働手段の導入がなされず、これに代るものとして生身の人間努力が極めて多く(機械も生産に費消された一切の労働量より多く)必要とされる技術の低位にもとづいてゐるのであつて、このことはこゝでは集約的であることを意味しない。例へば安家と山河の陌當所要努力の比較及びその作業別割合を第十三表第十五表の二及び第十六表によつてあきらかに見らるゝ通り、すべての作業が山河よりも合理的になされる安家は山河より所要努力が少いのである。

従つて努力集約度は單に單位一面積に投下された労働の總和をもつては標示されうるのではなく、その労働が労働手段と結合されて働くそれぞれの内容によつて意義を異にするのであつて、こゝにおいて労働が最も高度な労働手段と結合されて働く最も能率の高い労働、即ち高い技術水準に裏付けられた労働の質が問題とされねばならぬ。

猶、安家及び山河の労働の季節的に制約され、且つ機械の導入が行はれる事のない六月中旬より七月中旬迄の中耕除草及び十月初旬の刈取に最も多くの労働即ち生身の労働の投下が行はれ栽培労働の季節的變動を著しいものにしてゐる。

これに反し、北海道にあつては冷温床栽培、普通苗代栽培及直播栽培の三段式稲作法による他、耕起播種中耕除草等に一聯の卓越せる技術の採用によつて第十三表にみらるゝ通り極めて合理的な勞力の配合と投下労働量の減少が遂げられてゐる。

鮮農の水稲栽培の各作業過程における労働のうち、先づ栽培の準備労働にあつては畜力の牽引による器具又は人間が直接道具をもつて労働対象に働きかけることによつてはなされるが成育期間中の労働は始と手によつてなされ、更に成熟後の労働は直接人間が道具をもつこと及び人力が動力として作業後に働きかけることによつてなされ、農具發達の跛行性が著しく、かつ人間が直接労働用具をもつてなす労働が稲作労働の中心をなし、他は補助的でしかないであつて労働生産性はこれによつて著しい制約を受け、極めて低いものとならざるを得ない。

これは北海道の農法が示唆する畜力又は機械原動機を動力とし、それによる作業機の運轉を中心とする労働にまで高められねばならない。

第十三表 作業別陌當所要勞力比較

作業別	安家		山河		舒蘭實験農場		日本内地	
	普通作業	機械化作業	普通作業	機械化作業	普通作業	機械化作業	普通作業	機械化作業
苗代							五・六	五・六
耕起							二・〇	二・〇
整地							一・五	一・五
播種及移植							一・五	一・五
施肥							二・〇	二・〇
除草							二・〇	二・〇
灌排水							六・〇	六・〇
病蟲害防除							四・〇	四・〇
刈取							二・〇	二・〇
乾燥							二・〇	二・〇
脱穀							二・〇	二・〇
計							二七・九	二七・九

(註) 日本内地は、須永重光氏「稲作労働の生産性」農業と經濟第九卷第一號、三五—三六頁に據る。

第十四表 安家水稲作所要勞力及畜力分配表 (耕作面積五・〇八五陌)

作業別	八月		九月		十月		十一月		計
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	
耕起									
整地									
播種									
施肥									
除草									
灌排水									
病蟲害防除									
刈取									
乾燥									
脱穀									
計									

作業別	八月		九月		十月		十一月		計
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	
耕起									
整地									
播種									
計									

山	河	五・七	五・七	一・三	二・六	四・八	四・三	一	三・五	一七・六	100・0
---	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----	------	-------

第二項 栽培における技術

過去において日本における水稲増産の技術は經營と生産様式を變化させることなく、主として品種改良とそれに關聯した施肥のみによる單位面積當收量の増加が追求されたときへ云はれてゐるのであつて(註)、收量増加が増産の最も大きな目標となつてゐるのである。

(註) 東畑精一氏「日本農業の特質」(佐藤寛次選歴記念「農業經濟論集」一八一—一九頁。)

滿洲にあつての水稲増産の歴史も、水田面積の著しい増加と同時に、絶えず前進する單位收量増加によつてなされてきたのであつて、それは、他の畑作物の一般的收量減少にも拘らず、日本の高い技術にもとづいた改良品種と施肥の改善によつて遂げられたと云ひうるのである。

第十七表 肥料三要素試験成績

區別	試驗地		
	玄米重量	比率	率
三要素區	100	100	100
無窒素區	93	93	93
無磷酸區	95	95	95
無加里區	103	103	103
無肥料區	95	95	95

(註) (一)及(二)は産業部資料五三「滿洲に於ける水稲栽培法」五三頁に據る。
 (三)は大工原銀太郎氏「土壤學講義」上卷大正十四年版一七〇—一八八頁に據る。

肥料 肥料の施用は、作物がその成育に當つて必要とする十分な養分を自然が供給し得ない場合に、人為的に之を供給し、それによつて作物自身による、より旺盛な成育と成熟を助長し、高い收穫量と、良好な品質、場合によつては速かな收穫時期を補償増進するところの、生産の補助材料であり、水稲にあつて養分の供給は、水による有機質の加水分解と、養分を水溶性の状態におくこと等、水によ

つて初めて行はれる。

開拓當初にあつては、土壤が豊富な養分を含むことのために施肥は殆ど必要としないが開墾數年後に至れば、肥料の施用によらなければ十分な收穫が保證されない。

中北滿の水田では普通開田後三、四年目には肥料の施用が必要とされてゐる。施された肥料成分は子實と、莖稈に含み毎年土壤から除去されるため、作物が極めて多く必要とし、且つ、天然供給量の極めて少い養分は、普通、窒素、磷酸、加里であり、これを肥料の三要素とされてゐる。この孰れを缺いても十分な成育が保證されてゐないのであるが、第三表に見る通り滿洲の水稲作において、特に多量を必要とされる成分は地域によつて異なるが、一般に窒素成分であり磷酸成分も可成必要とされるが加里成分の必要量は概して少量である。従つて作物の充分な成育を保證する施肥量の決定にはこの天然供給量を當然考慮されねばならない。窒素は主として堆肥、硫酸をもつて施され、磷酸は過磷酸石灰をもつて施されてゐる。堆肥は、窒素供給以外に有機質による土壤の理學的性質の改良のためにその施用が必要とされる。調査地にあつては、安家は開田三年のため一部堆肥の施用をなすものがあるが、たゞ殆ど肥料が施用されてゐない。然し、一、二年後には肥料が必要とされる時期に到達してゐるのである。山河は開田後六年を経過してゐるが、肥料の施用量は極めて少くその内には購入肥料たる硫酸が僅かながら含まれてゐる。舒蘭にあつては十分な肥料が施され、このことが、品種と栽培法の進歩とともに、多收穫の要因となつてゐる。

堆肥は、その肥料効力發生が遅いため、耕起と同時に施用されるが、硫酸は、山河にあつては、第一回除草直後に施され、舒蘭にあつては、硫酸、過磷酸等の速効肥料と云へども、整地と同時に施される。

作物成育期間の極めて短い滿洲にあつては、肥料の施用時期が遅れる場合には、作物の成育を著しく遅延せしめ、霜害を被る原因をつくること、なるのであつて、肥料は暖地におけるやうに作物に施すのではなく、土壤に施さねばなら

ぬとされ、速効肥料といへども、早期に施すことが必要とされるのである。
 品種 優良品種の採り入れは、収量を増加せしめる大きな要因となるのであるが、品種はまた、氣候、主として稲作期間の氣温に支配され、水稻栽培の、地域的限界を決定するのである。従つて、滿洲において、水稻栽培地域が漸次北部に擴大される要因をなしたのは、主として北部地域の氣象條件に適應する品種改良と、改良品種の導入にもとづいてゐるのである。

品種は、その生育期間の氣温の限界に従つて、それ／＼の地域に分布されるのであつて、品種改良の技術は、その特定の氣温の限界内において、最も収量の多いことを目標とされてゐるのである。作物が、多くの生産をあげるためには多くの養分を要するのであつて、多收穫品種はまた養分吸收量の多い耐肥性品種でもあり、優良品種は、施肥量の増加なくしては、その優良性を發揮し得ないのである。尙、施肥量の増加は、病虫害の被害を増加せしめるので、優良品種は、耐肥性と、もに耐病性をも有せねばならぬのである。

滿洲における水稻品種は、當初鮮農移住民が持参した、朝鮮在來種と朝鮮を經由して移入された、東北、北海道地方の品種が多かつたのであるが、その後、東北、北海道の品種改良の發展に伴ひ、漸次栽培限界が北進されると、もに收量を増加し、その後、更に滿洲の品種改良の發展と、北海道において極めて改良された、早熟多收穫品種の導入によつて最北部地帯にまで栽培可能となると共に、一般的に著しく收量を増大せしめたのである。中北部地帯においては、第十八表に掲げた品種が優良とされてゐるのであるが、前掲水田耕作方法比較においてみらるゝ通り、調査地においては山河及び安家は優良品種の導入がなされてゐない。舒蘭にあつては、優良品種が極めて合理的な作付割合をもつて作付され、最近、北海道において、育成がなされ、滿洲において、その早熟性と多收性を極めて有望視されてゐる、農林二〇號の作付がなされてゐるのである。猶、中北部にあつては霜害の危険甚しく、中部以南にあつてのみ安全に成育し得

第十八表 中北部地帯における優良品種

中晩生	早生	獎勵品種	獎勵品種	中北部地帯に おいて有望種 とされる品種	玄米收量 當
松本 國主 松本 國主	興國 彌國 松本 國主	滿榮 青森 坊主 六號	富國 國主 富國 國主	富國 坊主 六號	三、二〇九 三、二〇九 三、二〇九 三、二〇九
松本 國主 松本 國主	興國 彌國 松本 國主	滿榮 青森 坊主 五號	富國 國主 富國 國主	富國 坊主 六號	三、八三三 三、七六〇 一、五三四 三、九四二 三、七二一
松本 國主 松本 國主	興國 彌國 松本 國主	滿榮 青森 坊主 五號	富國 國主 富國 國主	富國 坊主 六號	三、八三三 三、七六〇 一、五三四 三、九四二 三、七二一

(註) 中北部地帯において有望とされる品種は角井氏「中北部地帯水稻耕種改善の基準」農業の滿洲、第十三卷第三號一七頁に據る。
 陌當玄米收量は國立哈爾濱農事試驗場珠河分場試驗成績に據る。

第十九表 稻作労働生産性比較

調査地	日本内地		滿洲		一労働 日當生 産數量 〇〇とし たる指 數
	慣行作業 機械作業	慣行作業 機械作業	舒安 蘭家 河	山家 河	
日當投 下労働 日數	一五・一	一五・一	七・五	一〇・九	二五・一
米生産 數量	一七・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	一七・〇〇	一三・六五
一労働 日當生 産數量	一・一三	一・一三	一・一三	一・一三	二・一九
〇〇とし たる指 數	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(註) 一、陌當投下労働日數に滿洲は概摺作業を含まざるも日本内地は之を含む。
 二、玄米數量は日本石とし、概滿石一石を二五〇匁、概玄米歩止は七二%、玄米日本石一石は一四〇匁として算出す。
 三、日本内地は、吉岡金市氏「前掲書」第七表及第八表、新潟農試々驗成績より算出す。

る小田代種が、施肥量の割合に收量が多いため、山河、安家は勿論、中北部の鮮農一般に栽培され、さらにそれは、安家と山河の比較においてみらるゝやうに、自作農におけるよりも、小作農に作付割合の多いのがみられる。このことは農家が危険を豫想されながらも、農民の窮迫がなほ多少なりとも収入の多いことを希むためであつて、一定の社會的經濟的條件の下にある農民の經濟的地位の低さに基因してゐるのであつて、品種の導入が農村の階級性的問題にまで入なつてゐることを現はすものである。更に、貧農にあつては勿論、米作農家一般に、安全な早生種の作付が、さほどま

でなされてゐないのは、初め公定買入価格が一年を通じて變化のないことにも基因してゐる。自由經濟時代の早場米が相當の價格で販賣されたときに比べ、現在は、早生種の作付少く、一般的に收穫時期が遅延し、従つて、霜害を被ることの原因をなしてゐるのである。

第三項 稲作労働の生産性

水稻の生産技術を、單に、單位收量のみの觀點に立つてみれば、陌當り收量は安家が一四石、山河は一三石六斗であつて、日本内地の平均收量からみれば明治二〇—三〇年の段階にあるといふことができるが、舒蘭は一七石であつて日本の平均二〇石内外よりは多少低い。しかし陌當投下労働日數はその孰れもが内地の平均よりも低く、一労働日當りの玄米生産數量は、山河、安家は内地と大體同程度か或はそれよりも僅かに多いが舒蘭よりは約八〇—九〇%少い。

(註) 然し、内地にあつては一般に裏作が可能であり、且つ副業がもたれてゐることを考慮に入れば、満洲にあつて、それを缺く鮮農よりは一年を通じての農民の生産部面がはるかに廣いことを考慮に入れられねばならない。

第二十表 常備労働一人當労働生産性比較

調査地	常備労働一人當労働生産性比較	
	常備労働一人當耕作面積	常備労働一人當穀收量
山河	一・〇九	二、六五
安家	一・〇三	二、七〇
舒蘭	一・二五	三、三三
日本内地	一・〇〇	二、八八

なほこれを、日本内地の新潟農事試験場における試験作業の労働生産性と比較すれば第十九表の如く、鮮農の労働生産性は極めて低いのである。なほ、前述の通り、作業の不合理性にもとづく投下労働日數の不同を除外し、現實に稲作に従事してゐる常備労働者一人當の労働生産性を表示すれば、第二十表に見られる通り舒蘭の約六〇%に過ぎないのである。従つて舒蘭の労働生産性を高めてゐる水田耕作の技術は、満洲にあつて、水田耕作の約九割を占める鮮農は勿論、他のすべての水稻耕作者の労働生産性を高めるための多くの示唆を含んでゐるのである。

第四項 水田耕作技術改善の示唆

現在、満洲の鮮農が、水田耕作の上に具現してゐる耕作の技術水準は、その地域によつて、さらに農家個々によつて可成りの差異をもち、一樣ではない。それにも拘らずそれは一般的に内地或は北海道の寒地農業の水準、更に北海道の技術水準が満洲に導入されて、三ヶ年を経過する舒蘭實驗農場の水準よりははるかに低いのである。従つて、在來稲作の現在の技術水準において改善が要求されるのは、先づ、土地改良とくに作業能率を妨げる土地區劃の改良、耕起整地行程のプラウ及整地器による合理化と秋耕の實施、一般に作付時期を早め、冷温床苗代普通苗代及直播の三段作付と點播器による播種、それによる正狀作付および、灌水不足に對應する旱地播種の採り入れ、優良品種のとり入れと施肥量の増加、中耕除草作業の二連人力除草器、或は、畜力除草機による作業の合理化、病虫害防除作業の手押型播付強力噴霧機又は畜力除草と連絡せる畜力藥劑撒布作業(註二)刈取りに當つての結束乾燥方法の改善、更に畜力機、或は原動機による高性能の脱穀兼調製機の導入等による勞力の平均化と労働の能率化並に技術水準の一般的向上が必要とされる。従つて、右には、當然水田有畜經營化による、畜力の確保と肥料の自給化を最大限に採り入れられねばならないのであるが、水田耕作の致命的缺陷である家畜飼料自給の困難性は經營改善の阻止條件をなして來たのであつて、これが解決を示唆するものとして、水田の畑地還元輪作がある。この方法は乾田に於て行ひ得る方法であつて、その方法は水田の一部を先づ排水を良くして、一時畑に還元し之に寒地有畜農業經營に必要な家畜飼料、即ち牧草及び若干他の飼料作物を栽培し、飼料と肥料を同時に生育しつゝ、乳牛耕馬其他の内より畜産收入を擧げつゝ、地力を更新培養して、所謂寒地水田經營の有畜組織化を行ひ之により冷害凶作其他の災害に對する經營の安定性を増強し、同時に米そのものも生産量を全體としては之によりて減産することなく、勞力も亦若干調整の目的を達成せんとする「經營上の一大創建的革新」(註二)であり、これに對する北海道農事試験場上川支場の試験成績は次表の如くである。

(註一) 小森氏前掲書七六頁。
(註二) 小森氏前掲書七四頁。

即ち、水田畑地よりは相當量の牧草を收穫し、たゞ「牛の尿」を施すのみで三年後は水田單作地よりは七〇―八〇%の増収をあげ得るのであつて、これが、實現化には多くの問題を含むのであるが、經營面積の大きな場合には有利に實現化されうることが考へられる。

猶、飼料確保の問題としては、畑作混同農法が考へられ鮮農の畑作食糧の自給による米穀の商品化率を高める上からも考慮されねばならない。右の水田畑地還元輪作と畑作混同農法はその實施されうる地域と、その方法及びこれが現實化の障害をなす、社會經濟的條件等については、今後の實驗研究に俟たねばならぬ極めて大きな問題である。其他、薬工品製作其他の副業の普及改善、燃料確保の

作物名	反當生草量 (四年目)	跡 (三年牧草栽培後)		
		收量	割	合
チモシ	五九八	三、一四七	一七	二六七
オーチャード	五四九	三、三三九	一七	一七二
赤クロバ	八二〇	三、四九二	一八〇	一八〇
水田單作地		一、九三四		一〇〇

(註) イ、水田を三年間畑とし牧草赤クロバを栽培し四年

目に水稻を過燐酸石灰單用にて栽培せり。

ロ、牧草地には牧草刈取の都度「牛の尿」を反當二〇〇

貫位使用せり。

ハ、品種は富國、北光。

ための備林設定等も積極的に採り入れねばならぬ主要な問題である。

以上、諸改善は必然的に農民の協同化及び共同化を深め、そのことによつて、初めて達成され得るのであり、従つて水田耕作技術の改善には灌漑の問題とともに、農民の組織化が前提とされねばならぬのである。

第四節 販賣事情及經濟收支

第一項 販賣事情

生産籾は安家は安家交易場、山河は山河交易場に出荷されるが農場中心よりの距離は安家は二軒山河は四軒である。交易場への籾の運搬に當つて牛車を所有しない農民は滿人に請負輸送をさせてゐるのであつて、結氷前の早場米出荷時期とその運賃は結氷期及び距離の遠近によつて差異があるが農場中心地を標準として運賃は籾一袋三〇―四〇錢、山河にて五〇―六〇錢であり、大車一臺四―五頭曳には二―一五麻袋を積載するのが普通である。

出荷は脱穀調整終了後直ちになされるが出荷最盛期は十月下旬より十一月下旬頃までである。商品化率は附表七にてみらるゝ通り安家は八六%、山河は六四%であつて、山河の小作料分を加へるときは、安家同様八六%となるのである。先錢の用途は除草及刈取の日傭賃籾出荷運賃及び家計費に充當される。即ち、販賣部面にあつては籾と副産物たる藁の販賣に單純化され、商品化率は現在の儘では雜穀の配給による食糧部分の供出を求むる以外に高める事は不可能であり、經營内部の生産物の多様性に基く商品化の弾力性に極めて缺けてゐることが見られる。

第二項 經濟收支

經濟收支については、附表十一及二十二―二十五表を掲げ、それに現れた要點のみ列記するに止める。

- 一、収入は農産収入がその九割以上を占め借入金なしには經營困難であること。
- 二、經營支出は山河は小作料支出が四二%を占め、そのために他の經營支出の切詰めが必然的となつてゐるに反し安家は山河に比し直接經營支出が多いこと、更に兩者共勞賃費用が直接經營費の大部分を占めてゐること、即ち經營の不變資本部分が可變資本部分に比べて低く經營の價值組成が低いこと。

三、生活費支出については、住居費、食費、被服費即ち衣、食、住の費用は安家が五七%、山河は六二%、で孰れも過半を占める外保健衛生費が著しい額を占めてゐること、猶山河に比べ安家は教育費が多くなつてゐること。
 四、生活費と經營費の割合は經營費は生活費よりも少いこと。
 五、收支については山河は借入金なしでは、再生産が不可能であり、安家は昨年稲作の減收甚しかつたために収入に比し支出が甚だ多くなつてゐるが普通では借入金をもつて漸く土地償還が支へてゆける程度である。
 以上を要約すれば収入に對して支出が極めて過多であり災害を被るときは自作農といへども經營繼續に支障を生ずる

第二十二表 調査農家収入内訳表 (响當)

調査地	金額		租	藥	其他	借入金	計
	比	率					
安家	39.7	35.5	3.8	2.7	2.6	7.5	49.8
山河	33.4	33.9	2.7	3.3	3.1	18.3	63.8
比率	91.7%	95.5%	9.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

第二十三表 調査農家經營費支出表 (响當)

調査地	金額		計	備考
	比	率		
安家	19.6	19.3	17.7	19.8
山河	20.3	19.8	15.0	23.3
比率	95.2%	99.5%	100.0%	84.6%

第二十四表 調査農家生活費支出表 (一人當平均)

調査地	住居		食費	被服	光熱	教育	保健衛生	其他	計
	比	率							
安家	33.5	35.8	20.7	4.1	2.3	1.2	3.3	77.8	
山河	18.8	20.7	30.6	7.7	7.6	3.0	2.8	66.2	
比率	68.1%	77.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

備考 () は年工を含む。

第二十五表 調査農家經營費支出と生活費支出との割合 (一戸當平均)

調査地	經營費支出		生活費支出		計	備考
	金額	%	金額	%		
安家	10.9	54.8	1.7	33.5	28.5	
山河	3.7	18.7	1.0	15.0	13.7	
比率	30.3%	34.1%	58.8%	100.0%	100.0%	

やうな状態にある。これは生産部面を擴大するやうな農法の確立によるとともに、再生産を障げる社會條件の適正化によらなくば解決され得ないことが考へられる。

第五節 結 び

以上に於てみたやうに内地水田耕作技術が過去七十餘年に亘つて、北海道の寒地的氣象條件の試煉を受けて極めて高く發展させられ、その技術が滿洲の遅れた水田耕作技術の上の幾多の難問題の解決を促し耕作方法における劃期的發展の前提を作り出してゐる。それはかつてみられたやうに單に品種改良と施肥の増加による單位收量の増加のみによつて

ではなく、單位投下勞働の減少による生産部面擴大、これによる勞働生産性昂揚の契機をも包含してゐるのである。従つてこゝにおいて、このすぐれた技術にもとづく經營についての實驗と研究が積極的に採り上げられねばならないとともに、この技術の鮮農ならびに一般水田耕作者に對する普及についてあらゆる力が結集されねばならない。しかしそれにも増して必要に迫られてゐるのは、滿洲の米穀生産の致命的障害をなし旱魃水害霜害等の自然的災害を必然的たらしめる要因となつてゐる、河水統制と水利改良施設の後進性び灌漑組織の無統一による灌漑水の不安定性から脱却することではなければならない。

これは尠くとも國家に於て取上げられねばならぬ問題である。かつて米穀生産の著しい發展を見た北海道朝鮮及臺灣にあつては、これらの施設に對する積極的政策によつて初めてその成果が見られたのである。

この灌漑の不安定性に竝んで水稻の生産を制約し生産力の發展の阻止條件となつてゐるのは、生産量の約半分を小作料及び水利費として取去る極めて苛酷な前資本主義的な現物地代による土地所有關係と水利施設の所有關係の存在であつて、この再生産を困難にしかつ生産方法を低位ならしめてゐる生産關係の適正化は最も大きな問題とされねばならない。以上生産様式に貫徹される全構造の合理化の進展によつて初めて増産と出荷がその目的を果すと共に、更に滿洲にあつては惠まれること薄き米作鮮農の破綻に瀕した生活から救ふとともに、究極的にはこのことは灌漑によつて基礎づけられてゐる「勞働集約的零細農耕」に基礎を置く全アジアの停滯的社會を前進せしめることとなるのである。

氣象表

(康徳八年一月至十二月) 北緯四十四度五十分六秒 東經一二七度八分七秒 濱工舎五常驛

康徳八年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
最高	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
最低	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
地面	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
地中	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
晴天	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
雨天	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
降雨量	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
蒸發量	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
風向	WWWSSS	WWWSSS	WWWSSS	WWWSSS	WWWSSS	WWWSSS	WWWSSS	WWWSSS	WWWSSS	WWWSSS	WWWSSS	WWWSSS	WWWSSS
記事													

安		平		山		平		安	
家		均		河		均		家	
番	農家	七	六	五	四	三	二	一	一
番	農家	四	三	二	一	〇	九	八	七
經營	形態	自	作	兼	小	作	自	作	兼
面積	總所有	九	八	八	八	八	八	八	九
水田	所有土地の内	九	八	八	八	八	八	八	九
畑	空地	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
墓地	林地	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
荒地	面積	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
貸付	面積	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
借入	面積	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
自作地	耕作面積	九	八	八	八	八	八	八	九
小作地	耕作面積	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	耕作面積	九	八	八	八	八	八	八	九

土地關係表 (附表四)

安		山	
家		河	
番	農家	一	一
番	農家	二	二
年齢	年齢	〇	〇
能力	能力	〇	〇
雇	の身主	〇	〇
賃	賃	〇	〇
現	現金	〇	〇
契	約物	〇	〇
支	拂額	〇	〇
給	食	〇	〇
給	勞賃外	〇	〇
日	休	〇	〇
數	數	〇	〇
住	住	〇	〇
込	込	〇	〇

平均	計																
	山					平											
均	河																
	家					家											
	七	六	五	四	三	二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
作付面積	〇・五〇	三・二〇	四・七五	四・五〇	六・八八	六・八八	六・三三	四・八八	四・五〇	六・六六	七・七七	七・七七	六・六六	六・六六	七・七七	七・七七	七・七七
响當收量	二・三六	八・九三	三・三三	三・三〇	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三
總收量	(二・七四)	四・七〇	三・六六	三・六六	三・六六	三・六六	三・六六	三・六六	三・六六	三・六六	三・六六	三・六六	三・六六	三・六六	三・六六	三・六六	三・六六
响當播種量	〇・四六	三・二一	四・五二	四・五二	六・八八	六・八八	六・三三	四・八八	四・五〇	六・六六	七・七七	七・七七	六・六六	六・六六	七・七七	七・七七	七・七七
總數量	二・二八	一五・九五	一・三四	一・三四	二・八五	二・八五	二・五三	一・五三	一・五三	二・二二	二・二二	二・二二	二・二二	二・二二	二・二二	二・二二	二・二二
播種量	三・六	二・五四	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三	三・三三
副産物	八三・六	五八・五〇	六・七五	六・七五	九・一〇	九・一〇	九・一〇	九・一〇	九・一〇	九・一〇	九・一〇	九・一〇	九・一〇	九・一〇	九・一〇	九・一〇	九・一〇
備考																	

生産量及播種量 (附表六)

平均	計							者	小作
	七	六	五	四	三	二	一		
均	京	上	山	京	山	蛟	五	住	地
	城	海	屯	城	屯	河	常	所	主
	城	海	屯	城	屯	河	縣	職	業
	城	海	屯	城	屯	河	農	業	業
	城	海	屯	城	屯	河	業	種	地
	城	海	屯	城	屯	河	業	類	地
	城	海	屯	城	屯	河	業	等	地
	城	海	屯	城	屯	河	業	級	地
	城	海	屯	城	屯	河	業	面	小
	城	海	屯	城	屯	河	業	積	作
	城	海	屯	城	屯	河	業	料	响
	城	海	屯	城	屯	河	業	小	當
	城	海	屯	城	屯	河	業	年	約
	城	海	屯	城	屯	河	業	數	數
	城	海	屯	城	屯	河	業	年	數
	城	海	屯	城	屯	河	業	數	數
	城	海	屯	城	屯	河	業	方	約
	城	海	屯	城	屯	河	業	法	約
	城	海	屯	城	屯	河	業	納	小
	城	海	屯	城	屯	河	業	現	入
	城	海	屯	城	屯	河	業	金	方
	城	海	屯	城	屯	河	業	分	租
	城	海	屯	城	屯	河	業	地	稅
	城	海	屯	城	屯	河	業	加	小
	城	海	屯	城	屯	河	業	地	作
	城	海	屯	城	屯	河	業	備	考

附表

安家		平計		山河		平計	
家		均		均		均	
番	農	七	六	五	四	三	二
號	家	一	二	三	四	五	六
肥料名	自給肥料	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥
數量	肥料	10ト	10ト	10ト	10ト	10ト	10ト
價格	肥料	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
肥料名	購入肥料	硫酸	硫酸	硫酸	硫酸	硫酸	硫酸
數量	肥料	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
單價	肥料	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
價格	肥料	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95
現金	支出	3.85	3.85	3.85	3.85	3.85	3.85
肥料費	响當	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
備考	備	百响當三トシニ袋					

二二五

肥料費支出状況 (附表上)

安家村		平計		山河		平計	
村		均		均		均	
番	農	七	六	五	四	三	二
號	家	一	二	三	四	五	六
牛車	大	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
犁	大	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
馬銜	大						
機脱穀	農						
機製糶	具						
機製建	具						
計	具	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
鎌	小	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
クホー	小						
ペルヤ	小						
三本	農	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
カレ	農						
ホミ	具	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
チゲ	具	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21	0.21
計	具	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
計	計	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7

附

農家經濟收支表 (附表十二)

二二六

農家 番號	收入			支出			借入 計	支出			借入 計	差引	
	農產	畜產	其他	租稅	小作料及負擔金	土地		農舍	畜力	農具			
一	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00
二	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
三	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00	2,500.00
四	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00	3,000.00
五	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00	3,500.00
六	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00	4,000.00
七	4,500.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00
八	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00	5,000.00
九	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00	5,500.00
一〇	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00	6,000.00
一一	6,500.00	6,500.00	6,500.00	6,500.00	6,500.00	6,500.00	6,500.00	6,500.00	6,500.00	6,500.00	6,500.00	6,500.00	6,500.00
一二	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00	7,000.00
一三	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00
一四	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00	8,000.00
平均	3,990.00	3,990.00	3,990.00	3,990.00	3,990.00	3,990.00	3,990.00	3,990.00	3,990.00	3,990.00	3,990.00	3,990.00	3,990.00

農家經濟收支表 (附表十一)

農家 番號	收入			支出			借入 計	差引										
	種苗	肥料	水利	勞賃	運賃	計			住居	食費	被服	光熱	教育	保健	其他	計		
一	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
二	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00	200.00
三	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00	300.00
四	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00	400.00
五	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00
六	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00	600.00
七	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00
八	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00	800.00
九	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00	900.00
一〇	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
一一	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00
一二	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00
一三	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00
一四	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00
平均	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00

農家經濟收支表 (附表十一)

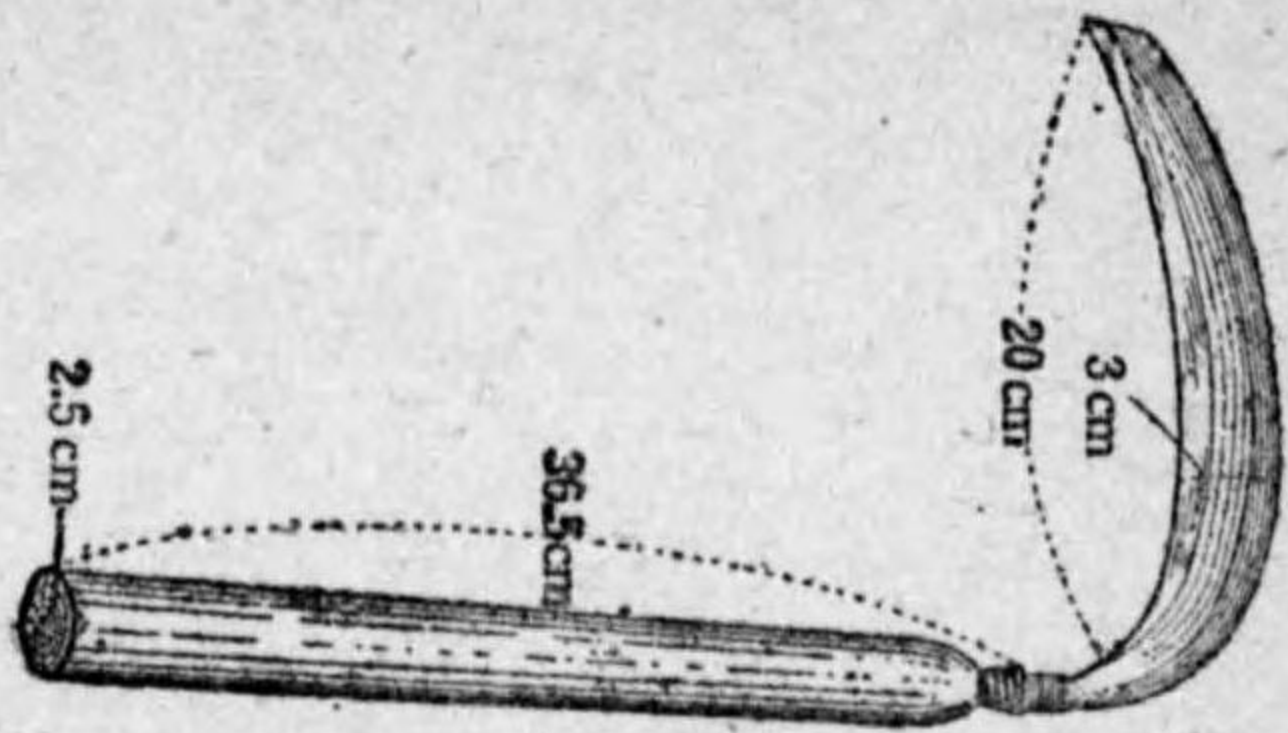
農家番号	收 入		支 出		借入金	差引
	農産物	畜産	公課	私費		
一	二,九一〇	二,九〇〇	三,三三〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
二	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇	二,一〇〇
三	一,五八〇	一,五八〇	一,五八〇	一,五八〇	一,五八〇	一,五八〇
四	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇	一,六〇〇
五	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇	一,八〇〇
六	一,五三三	一,五三三	一,五三三	一,五三三	一,五三三	一,五三三
七	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
計	一,八三三	一,八三三	一,八三三	一,八三三	一,八三三	一,八三三
一家平均	一,八三三	一,八三三	一,八三三	一,八三三	一,八三三	一,八三三
响當	三六・九	三六・九	三六・九	三六・九	三六・九	三六・九

農家經濟收支表 (附表十一)

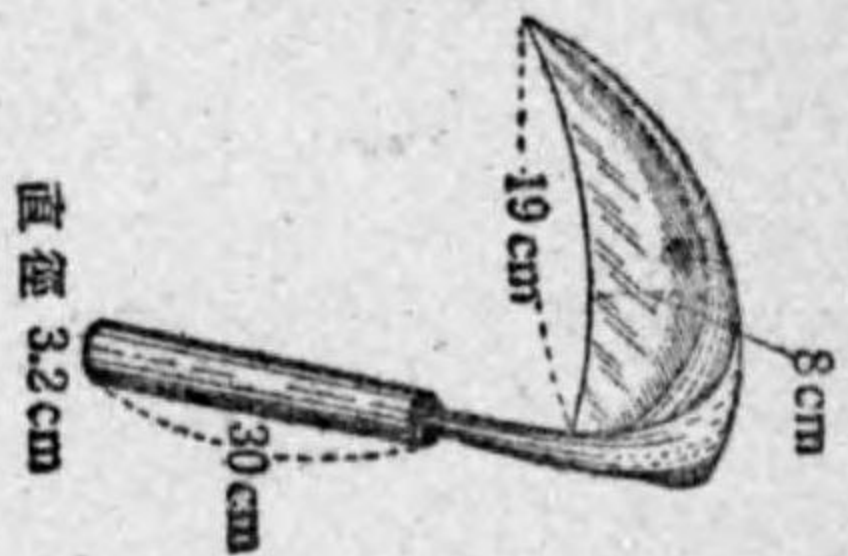
農家番号	支 出		借入金		差引
	生活費	其他	借入金	差引	
一	五九・五	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
二	四九・〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
三	四七・〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
四	四八・五	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
五	四九・〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
六	四九・〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
七	四九・〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
計	四九・〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
一家平均	四九・〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
响當	九・九	九・九	九・九	九・九	九・九

附 表

ナカ (鎌)



ホミ (鋤)

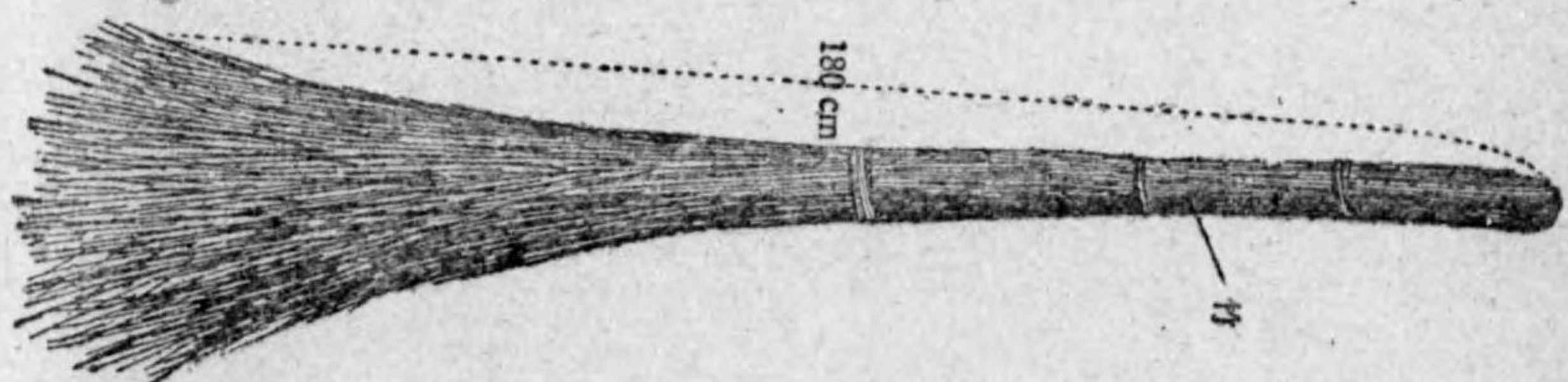


満 鮮 の 農 具

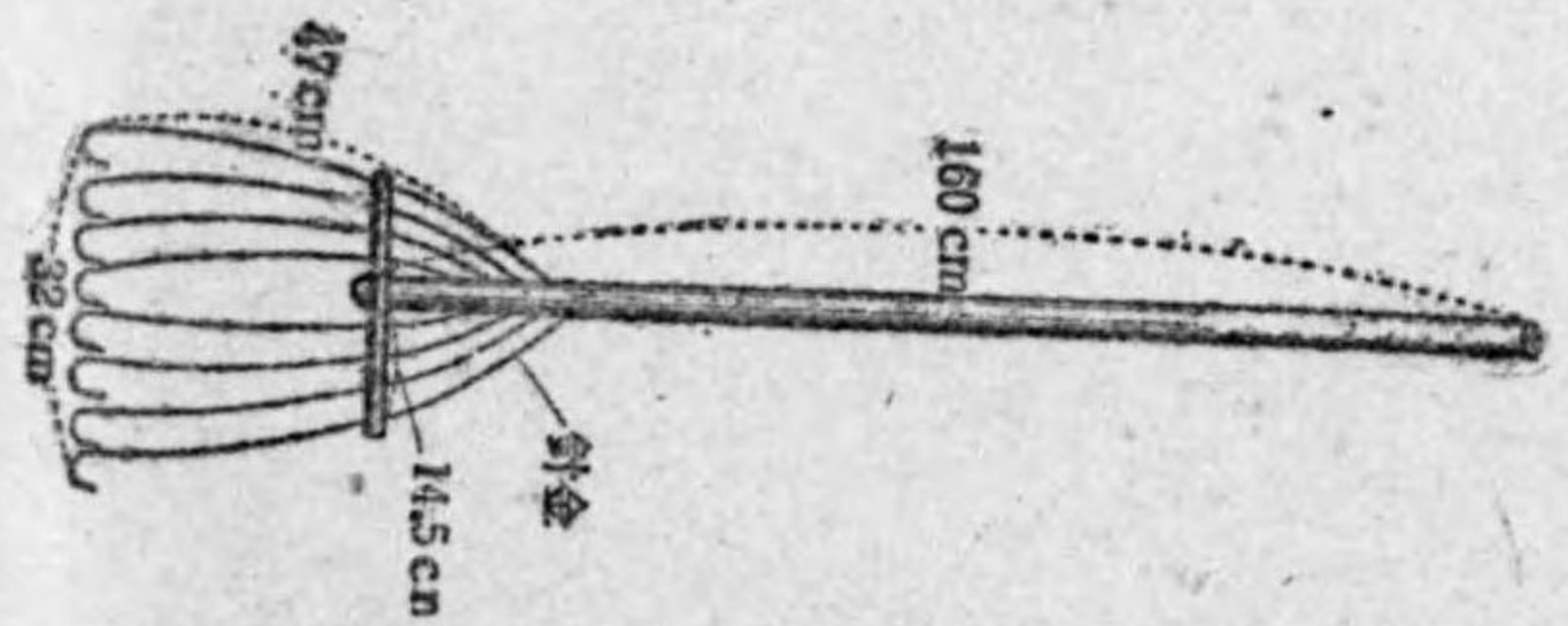
(1)

11 圖 〇

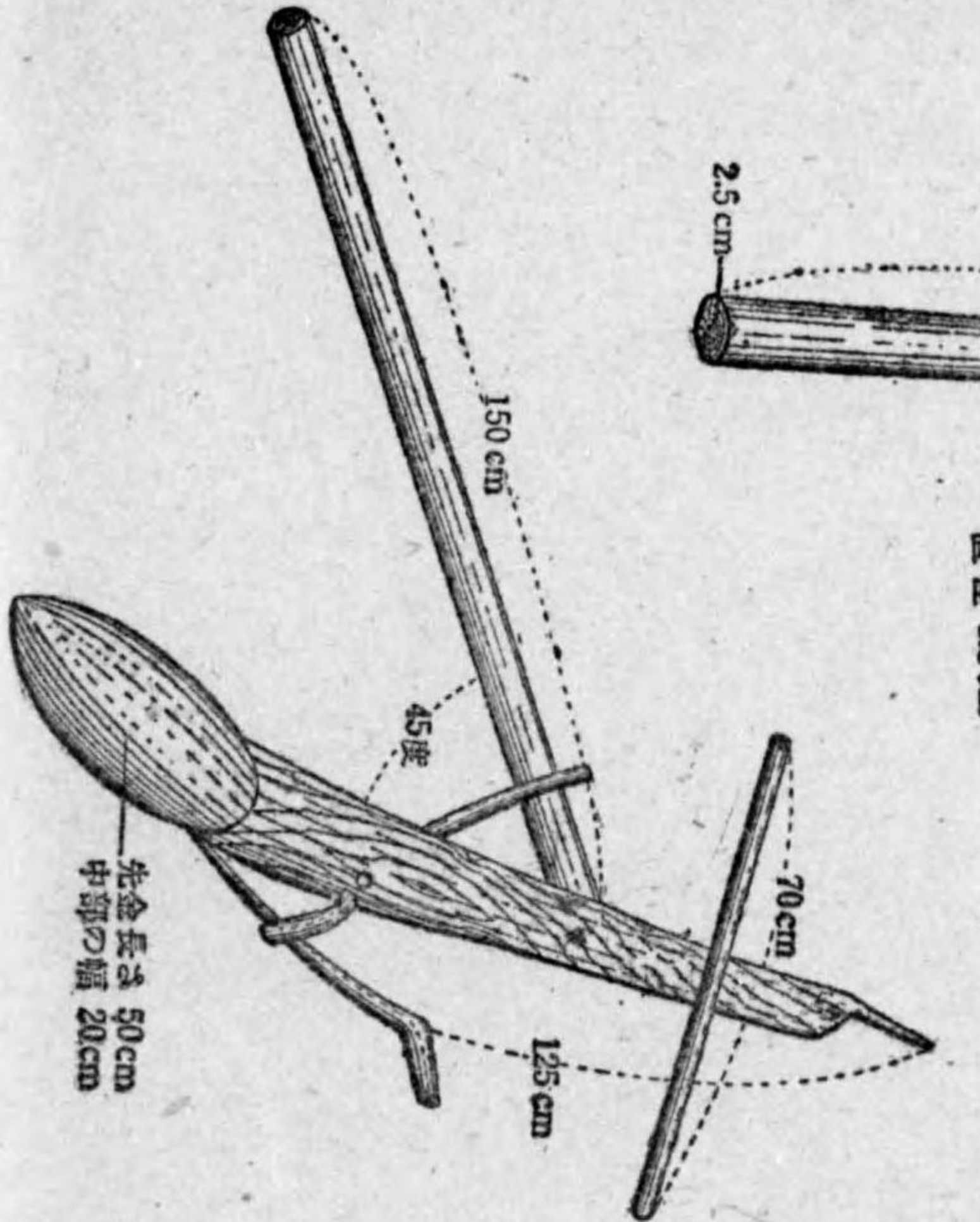
チビヤル (竹箒)



カク



ヌキ (剝耕)



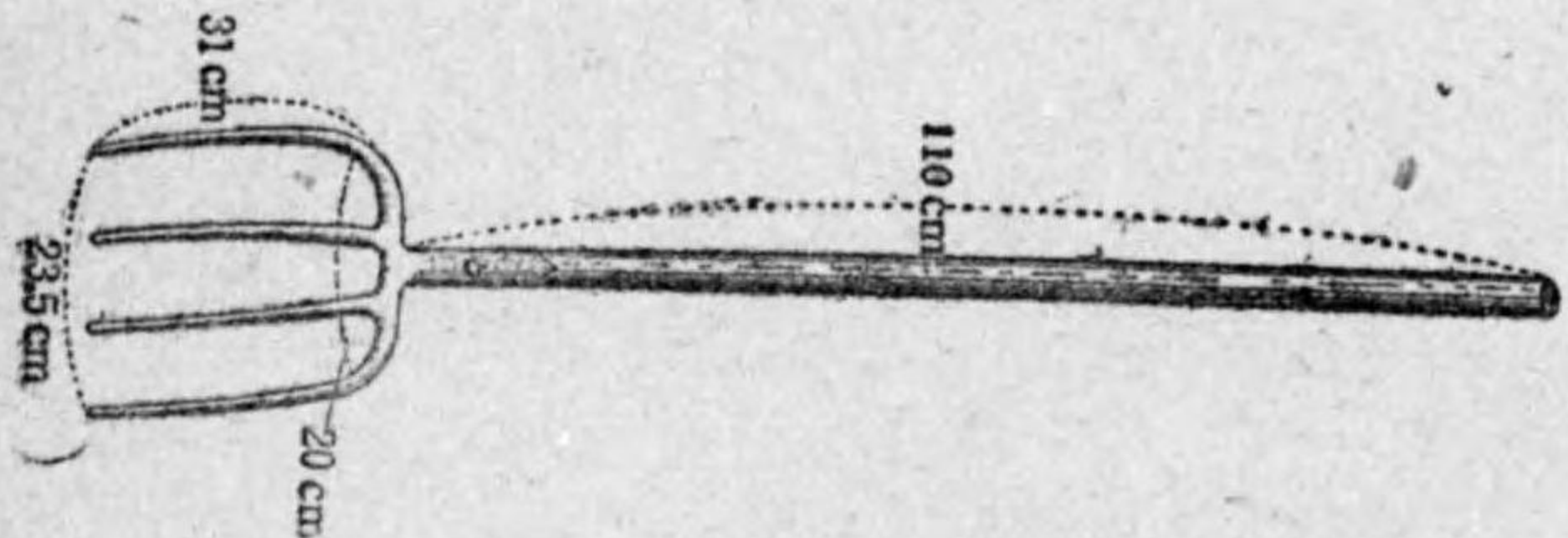
ヤンチヤンカレ (銀風選)

(掃選用)

(2)

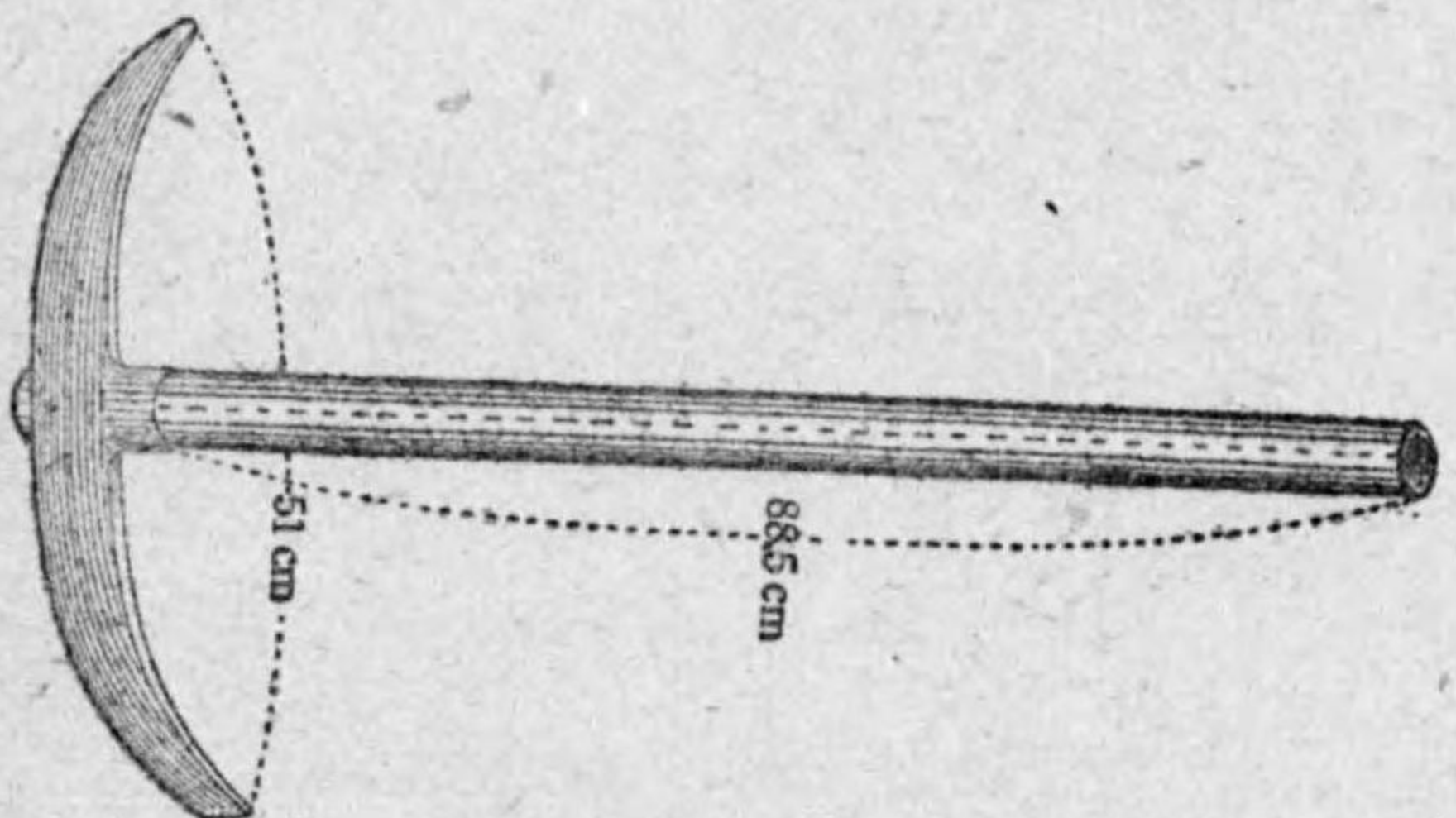
ホーク

(肥料用)



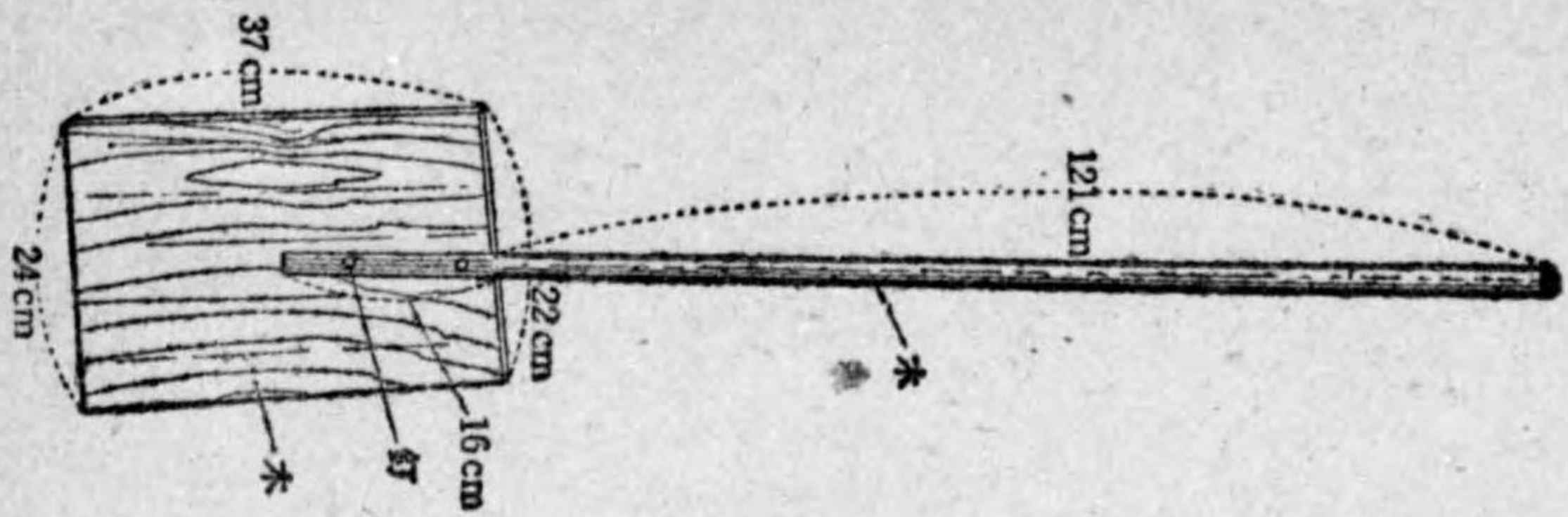
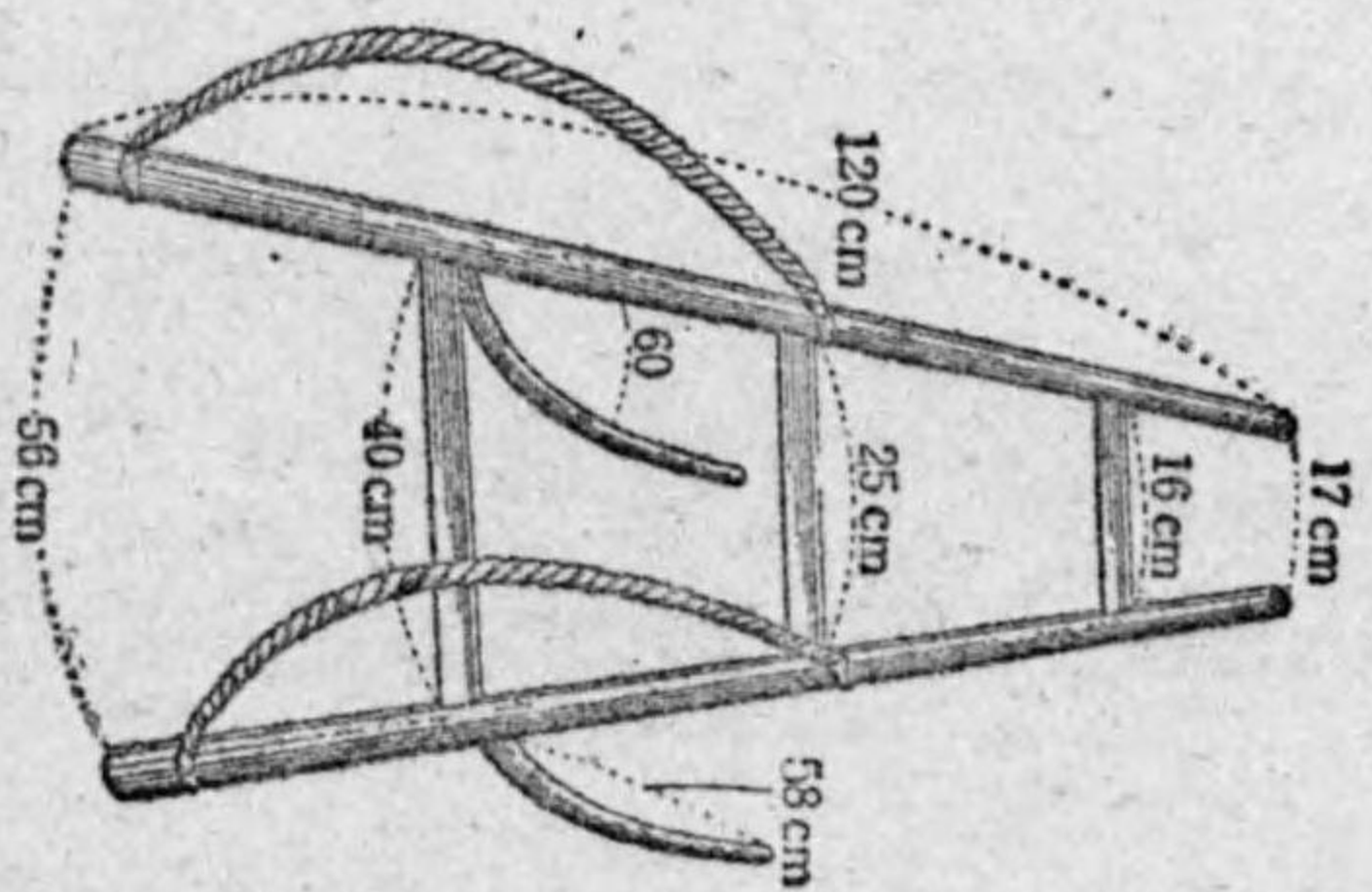
コックソク

(開墾)



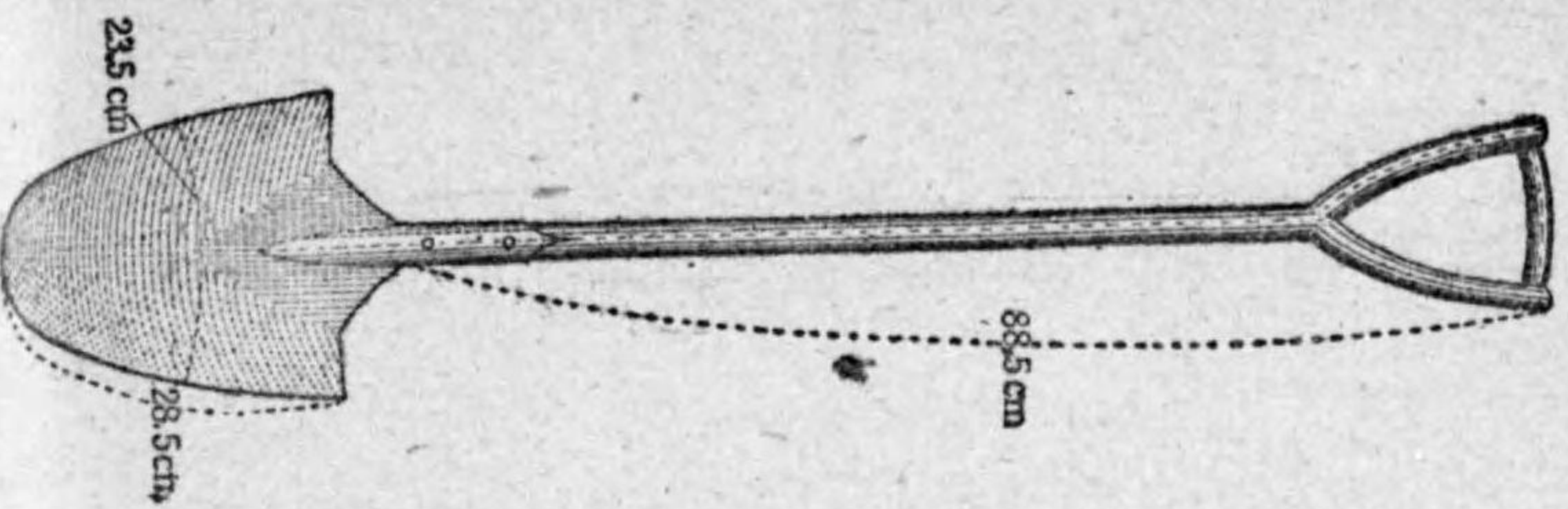
チ

(運搬用)

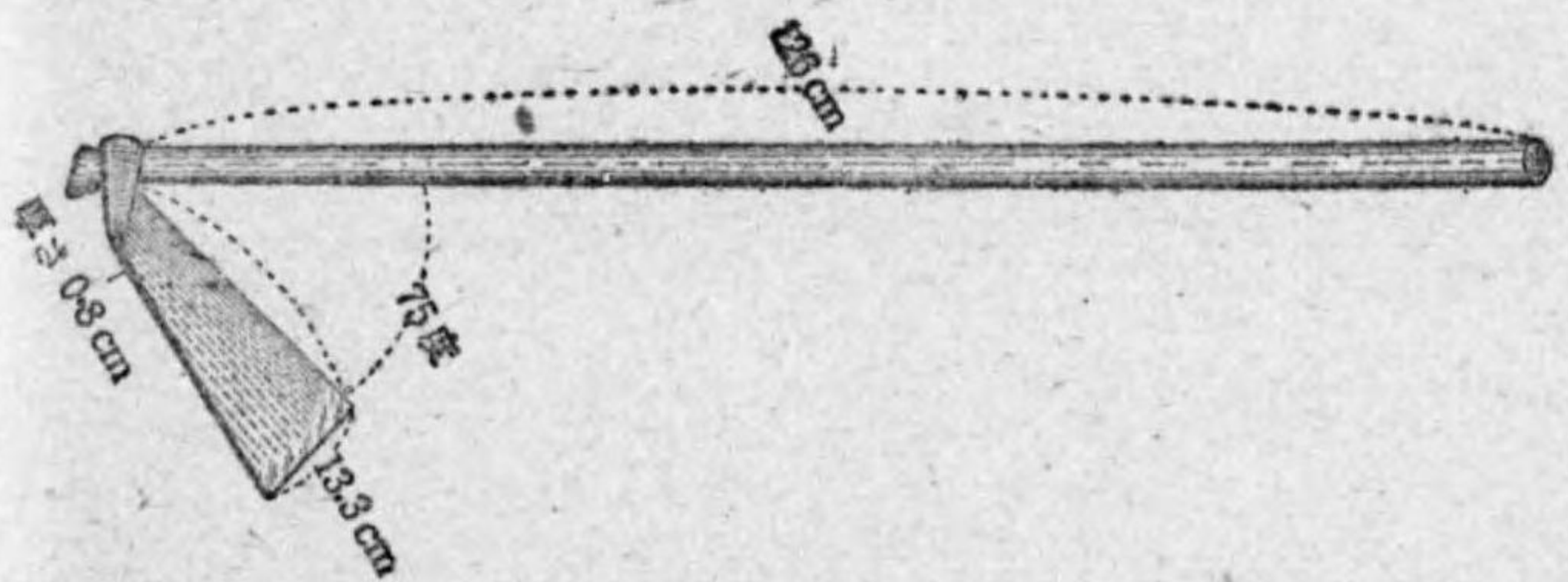


第五章 水稻作の灌漑と技術

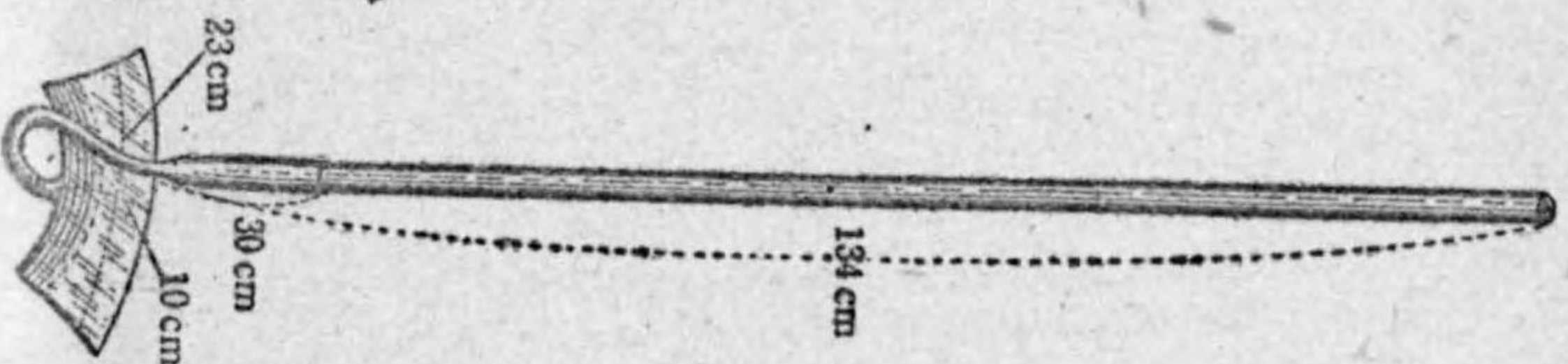
シャベル(畦上げ)



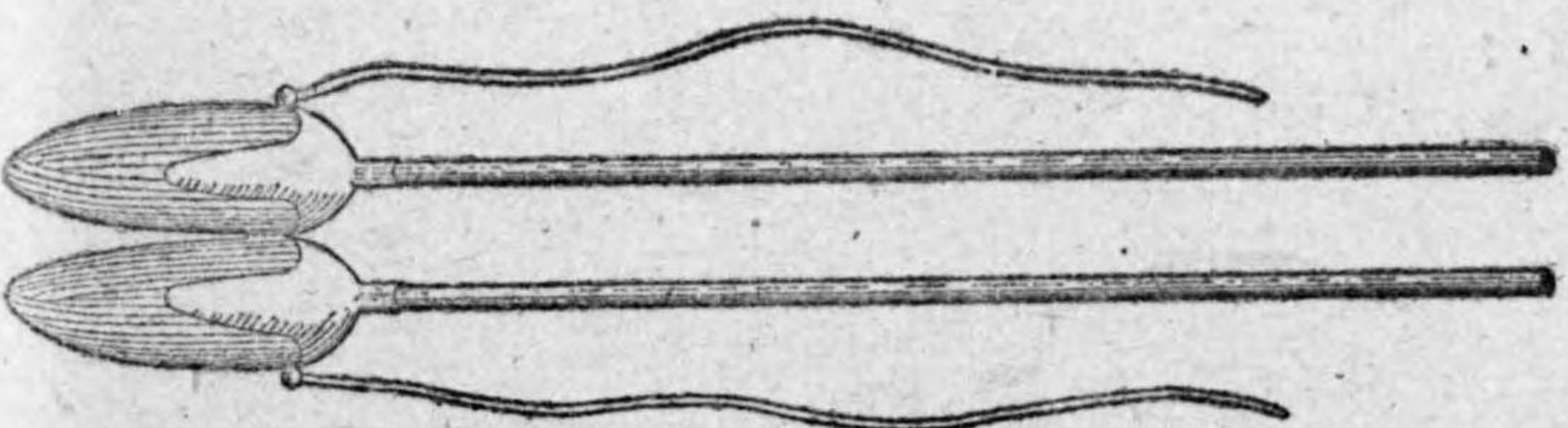
ノコトウ(鑿頭)



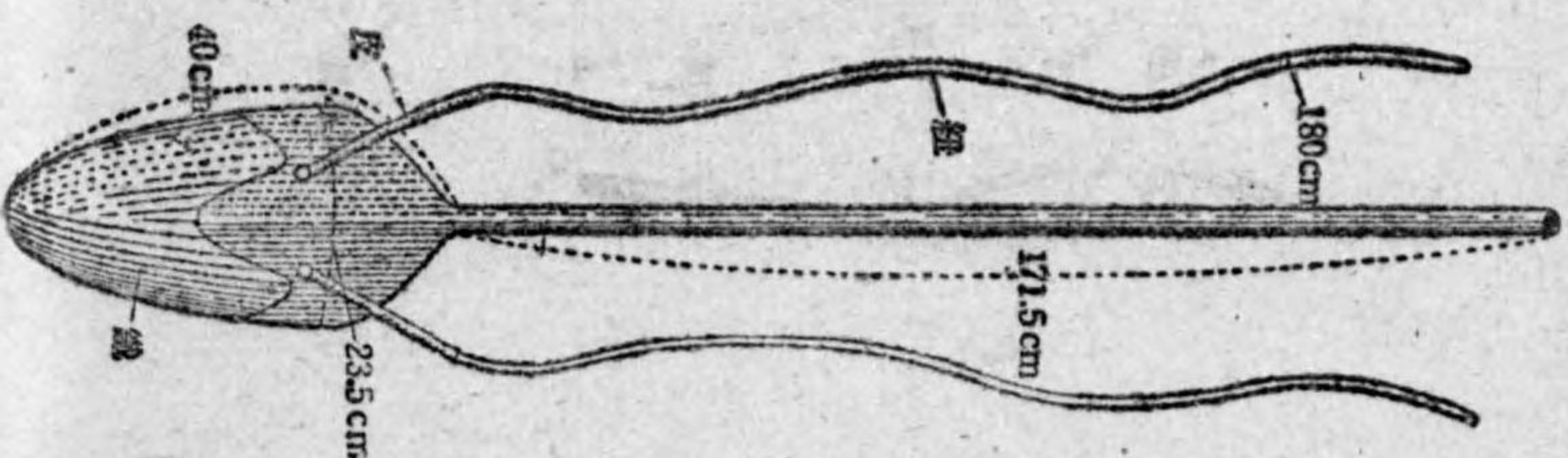
(3) 溝掘ホシ



カベ



カベ(三人にて使用)



第六章 満洲水稻作の經營經濟的條件

— 盤山縣榮興農村調査報告 —

第一節 はしがき

大東亞戰爭の長期化に伴ひ、満洲水稻作の重要性は減殺するどころか却つて増大しつゝある。佛印・泰・ビルマ等の米穀輸出餘力ある國が東亞共榮圏に参加しつゝあるに不拘、自然條件から見て決して有利とは云へない満洲水稻作が、増産を必至づけられると云ふことは、一見奇異の感がないでもないが、むしろさうした熱帯、亞熱帯水田地帯に皇軍の旗がなびいたからこそ却つて満洲水稻作の増産の必要が起つたとも逆説的にいへるのである。何となれば、

第一に、大東亞戰爭は今後益々長期化するであらうし、そのためには北方鎮護の重責を擔ふ満洲國の國防國家體制強化が不可避であること。

第二に、船舶其の他の關係で南方餘剩米は急速に日本内地、又は満洲國へ輸送することはできず、むしろ南方に於ける食糧不足地方に供給せねばならぬこと。

第三に、満洲國としてはこと米穀に關する限り日本内地、朝鮮、臺灣又は南方に軍事的にも經濟的にも依存し得ず、可及的に自給自足に努めなければならぬこと。

第四に、むしろ自給自足以上に國內消費を規正しても對日供給に努力することが使命づけられてゐること。等の理由からして満洲國に於ては水稻作の増産は必至づけられてゐるといへる。世上往々にして米穀は南方に依存す

べきであるとの聲を聞かぬでもないが、それは如上の理由を知らないからであつて、南方に於ける赫々たる皇軍の戦果に酔はず、眞に大東亞戦争の目的を貫徹するためには、滿洲國としては米穀に關する限り、増産の手綱を緩めることなく、一層これに拍車をかけなければならぬのである。

米穀増産のためにとらるべき方策は多々あるし、積極的方法としての土地改良水田造成による平面的なひろがりの餘地がないでもないし、更にまた單位當收量を高めるための集約的方法が色々あるけれど、應急策としては現在の水田面積を減少せしめず、あらゆる自然的災害を排除して減産を防ぐといふ消極的方法が、とりも直さず増産に外ならぬのであつて見れば、土地改良、集約化等積極的恒久的増産對策と並行して消極的應急の方策がとられる要のあることは論を俟たない。いづれに重點を置くべきか、議論のあるところであるが、若し假りに後者に重點を置くことすれば、今日の水稻の經營條件が果して再生産を保證し、これが維持以上に擴大化の可能性を藏してあるかどうかといふことを嚴密に検討し、尠くとも水稻作經營の維持再生産を保證するが如き方策がとられなければならない。

周知の如く滿洲に於ける水稻作は移入鮮農の手に依つて開始せられて以來の短い歴史にも不拘、自然的技術的に不可能とさへ考へられた地理的制限を突破して全滿に擴がつてゐるもの、依然として鮮農の獨占するところであり、滿洲水稻作の經營條件を經濟的に考察する事はとりも直さず、鮮農の經營收支を分析することに外ならないのである。勿論水稻作の經濟的有利性に着眼しての滿農の水田作への轉換、日本開拓民による水田耕作が皆無のわけではないが、水稻の生産流通に於てはこれら新しい傾向は決して支配的ではなく、依然として滿洲水稻作に關する限り鮮農の地位は確固不動であるといへる。従つて遠い將來のことはさて置き、刻下の滿洲水稻作増産の緊急對策としては、鮮農の經營條件の改善向上以外に方策はないのである。

かゝる觀點に立つて筆者は過般錦州省盤山縣榮興村の鮮農十五戸とこれに接壤する南滿農事株式會社河北農場の鮮農

三戸を戸別調査して見た。全滿二十萬戸以上と推定さるる鮮農戸數に對して僅かに十八戸の調査戸數では大海の一粟に等しいし、殊に調査地は中滿、北滿と自然條件を著しく異にしてゐるのであるから、之を以て全滿鮮農の經營條件全般を推すことは勿論不可能であるとしても、少くとも榮興農村は戸數面積收穫高に於て全滿一であり、經營條件に於ても恵まれてゐるといはれて居り、調査農家以外の鮮農の經濟的地位がそれ以上に有利であるとは考へられないし、むしろそれ以下でさへあるのだから、他は推して知るべきであらう。特に榮興村の最良地區は開田以來十年に近く收量も安定してゐるのであるが、開田以來の日淺い地帯にあつては、農家經營の基礎たるべき收量自身が安定せず、連年變動するものが多いので、全體としては榮興農村は標準以上のものであるであらうが、調査戸數が少いけれどさうしたことを懼れて榮興農村でも比較的收量が少く、未だ經營が安定せず、未だ水稻作農家として經營的に不安定な農家をも選擇して調査しておいた。

従つて農家戸數が少く、榮興農村の如き南滿地帯の特殊性はあるとしても、そこから導き出されるものは、在滿鮮農の今日に置かれてゐる經營經濟的條件の一斑を示し得るであらうことを信ずる。

第二節 榮興農村の概況

附、南滿農事河北農場の概況

榮興農村は先に營口農村といひ、滿洲事變後昭和八年半島同胞を移住安定せしめるために舊東亞勸業會社によつて建設されたものであつて、爾來昭和十二年迄の數次に互つて、或ひは滿洲事變避難民の收容、或ひは在郷軍人移民試験移民、若くは昭和九年夏の南鮮水災移民其他選拔移民等一千九百戸を收容して今日に至り、昭和九年の開墾第一年目には一千五百町歩を作付し水稻二萬八千餘石に過ぎなかつたが、康徳八年度には四千町歩以上の作付により十二萬石に近

い生産量をあげ得るに至り、戸數も二千戸に近く、一集團としてかゝる多數の鮮農を包含し、作付生産量をあげてゐるものは全滿稀に見るところであり、東亞勸業から舊滿鮮拓殖會社を経て現に滿拓公社經營の自作農創定地として水稻増産上各方面から注目せられてゐる農村である。(表一)

第一表 榮興農村年度別作付面積及總收量

年度別	作付戸數	人口	作付面積	總收納量	當收量	反當納量
大同二年	六五七	三,〇三二	—	—	—	—
康徳元年	六三三	三,〇〇九	—	—	—	—
二年	一,〇三五	五,四二一	一,四九・八七	一六,九四・五二	一四・五	—
三年	一,七〇四	七,八七九	二,四七・〇〇	四・三七・四〇	四・〇九四	—
四年	一,八六八	九,四七七	三,五九・八八	五,九七・二七	五・四七	—
五年	一,七〇〇	九,六六九	四,〇七・五五	六,四七・一六	四・〇七	一・九三
六年	一,八四四	九,六八四	三,九五・二二	九,四三・六九	五・八四	二・二二
七年	一,八七〇	一〇,〇〇〇	四,二〇〇・〇〇	一〇,八三・七五	五・七〇	二・三三
八年	一,八六七	一〇,〇二二	四,二〇〇・〇〇	一〇,八三・二八	五・六五	二・二四

(註) 反當收量は康徳元年入植農家のものをとる

下建設費の主なるものは、土地四〇萬八千圓、造營物六萬二千圓、工事費九一萬一千圓、農屋一七萬二千圓、材器五千圓、動物〇・七千圓、總掛費其他二四萬六千圓、合計一八〇萬七千圓である。

設定費(建設資本)を除いた經營費に關しては、康徳元年度の作付初年より康徳四年三月末迄は會社が直接管理經營し、その經營費は管理費(負擔金又は負擔率と稱す)といひ、その年の經營歳出入豫算額に應じ、各農家より生産量に對し一定率を以て徴收充當し、若し年度末收支決算額に於て増減を生じた場合は之を設定費に繰込む方針をとつて來た

が何分にも強鹽分地であり、而も開墾當初のこととして鹽害が甚しくて收量が少いのみならず、機械灌溉のため多額の維持費を要したけれど、負擔率は四割を越えることはなかつた。康徳四年四月以降舊鮮拓會社は農村の管理經營を農務總聯合會に委任したため、現在では聯合會費と稱して居り、現に生産量に對して三割五分を納入せしめ、農務總の經營をすべて賄つた上に滿拓會社への年賦償還金にも充て、十五年後には自作農として現在の土地の私有を許されるのであるが、負擔を年次的に示せば第二表の如くである。

第二表 各年度別農民の負擔狀態

年度別	區別	總收納量(石)	負擔率%	負擔納量(石)	備考
康徳元年	第一農村	二八,九四・五二	三・五〇	一〇,二九・八八	教育衛生費を含む
二年	第一	四三,三七〇・〇〇	四・〇〇	一八,四三・三三	同
三年	第一	四八,五四・四五	三・七	一七,八八・四四	同
四年	第一	一〇,四三・七三	三・四〇	三,五三・〇三	同
五年	第一	五五,六三・〇五	四・〇〇	二二,四六・三三	年利八分十五年賦金を含む
六年	第一	三三,〇八・二二	三・七〇	八,六七・七七	負擔納量は責任數量とす
七年	第一	六三,七五・〇四	三・〇〇	一九,四〇・三三	同
八年	第一	九,八七・四五	三・五〇	三,五〇・〇〇	同
八年	第二	一〇八,二九・九〇	三・五	三,四〇・〇〇	同
八年	第二	三二,八三・六	二・五	三,七六・五	同

(註) 康徳五年度以降負擔中には村公所負擔税を含む
更に年利八分一五ヶ年賦金を含む

る。特に肥料の共同購入と農耕資金貸付は鮮農の經營上不可避のものであり、この面からすれば一種の協同組合的機能果してゐるといへる。

第三表によれば水稲耕作上不可欠なる肥料支出は開田當初の五二錢に比すれば、康徳六年度には約五倍に増高してゐる。肥料價格の騰貴は若干認められるが、かかる肥料費の増大は結局するところ、單位當施肥量の増大に基づくのである。これが水稲作經營上に占むる比重に就いては後段で詳細に觸れるであらう。

第三表 榮興農村肥料消費狀況

年度別	作付面積	施肥量			單位價			金額			反當 施肥額
		硫安	石灰窒素	過燐酸	硫安	石灰窒素	過燐酸	硫安	石灰窒素	過燐酸	
康徳元年	一、五〇〇・〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	〇・五五
二年	一、九六・六六	四、〇〇〇	一、九〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一・〇三
三年	二、九七・二四	七、七〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	〇・九五
四年	三、四九・六三	一、八、四九四	—	—	—	—	—	—	—	—	一・三三
五年	三、九四・六六	一、四、六七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	一・三五
六年	四、一五・五五	一、四、一九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	二・四四
七年	四、二九・二三	五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八年	四、二〇〇・三三	二、七三、一〇〇	二、〇一、一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—

第四表によれば、貸付金額は年次的に凸凹してゐるが、新債のみを作付戸數にて除して一戸當負債額を見たると、舊債の一戸當平均額を年次的に比較すると、下表の如くなり、舊債は康徳六年を除いて年々に増大しつゝあることが判る。即ち年々新債があると同時に、完全返済が出来

年度別	新債	舊債	新舊債合計
大同二年	八八、八八	—	八八、八八
康徳元年	二〇〇、〇〇	—	二〇〇、〇〇
二年	二七五、四一	—	二七五、四一
三年	一八〇、八八	—	一八〇、八八
四年	一六、九七	—	一六、九七
五年	二〇四、〇〇	—	二〇四、〇〇
六年	—	二〇四、〇〇	二〇四、〇〇
七年	—	二〇四、〇〇	二〇四、〇〇
八年	—	二〇四、〇〇	二〇四、〇〇

第四表 榮興農村貸付金回收狀況

年度別	貸付金額			回收高	殘高
	新債	舊債	計		
大同二年	六〇、〇〇〇・〇〇	—	六〇、〇〇〇・〇〇	二七、〇〇〇・〇〇	三三、〇〇〇・〇〇
康徳元年	一四九、五五六・〇〇	三、〇〇〇・〇〇	一五二、五六六・〇〇	一〇四、三三五・〇〇	四八、二三一・〇〇
二年	二八五、〇三三・元	六、三三三・〇〇	二九一、三六六・元	一五五、三三三・元	一三六、〇三三・元
三年	二六、八七七・元	一六、〇三三・元	四二、九一〇・元	一五、五〇〇・元	二八、四一〇・元
四年	三六、八二四・八〇	一、四四九・六六	三八、二七四・四六	三、八〇〇・〇〇	三四、四七四・四六
五年	三〇、〇三三・五〇	四、八四七・七	三四、八八一・二七	三、六〇〇・〇〇	三一、二八一・二七
六年	三四、六三三・五九	四、三三三・二四	三九、〇六六・八三	四、七四三・五九	三四、三二三・二四
七年	三三、九二二・二五	三、三三三・二四	三七、二五五・四九	三、四四一・二五	三三、八一四・二四
八年	五五、三三〇・八八	三、九六九・九	五九、三〇〇・七八	四、三三三・〇七	五四、九六七・七一

は年々春の新債によつて農耕し、秋に粃代金の中から返済し、作柄不良や或ひは冠婚葬祭等の臨時支出の爲に完済出来ぬ場合は次年度に繰越すといふことが繰返されてゐるのである。而も滿拓、従つて農務稔の貸附方針としては家畜購入等の長期金融には消極的で生活費、又は農耕費主として勞賃支拂のための短期金融が大部分であるから、滿拓から日歩二錢三厘にて借りて日歩四錢にて農民に貸せる(舊債が残るといふことは長期的性質を有する融資によるのでないことに注意しなければならない)。

次に南滿農事河北農場の概略を見よう。同農場の位置は榮興農村に接続し、奉山線支線河北線の河北驛より田前臺驛に至る延長十二軒、東は遼河に境し、西は鐵道線路を挟んで前記滿拓の榮興農村と境してゐる。同農場は昭和十年匿名

次に次年度に繰越し、それが舊債として残りつゝある事、而も舊債の増大率が大きいといふことは、それだけ農業經營が安定してゐない證左ともいへるのである。勿論右は一般的にいへる事であるが、中には經營收支上の餘剰を貯蓄してゐるものもあり、その額二三千圓を越すもの一萬圓に達するものも間々あると云ふことであるが、恐らくはさうした餘力あるものは例外であり、大抵多數農家

第五表 河北農場經營概況 (一)

項目	年度別				
	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	平均
總戸數	二九・七	二四・八	二七・一	二二・三	二六・二
作付面積	二・八七	二・九五	三・〇九	二・六五	二・八七
作付面積平均	四、六四、七六	六、五四、七三	八、七二、一七	一〇、三三、三八	六、〇〇、〇〇
總收穫量	二、二二	二、六九	三、〇九	三、〇四	二、五五
段當収量	七、九四	七、三三	七、三三	七、三三	七、三三
一戸當平均	四、八五、三三	四、三三、七〇	四、八八、三〇	五、五三、八〇	四、六五、〇〇
金當平均	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
蓄積平均	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
副業收入	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
收入合計	一、九〇・五	三、三三・七	三、八一・〇	三、七九・九	三、二一・〇
貸付金	三、七三・七	二、九〇・七	三、七三・七	三、七三・七	三、二一・〇
剩餘金	三、七三・七	二、九〇・七	三、七三・七	三、七三・七	三、二一・〇

(註) 剩餘金は農閑期に於ける家計費と農業純益とを含む

第七表 河北農場負債狀況

年度別	項目				
	新債	舊債	合計	回収高	残高
昭和十一年度	二四、〇七、六	一、三〇、〇	二五、三七、六	一、三〇、〇	二四、〇七、六
昭和十二年度	一七、八四、六	一、〇〇、〇	一八、八四、六	一、〇〇、〇	一七、八四、六
昭和十三年度	五、七三、三	四、八八、三	一〇、六一、六	四、八八、三	五、七三、三
昭和十四年度	七、九四、〇	四、八八、三	一二、八二三	四、八八、三	七、九四、〇
平均	一七、〇〇、〇	一、〇〇、〇	一八、〇〇、〇	一、〇〇、〇	一七、〇〇、〇
合計	五七、五八、五	一〇、〇六、六	六七、六五、一	一〇、〇六、六	五七、五八、五
回収高	一、三〇、〇	一、〇〇、〇	二、三〇、〇	二、三〇、〇	一、三〇、〇
残高	五六、二八、五	九、〇六、六	六五、三五、一	九、〇六、六	五六、二八、五
貸付戸數	共	共	共	共	共
完納戸數	共	共	共	共	共
同上%	八四・三	一〇〇・〇	八四・三	八四・三	八四・三

第六表 河北農場經營概況 (二)

項目	年度別				
	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	平均
起耕費	六・六	一〇・六	三・四	三・七	三・八
揚水費	二・九	二・七	三・四	二・九	三・〇
肥料費	二・七	二・七	三・七	三・七	三・〇
除草費	二・〇	二・〇	二・七	二・七	二・六
除草費	三・六	三・〇	三・八	三・三	三・二
農具費	九・五	一〇・七	七・七	一〇・五	九・六
種子費	一・九	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
醫療費	四・五	三・八	二・八	四・七	三・九
公租公課費	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
家計費	七・〇	八・九	一・七	一・二	一・六
合計	一八・〇	三三・六	二一・九	二七・七	二五・二

組合が土地買収を行ひ、榮興農村に收容し切れなかつた鮮農を收容して發足したが、翌十一年に資本金十一萬圓の株式會社となり、更に翌十二年二十萬圓増資して現に資本金三十萬圓の株式會社であるが、會社として農業經營を行はず、土地を鮮農に小作貸付けて小作料を收納する地主會社であり、水利權の一切を會社が所有して機械灌漑を行つてゐる。小作契約條件は生産物の五割を小作料として納入せしめるが、揚水費肥料費は會社と小作人との折半になつてゐる點が自作農創定地たる榮興農村と著しく異つて居り、更に榮興農村は家族員數、家族勞力の多寡に關係なく、經營すべき水田面積は二町歩若くは二町四反と劃一的に決定されてゐるの對し、河北農場は經營面積に弾力性があり、最小二町から最大なるものは五町以上に及んでゐる。現に收容農家は二百戸以上に達し、水田面積は六百町歩近く、勿論榮興農村に較ぶれば戸數は約十分の一面積は七分の一、總出資量は約十分の一・五でしかないが、經營概況並に貸付金の用途概況、貸付金回収狀況等を掲ぐれば第五表、第六表、第七表の如し。

第三節 家族の構成

調査農家一八戸の家族員數は平均一戸當六・八人であり、男一〇〇に對し女八八の比率を示し、多少開墾型の名残をとめてゐるが、更にその年齢別構成を見ると、二十歳以上五十歳未満の所謂生産年齢層が全體の二八%を占め、約三分の一に近く、明瞭な開墾型である。

調査農家の出身道を見るに、平安南北、慶尙南北、全羅北道の五道にわたつて居り、之を北鮮、南鮮に區別してみると、北鮮一に對し南鮮七の割合で北鮮出身者が多いことがわかり、郷里を出奔し渡滿して以來の年限は最長三十年のもの一戸あり、最短五年のもの一戸あり、平均して十一年になつてゐるが、渡滿以來の移動箇所は多いのは四ヶ所といふがある。但し國內を移動せず、直接目的地たる榮興農村若くは河北農場に定着せるものが六戸ある。國內の移動箇所

所に鳳城、遼陽、奉天、撫順、興京等南滿地方が主であるが、稀には海龍、金川等の中東滿地方にゐたことのあるものもあるが、北滿地方に在住したことのあるものは見當らない。このことから朝鮮を離れて以後盤山縣に定着する迄の移動コースなり、或ひは移動サークルなりといふものは決して無軌道のものではなく、凡その傾向があるのではないかと思像される。

家族員数の一戸當平均六・八人は、滿鐵産業部の「昭和九年度鮮人農家經濟調査報告」(以下滿鐵資料と稱す)一四戸の平均六・七九人、産業部の「康徳三年度農家經營經濟調査」延吉縣の部の八戸平均六・八八人と殆ど相等しいが、滿鮮拓殖會社の「康徳五年度農家經濟調査報告」(以下鮮拓資料と稱す)に於ける七戸の平均六・六人より稍々大であり、舊産調の「康徳三年度農村實態調査報告書」延吉縣楊城村B屯の二四戸平均五・九二人に比しても稍々大である。

家族員數に對する家族勞働員數は一戸當平均二・六人で三九%に達してゐる。前記滿鐵資料によれば、家族員數に對する主として農業に従事するものは二九%、補助的に従事するものは三六%に達して居り、鮮拓資料によれば主として農業に従事するものは三七%、補助的に従事するものは二九%であつて滿鐵資料と殆ど等しく、産調資料によれば成人男子は二〇%、女子少年等が一〇%で、我々の數字より稍々少くなつてゐる。我々の調査は勞働能力を性別、年齢別の換算率を使用せず、農民自身に能率を語らしめたものをそのまま、集計したのであるが、(特に成年婦人勞働で成年男子勞働と同等價のものもある)滿鐵に比すれば家族勞力への依存度は比較にならぬ程高い。

常備保有勞力としての年工は榮興農村十五戸で僅かに三人、河北農場は三戸で三人で十八戸の平均では一戸當僅かに〇・三人にしか過ぎないが、滿鐵資料では常雇一戸當〇・二九人であり、鮮拓資料では年工〇・一人、月工二・二人、計一・三人となつてゐる。結局我々の調査結果による常備保存勞力は二・九人、滿鐵資料では能率換算せずして四・四人(月工を除く)であつて、我々の數字が最も小さい。

次に經營面積を見ると

一番農家から十番農家まで榮興農村の第一農村(開田が早くて收量が安定してゐる)の分は一番を除いて總て劃一的に二町四反であり、十一番農家から十五番農家までの第二農村(開田が稍々おそく第一農村に比し、強鹽分地帯で單位收量も少く、經營は極めて不安定)はこれまた二町にきまつて居り、十六番農家以下の河北農場所屬の小作農家は面積が夫々ちがつて居り、十八戸の平均では二町四・八反となつてゐるが、經營作物は例外なしに水稻

第八表 調査農家族概況

番農家	面積	男	女	家族勞力	家族員數	年工	出身道	來住年	移動箇所
一	二・二	三・三	三・四	二・〇	七	一	平安北道	二〇	遼陽・榮興
二	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	平安北道	八	興京・遼陽・榮興
三	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	慶尙北道	二〇	鳳凰城・金川・奉天・榮興
四	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	平安南道	三〇	龍化・ギラン・榮興
五	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	慶安北道	二五	鳳凰・榮興
六	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	慶尙南道	二二	海龍・遼陽・榮興
七	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	平北	二〇	興京・遼陽・榮興
八	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	平北	二〇	奉天・撫順・榮興
九	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	平北	二〇	遼陽・榮興
一〇	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	全羅北道	二七	興京・撫順・榮興
一一	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	全北	二八	直接
一二	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	全北	二七	鳳凰城・河北
一三	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	全北	二七	鳳凰城・河北
一四	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	全北	二七	鳳凰城・河北
一五	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	全北	二七	鳳凰城・河北
一六	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	全北	二七	鳳凰城・河北
一七	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	全北	二七	鳳凰城・河北
一八	二・四	三・五	三・三	三・五	六	一	全北	二七	鳳凰城・河北
平均	二・四	三・六	三・三	二・六	六・八	〇・三	北南	二・二	鳳凰城・河北

現金支出	現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		
	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	
5.00																			
11.00																			
1.10																			
3.00																			
5.00																			
11.00																			
7.00																			
2.00																			
5.00																			
18.00																			
12.00																			
84.40																			

第十一表の四 畜産支出

現金支出	現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		
	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	
5.00																			
11.00																			
1.10																			
3.00																			
5.00																			
11.00																			
7.00																			
2.00																			
5.00																			
18.00																			
12.00																			
84.40																			

第十一表の三 生活費支出

現金支出	現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		現金支出		
	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	
3.00																			
1.00																			
2.00																			
5.00																			
8.00																			
11.00																			
3.00																			
3.00																			
1.50																			
3.00																			
2.00																			
7.00																			
3.00																			
7.00																			
19.60																			

第四節 農家の所得

第十一表の五 農畜産収入

農畜産収入	農畜産収入		水稲(町)		畜産収入	畜産収入	
	数量	金額	数量	金額		数量	金額
自作当量	2,240石	2,240			豚一頭	3,000	3,000
反當收穫	3,240石	3,240			鶏五羽	100	100
收當收穫	7,000石	7,000			計	9,000	9,000
單收當收穫	1,900石	1,900			販賣仕向	7,500	7,500
金單收當收穫	1,400石	1,400			自給仕向	1,500	1,500
自給仕向	2,700石	2,700			販賣仕向	1,400	1,400
販賣仕向	1,300石	1,300			計	4,200	4,200

第十一表の六 副業収入

副業収入	数量		金額		自給仕向		販賣仕向	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
豚	11	3,000	11	3,000	11	3,000	11	3,000
鶏	500	500	500	500	500	500	500	500
その他	100	100	100	100	100	100	100	100
計	611	3,600	611	3,600	611	3,600	611	3,600

第十一表によれば、収入の最大なるものは耕種収入であつて八二・六四%に達して居りこれ以外の収入源泉としては畜産収入が五・九四%、刈繩等藁加工の副業収入が四・八一%、運搬、被傭勞賃収入等其他が七・二〇%であり、支出の最大なるものは耕種支出で五二・二九%、それに次ぐのは家計費の三八・九八%であり、兩者にて九〇%を越えてゐるが、差引九五圓十五銭のプラスになつてゐる。

右は具體的調査の結果でなく、机上の標準型農家の推定であるが、いづれにしろ二町二・四反の一年間の粒々辛苦の結果が僅かに百圓未満黒字を出してゐることに注目する要があらう。

では我々の調査結果はどうであらうか。先づ収入の最大なる穀と副産物としての藁の生産所得から見てゆかう。

第十二表 調査農家農畜産収入並に販賣状況

番號	生産穀(A)		副産物		農畜産収入	販賣穀(B)		(B/A)	(C)	(B+C/A)
	数量	金額	数量	金額		数量	金額			
一	70.0	140.0	3,000	180	1,580	700	500	31.0	33.0	82.9
二	75.0	150.0	1,000	220	1,700	900	500	29.4	32.7	83.7
三	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
四	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
五	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
六	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
七	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
八	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
九	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
一〇	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
一一	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
一二	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
一三	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
一四	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
一五	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
一六	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
一七	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
一八	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
一九	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
二〇	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
二一	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
二二	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
二三	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
二四	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
二五	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
二六	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
二七	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
二八	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
二九	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
三〇	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7
平均	75.0	150.0	3,000	180	1,680	800	500	29.7	32.7	83.7

(註) 穀一石二〇圓、藁一〇〇斤一・五圓とす

第一項 農産収入

既に見た如く、二番農家より十番農家迄は経営面積はいづれも二町四反であるが、康德八年度の生産量は小は六〇石より大は一〇四石に到るまでかなり差異があり、十一番より十五番迄の第二農村の農家は収量が更に低下し、甚しきは僅かに二〇石といふものさへあるが、十六番以後の河北農場小作農は面積が稍々大きいだけに収量も多い。副産物としての藁は収の生産高に比例する筈であるが、調査聴取の誤りからか、必ずしも生産量に比例して居らない。

結局十八戸の調査結果からすると、主副産物生産量を貨幣評價すると一戸當平均一、七〇七圓となり、一戸當平均經營面積は二町四・八反であるから反當粗収入は六八圓八三錢となる。

所で生産収は經營農家が全部そのまゝ自由に處分し得る筈がなく、榮興農村では脱穀後一應農務契聯合會が全部收納して農務契の維持費、滿拓への償還金等を含んだ負擔収と稱して生産量に對する三五%分が控除され、四ヶ月分位に相應する自家消費分と、次年度播種用分だけが農家に引渡されて、その他は共同販賣される。勿論負擔収が控除せられた以外の中から幾干を販賣すべきに付ては相當農民の意思が働くであらうが、十八戸の平均では四二・九%となつてゐる。若しも負擔収又は小作料分がそのまゝ、交易場に搬出されるとして、それを商品化率にすれば八一・一%となり、相當に高い。(實際としては負擔収、又は小作料がそのまゝ、商品化し得るものでなく、いくらかは地主、又は農務契職員等の消費に振向けられるだらうからこれよりも低下する筈)。然し仔細に各農家を見ると、販賣率の上では河北農場の三戸が概して榮興農村に比して低く、特に最大面積經營で収量最大なる十七番農家の如きその感が深い、販賣率零の二戸は恐らくは春季の借入金返済のために差引かれた爲に販賣量は全然なく、自家消費に仕向ける分も無く、種子用の分が残されてゐるに過ぎない。

第二項 畜産収入

次に畜産収入を見ると、第十三表の如く僅かに一戸當平均四一圓九五錢でしかなく、飼料費支出の現金のみにて三八圓八〇錢であるから、辛うじて三圓一五錢の利益であり、若し自給分を換算して加へれば、むしろ一三圓一六錢の損失を招くと云ふ有様である。而もこれは家畜の購入價額に對する償却も見ず。畜舎の新築費修理費償却費等も全然見てゐない。若しもこれ等の支出を見れば經營的には引合はぬだらう。勿論鮮農の場合、牛は農耕用又は運搬用に使役せられるのが普通だから、畜産収入の内容をなすものは豚・鶏等の小動物で、調査農家には鶏は一羽もなく、豚は僅かに八頭でしかない。恐らくアルカリ地帯であるため鶏の飼料となるべき雜草が生長し難いためか、鶏の飼育は榮興農村全體から見ても僅少であり豚も比較的少く、益々以て水稻作單作収入に依存せざるを得ないわけであるが、念のために榮興農村の家畜頭数を掲げれば下表の如し。

年度別	牛	馬	豚	鶏	家鴨	犬	摘要
康德三年	一六四	八	一七二	一、〇九	一、〇九	一、〇九	九月末調査
" 四年	一三三	一〇	一五二	一、〇九	一、〇九	一、〇九	五月末
" 五年	一四八	七	一五二	一、〇九	一、〇九	一、〇九	四月末
" 六年	一五二	五	一四一	一、〇九	一、〇九	一、〇九	三月末
" 七年	一五二	四	一四一	一、〇九	一、〇九	一、〇九	二月末
" 八年	一六六	二〇	一五二	一、〇九	一、〇九	一、〇九	

即ち下表の示す如く、馬は殆ど問題とするに足らず、牛・豚・鶏の如きも康德三年當時が最大であり、家鴨の如きはまさに跡を絶たんとしてゐる。恐らく前記の如く家鴨飼育が自然條件的に困難であることによると思はれるが、他方農務契なり滿拓なりの農業經營の方針にも因るのではないかと思はれる。即ち蔬菜さへも自給し得ない榮興農村は、畜産収入の道を絶たれて水稻作の集約度を高めること、副業収入に赴く以外に収入源が狭められてゐる。

第三項 副業収入

籾の脱穀調製販賣以後翌年度の整地播種にかゝるまでの間、大體十一月から四月迄の半歳間は農閑期であるが、この

第十四表 調査農家副業収入

平均	原料	所要勞力	製品量	能一日當	販賣量	商品化率	金額
一	一六・〇〇〇斤	七五日	一〇・〇〇〇斤	二〇〇斤	一〇・〇〇〇斤	一〇〇・〇%	三〇五・〇〇
二	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
三	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
四	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
五	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
六	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
七	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
八	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
九	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
一〇	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
一一	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
一二	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
一三	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
一四	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
一五	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
一六	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
一七	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
一八	一三・〇〇〇	一〇〇	一〇・〇〇〇	一五〇	一〇・〇〇〇	一〇〇・〇	三〇五・〇〇
平均							二〇〇・三

収入合計二六四圓をあげてゐるのみである。(牛一頭一人の組合による一田地耕起に一日を要し、賃銀は九圓乃至十

難い。(十四表には現はれてゐないが原料を購入させる農家が三戸もあるので、必ずしも自給範圍に限定はされない)。

第四項 其他收入

以上の収入源の外に勞働收入其他が考へられる筈であるが、十八戸の調査農家中家族勞力の餘力を被傭に振向けて勞賃收入を確保せる農家は遺憾乍ら一戸もなかつた。噂によれば田庄台を中心とする盤山縣水田造成の土木事業は、榮興農村より相當の勞力が吸収されたとのことであるが、該工事に被傭された農家は調査農家中に見當らなかつたばかりでなく、屯内又は屯外の水稻作農耕に被傭せられたものもなく、如何に家族勞力のフルの利用が餘裕のないものであるかを如實に物語つてゐる。唯例外と目すべきは家族勞力二〇〇の外年工一・〇を有し牛を所有せる一番農家が、耕起整地のための貸牛具

二圓であり、一番農家は屯内六戸の水田を耕起整地した。

第五項 經營粗收入

以上調査農家の經營粗收入を各源泉毎に見たが、總括して一戸當平均を見ると次の如く

穀收入	一、四六・〇〇	畜産收入	四・五五	其他收入	三・五五
副産物收入	三・七〇	副業收入	一〇〇・三三	合計	二、〇八・七八
耕種收入	一、〇三・六六	副業收入	二〇〇・三三	合計	一、八五・八八
畜産收入	四・五五	其他收入	一三・五五		

右の如く、第十一表に比較して前年對比三・三・八増を示してゐるのであるが、各項目の比率を見ると

耕種收入	六・二五	副業收入	一〇・七五	合計	一〇〇・〇〇
畜産收入	二・五五	其他收入	〇・七五		

となつて第十一表の一と比較すると、耕種收入副業收入の項が増加し、畜産收入其他收入の項が減少してゐることに氣づく。僅か一年にして耕種收入と副産物收入の計が七八・〇一%となり、前年對比一〇・一五%増大してゐるのは何に基因するのであらうか、解釋に苦しむところである。

先に引用せる滿鐵資料によれば昭和九年度の六戸平均として第十五表の如くである。

第十六表の滿鐵・鮮拓の資料と、我々の調査結果とを比較すると、項目の立て方に夫々若干の差異を認めることが出来るが、結局總収入の八〇%乃至九〇%が稻作收入に依存してゐること、薬加工副業收入が之に次いでゐること等が明らかであるが、薬加工品販賣價格の騰貴に伴ひ、副業收入の比重が重くなつて來てゐること、反當收入で昭和九年

こと、従つて水稻作自身が自然的變災によつて擾亂され易い弱點を有してゐることは、結局鮮農自身の經營條件不安定の根因を成すといふことが出来る。但し朝鮮を第乏の爲出奔した鮮農が、裸一貫で何らの資本蓄積なしで農業經營を営むとすれば人間労働の集約化を要求する水稻單作に赴く以外に道が残されてゐないともいへるのである。

第五節 農家の支出

以上によつて鮮農の經營收入を見たので、以下支出の内容を見ることとするが、支出は經營支出と家計支出から構成される。小作料は嚴密に考へれば、經營の結果生じた生産物の處分の一つであり、生産費要素乃至經營要素に含ましめることに若干疑義があるが、ここでは便宜上經營支出の一項目として取扱ふこととするが、豫め既存資料を一瞥しておかう。

A 經營支出

前記滿鐵資料によれば第十七表の如く、最大支出費目は小作料の五五%であり、次いで雇傭勞賃の九%であり、これ

第十七表 鮮農農業經營項目別支出表 (滿鐵資料)

費目別百分率	現金	非現金	減價	計
土地費	0.00	0.00	0.00	0.00
建物費	0.00	0.00	0.00	0.00
農具費	0.00	0.00	0.00	0.00
家畜費	0.00	0.00	0.00	0.00
種苗費	0.00	0.00	0.00	0.00
肥料費	0.00	0.00	0.00	0.00
飼料費	0.00	0.00	0.00	0.00
農藥費	0.00	0.00	0.00	0.00
加工費	0.00	0.00	0.00	0.00
雇傭勞賃	0.09	0.00	0.00	0.09
販賣費	0.00	0.00	0.00	0.00
諸負債	0.00	0.00	0.00	0.00
利子	0.00	0.00	0.00	0.00
小作料	0.55	0.00	0.00	0.55
租稅	0.00	0.00	0.00	0.00
雜費	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	0.64	0.36	0.00	1.00

と略々等しいのが負債利子であり、肥料費、飼料費が之に次いでゐる。尤も雇傭勞賃を現金支出合計から見れば、四二・三%に達し、現金支出費目中最大である。鮮拓の資料によれば第十八表に示す如く、自作農にあつては勞銀が最大で、負債利子租稅公課が之に次ぎ、肥料費、種苗費の順位となつてゐるが、小作農にあつては小作料が最大で勞銀肥料費が之に次ぎ、自作農と著しく様相を異にしてゐるのを見る。

第十八表 鮮農農業經營項目別支出表 (鮮拓資料)

費目別百分率	現金	非現金	減價	計
肥料費	0.00	0.00	0.00	0.00
飼料費	0.00	0.00	0.00	0.00
種苗費	0.00	0.00	0.00	0.00
家畜費	0.00	0.00	0.00	0.00
農具費	0.00	0.00	0.00	0.00
諸材費	0.00	0.00	0.00	0.00
農藥費	0.00	0.00	0.00	0.00
勞銀	0.25	0.00	0.00	0.25
負債	0.00	0.00	0.00	0.00
利子	0.00	0.00	0.00	0.00
小作料	0.55	0.00	0.00	0.55
租稅	0.00	0.00	0.00	0.00
建物費	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	0.25	0.75	0.00	1.00

次に榮興農村農務總聯合會の調査による康徳七年度の經營支出の百分率を掲ぐれば次の如し。

(第十一表の二参照)

種子	3.5%	人力	3.3%	運搬	1.3%
肥料	2.5%	包装	0.5%	負擔金	3.6%
畜力	2.5%	農具	2.6%	合計	100.00

第六章 滿洲水稻作の經營經濟的條件

以上三つの資料により費目の立て方、現金と非現金の區別等種々差異があるとしても、結局勞賃支出と肥料費支出と負擔金（小作料）支出が主要項目を成してゐることが看取せられる。以下項を逐うて考察してみよう。

第一項 勞賃支出

前記滿鐵資料に據れば、農業勞働集計を行つた十四經營の一經營當年平均勞働員數（成人換算延員數）は五二五・八六人で畜力一經營當總量（年延頭數）二五・一九頭であり、年内の勞働配分で最大な月は七月で（特に七月上旬は年内極大）六月、十月が之に次いでゐるが、詳細は第十九表の如し。

第十九表 普通作勞働旬別配分狀況（滿鐵資料）

旬別	人 力		畜 力		旬別	人 力		畜 力		旬別	人 力		畜 力	
	實數	百分比	實數	百分比		實數	百分比	實數	百分比		實數	百分比	實數	百分比
七月	八・八〇	一・六	〇・〇〇	〇・九	八月	一五・三〇	二・九	〇・〇〇	〇・〇	十二月	六・一九	三・一	〇・九二	六・四
上旬	二・三〇	二・六	〇・〇〇	〇・三	上旬	九・七	一・九	〇・〇〇	〇・〇	上旬	二・二六	二・三	〇・九二	〇・三
中旬	二・九〇	二・三	〇・〇〇	〇・三	中旬	九・〇	一・七	〇・〇〇	〇・〇	中旬	六・六八	一・二	〇・三三	一・三
下旬	二・六〇	二・三	〇・〇〇	〇・三	下旬	六・六	一・七	〇・〇〇	〇・〇	下旬	七・九〇	一・五	〇・六七	三・〇
合計	八・八〇	一・六	〇・〇〇	〇・九	合計	二五・三〇	二・九	〇・〇〇	〇・〇	合計	二二・七三	二・三	〇・八三	三・八
四月	二・九〇	二・三	一・一八	七・二	九月	五・六〇	一・一	〇・〇〇	〇・〇	一月	二・二五	二・二	一・二五	五・七
上旬	二・六	二・四	一・八三	八・三	上旬	五・六〇	一・一	〇・〇〇	〇・〇	上旬	二・二五	二・二	一・二五	五・七
中旬	二・九	二・三	一・一八	七・二	中旬	五・六〇	一・一	〇・〇〇	〇・〇	中旬	二・二五	二・二	一・二五	五・七
下旬	二・九	二・三	一・一八	七・二	下旬	五・六〇	一・一	〇・〇〇	〇・〇	下旬	二・二五	二・二	一・二五	五・七
合計	二・九〇	二・三	一・一八	七・二	合計	五・六〇	一・一	〇・〇〇	〇・〇	合計	二・二五	二・二	一・二五	五・七
五月	二・六	二・四	一・八三	八・三	十月	二・三	四・七	〇・〇	〇・七	二月	六・三	六・三	〇・八	〇・八
上旬	二・六	二・四	一・八三	八・三	上旬	二・三	四・七	〇・〇	〇・七	上旬	六・三	六・三	〇・八	〇・八
中旬	二・六	二・四	一・八三	八・三	中旬	二・三	四・七	〇・〇	〇・七	中旬	六・三	六・三	〇・八	〇・八
下旬	二・六	二・四	一・八三	八・三	下旬	二・三	四・七	〇・〇	〇・七	下旬	六・三	六・三	〇・八	〇・八
合計	二・六	二・四	一・八三	八・三	合計	二・三	四・七	〇・〇	〇・七	合計	六・三	六・三	〇・八	〇・八
六月	二・六	二・四	一・八三	八・三	十一月	二・三	四・七	〇・〇	〇・七	三月	七・九	七・九	一・五	一・五
上旬	二・六	二・四	一・八三	八・三	上旬	二・三	四・七	〇・〇	〇・七	上旬	七・九	七・九	一・五	一・五
中旬	二・六	二・四	一・八三	八・三	中旬	二・三	四・七	〇・〇	〇・七	中旬	七・九	七・九	一・五	一・五
下旬	二・六	二・四	一・八三	八・三	下旬	二・三	四・七	〇・〇	〇・七	下旬	七・九	七・九	一・五	一・五
合計	二・六	二・四	一・八三	八・三	合計	二・三	四・七	〇・〇	〇・七	合計	七・九	七・九	一・五	一・五
七月	二・七	二・三	〇・〇	〇・三	合計	五五・八六	一〇〇・〇	三三・〇	一〇〇・〇	合計	五五・八六	一〇〇・〇	三三・〇	一〇〇・〇

この中稻作所要勞働は九七・三％の大きさを占めてゐるが、家族の農業勞働員數は一經營當四〇三・一〇人で、一經營所要勞力の七六・七％、即ち四分の三強を示し、自家勞働への依存度の著しく高いことを示すと共に、完全に自家勞働のみ爲ては經營が成立たず、四分の一弱の雇傭勞力が必要であることが明らかにされてゐる。

臨時雇勞働日數は一六五・一日で二七・二％に當り、小作農に於ては家族勞働日數四〇二・九日で所要勞働日數四九四・六日に對して八一・五％を占め、自作農よりも遙かに家族勞働の利用度が高いが、それにも不拘、常雇はないとしても九一・七日所要勞力の一八・五％に當る臨時雇勞働を必要としてゐる。

實 數	
家族	四〇三・一〇人
常雇	元〇〇〇人
臨時雇	八四・七五人
合計	五五・八六人

百 分 比	
家族	七三・七%
常雇	七・三%
臨時雇	一六・〇%
合計	一〇〇・〇%

同様のことは鮮拓資料に於ても見られ、第二十表に示すが如き勞力配分の月別、旬別の不均衡は家族勞力のみにては成立たず、どうしても一部雇傭勞力に依存しなければならぬ。

一戸當家族勞働日數は自作農三七・二日で所要勞働日數六〇・六・二日に對し六一・二％、常雇勞働日數は六九・九日で一・五％、水稲作經營に於ける反當所要勞力は、鮮拓資料によれば自作農一五・〇日（人力一四・九日、畜力〇・一）、小作農一〇・〇日、總平均一三・八日（人力一三・七日、畜力〇・一）であるから、我々の調査農家の經營面積平均が二四・八反である故、所要勞力は三四・二・二四日であり、家族勞力平均が二・六人であるから、勞力配分が均衡がとれて居れば優に家族勞力にて自給し得られる筈であるが、既に見た如く滿洲の自然條件に基づく農耕期間が極めて限定されて居るために、勢ひ勞力の最必要作業たる除草時期には臨時雇傭を必要とせざるを得ない。加ふるに畜力を必要とする耕起整地作業は牛馬の飼養がないために（家畜購入資金を所有しないこと、飼料作物を栽培し得ざるため）これまた近傍

第二十表 稻作労働旬別配分百分比 (鮮拓資料)

旬	三月			四月			五月			六月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
自作農	0.3%	0.1%	0.1%	1.4%	2.4%	2.4%	2.6%	2.7%	2.4%	3.7%	5.3%	9.2%
小作農	0.3%	0.3%	0.3%	2.2%	2.5%	2.4%	2.4%	2.9%	2.4%	3.7%	5.6%	16.0%
總平均	0.3%	0.2%	0.2%	1.8%	2.4%	2.4%	2.5%	2.7%	2.4%	3.7%	5.5%	10.0%

旬	七月			八月			九月			十月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
自作農	7.4%	8.5%	6.3%	3.1%	0.8%	2.7%	2.5%	2.3%	3.9%	4.2%	6.0%	6.9%
小作農	4.7%	10.5%	6.3%	1.5%	1.0%	2.5%	2.5%	2.3%	6.7%	1.4%	1.7%	1.3%
總平均	7.1%	8.8%	6.3%	2.3%	0.9%	2.6%	2.5%	2.3%	5.3%	2.8%	3.8%	4.3%

旬	十一月			十二月			一月			二月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
自作農	1.4%	2.3%	2.3%	0.9%	0.6%	0.9%	2.2%	2.1%	1.0%	0.2%	0.2%	0.0%
小作農	4.3%	2.8%	1.3%	0.5%	0.5%	0.9%	1.9%	0.9%	0.5%	0.1%	0.1%	0.0%
總平均	1.7%	2.4%	1.7%	0.7%	0.6%	0.9%	2.1%	1.5%	0.8%	0.1%	0.1%	0.0%

の満農、又は屯内の牛の所有者に雇牛具の形式にて請負はせざるを得ない。鮮農の経験によればよしんば、大家畜を飼育したとしても農耕使役期間が極めて短く、年間飼料を給與するのは却つて不経済であるといふ。

では調査農家の勞賃支出はどうか？

第二十一表によれば耕起整地作業を雇牛具に依存しない農家は極めて稀であること、第一農村所住の十番農家迄が漏れなく何らかの作業に臨時雇傭を入れてゐること、第二農村所住農家が耕起整地以外を殆ど全く家族勞力にて賄つてゐること、同一作業でも日工勞賃に多少の差があること等が明らかになる。いづれにしろ雇傭勞働に依存せざるを得ない

第二十一表 調査農家勞賃支出状況

家族勞力	農家番號	年工	耕起整地	播種	除草				收穫	脱穀	運搬	計
					第一回	第二回	第三回	第四回				
20.0	1	1100.00	500.00	140.00	250.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1100.00	
25.5	2	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	3	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	4	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	5	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	6	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	7	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	8	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	9	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	10	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	11	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	12	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	13	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	14	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	15	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	16	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	17	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	18	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	19	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	20	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	21	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	22	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	23	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	24	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	25	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	26	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	27	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	28	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	29	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	30	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	31	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	32	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	33	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	34	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	35	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	36	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	37	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	38	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	39	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	40	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	41	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	42	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	43	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	44	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	45	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	46	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	47	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	48	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	49	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	50	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	51	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	52	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	53	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	54	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	55	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	56	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	57	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	58	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	59	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	60	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	61	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	62	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	63	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	64	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	65	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	66	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	67	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	68	1000.00	500.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	150.00	1000.00	
25.5	69	10										

鮮農の水稲經營に於ては、最近の勞賃高は必然的に勞賃支出を大ならしめ、經營費を増嵩せしめてゐることは否むべくもない。即ち昭和九年度の滿鐵資料が掲げてゐる雇傭勞賃は六六・九六圓であるのに、我々の調査では一七八・五六圓であつて、この七年間に二倍半以上に騰貴してゐるのに氣づく。

第二項 肥料費支出

周知の如く畑作滿農經營にあつては、無肥料であるか、又は土糞を大豆作に施肥するのみで、經營費に於ける肥料費の比率は極めて低いのであるが、地方の消耗の著しい水稲作では無肥料であるといふことは、北滿に於ける開田當初に見られるのみで、少くとも開田後數ヶ年を経過したところでは、金肥若くは堆肥による地方の維持が絶対に必要とされる。榮興農村では開田入植以來化學肥料が施用されて來たことは、既に概況の項で見た如くであるが、調査農家の肥料費支出は第二十二表に示す如く一戸當自給肥料で二・二二圓、購入肥料で一八三・五九圓で合計二〇四・八一圓となつてゐる。

第二十二表 調査農家肥料費支出状況

自給肥料	肥料名	數量	價額	購入肥料		現金支出	反當肥料費
				肥料名	數量		
一	堆肥	15,000斤	10.00圓	大過硫	15.50畝	133.00	7.54
二	堆肥	15,000斤	10.00圓	大過硫	15.50畝	133.00	6.33
三	堆肥	10,000斤	20.00圓	大過硫	10.80畝	176.60	9.64

一六戸平均	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四
	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	隊肥
	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	豆糠硫	硫	硫	硫	硫	豆硫	豆過硫	豆過硫	豆過硫	豆硫	大過硫	豆硫	豆硫	大過硫	豆硫
	粕	安	安	安	安	粕安	粕安	粕安	粕安	粕安	粕安	粕安	粕安	粕安	粕安
	253	11	11	11	11	05	488	11	11	11	11	11	11	11	11
	300	2	2	2	2	5	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝	畝
	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50
	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	39.00	7.00	7.00	7.00	7.00	11.50	11.50	11.50	11.50	11.50	11.50	11.50	11.50	11.50	11.50
	9.24	3.65	3.65	3.65	3.65	6.43	6.43	6.43	6.43	6.43	6.43	6.43	6.43	6.43	6.43

第十七表に示す如く、滿鐵資料では肥料費は三八・六三圓で購入肥料對自給肥料の比率は九八・二對一・八であり、鮮拓資料では六〇・八六圓であり、我々の調査結果は昭和九年に比し五倍半、康徳五年に比し、三倍以上に騰貴してゐるが、購入肥料對自給肥料は八九・七對一〇・三で明らかに自給肥料の施用度が高くなつてゐる。反當施肥額は昭和九年は一・三六圓、康徳五年度は一・九二圓であるのに對して我々の調査結果は六・四二圓であつて、九年を一〇〇とすれば康徳五年度は一四一、康徳八年度は四七二となり、四倍半以上の増高を示すが、之を化學肥料の單價の騰貴状態と比較すれば、(第三表参照)硫安は二倍に足らず、過燐酸も同様であることがわかり、反當施肥額の増高は肥料單價の騰貴率以上のものであり、結局反當施肥量が增大したこと、即ち肥料の集約度が進んだといふことになる。

第二十三表 朝鮮に於ける耕地一反步當肥料消費高表 (單位數量・金額圓)

合計	自給肥料		販賣肥料	
	數量	金額	數量	金額
九昭和	一・三	〇・九	一・三	一・三
十昭和	一・五	一・五	一・五	一・五
十一昭和	一・八	一・八	一・八	一・八
十二昭和	一・九	一・九	一・九	一・九
十三年和	三・三	三・三	三・三	三・三
平均	一・八	一・八	一・八	一・八

昭和三十六年版農業年鑑によれば、昭和十三年度に於ける日本内地道府縣の肥料一戸當平均消費額は、販賣肥料八二・七八圓、自給肥料八一・一五圓であり、反當施肥額は販賣七・四一圓、自給七・二六圓であつて、一戸當一六三・九三圓で、我々の調査よりも稍少ないが、反當一四・六九圓で我々の場合に比して二倍以上に達してゐるが、自給と購入との比率は殆ど折半状態である。従つて在滿鮮農は反當では半分以下であるが、平均經營面積が大きく而も購入肥料度が高

いだけに經營支出としての現金肥料支出は比較にならぬ程經營を重壓してゐるのである。

第三項 種子費と農機具費と公租公課諸負擔

調査農家十八戸の中播種用穀を購入したものは一戸もなく、すべて自給に依つてゐるが反當播種量は必ずしも均一でなく、特に第二農村の十二番農家の如きは明らかに二度播種をやつたと判断せられる。

第二十四表 調査農家種子費

農家番號	八年度		九年度		農家番號	八年度		九年度	
	作付面積	播種量	播種量金額	反當播種量		作付面積	播種量	播種量金額	反當播種量
一	町反	二・一	四〇・〇〇	〇・五五	町反	二・〇	四〇・〇〇	一・〇〇	
二	町反	二・二	五〇・〇〇	一・〇〇	町反	二・〇	六〇・〇〇	一・五〇	
三	町反	二・四	五〇・〇〇	一・〇〇	町反	二・〇	四〇・〇〇	一・〇〇	
四	町反	二・四	五〇・〇〇	一・〇〇	町反	二・〇	四〇・〇〇	一・〇〇	
五	町反	二・四	五〇・〇〇	一・〇〇	町反	二・〇	四〇・〇〇	一・〇〇	
六	町反	二・四	五〇・〇〇	一・〇〇	町反	二・〇	四〇・〇〇	一・〇〇	
七	町反	二・四	五〇・〇〇	一・〇〇	町反	二・〇	四〇・〇〇	一・〇〇	
八	町反	二・四	五〇・〇〇	一・〇〇	町反	二・〇	四〇・〇〇	一・〇〇	
九	町反	二・四	五〇・〇〇	一・〇〇	町反	二・〇	四〇・〇〇	一・〇〇	
一〇	町反	二・四	五〇・〇〇	一・〇〇	町反	二・〇	四〇・〇〇	一・〇〇	
平均									

(備考) 播種量の石は二〇圓として換算せり

次に農機具を見ると、農耕用具は滿農の場合と趣きを全く一變して朝鮮在來農具のそのまゝの踏襲が見られ、之に若干の副業用具が加はつてゐる。農機具費をどう經營上に扱ふべきかといふと、當該年度現金購入分を當該年度以前の

償却費とを加算すべきであるか、それともすべて當該年度の新調償額から維持年限を見て、償却額を算出すべきか議論のあるところであるが、ここでは便宜上後者の方法をとつた。その結果は、一戸當平均購入額一六三・八九圓、減價額は四三・九三圓である。

榮興農村の生産量に對する三割五分の負擔額の中には、農務稈の維持費、用水費材費の外滿拓への年賦償還額をも含んで居り、その内譯を仕切ることが困難であり、従つて公租公課諸負擔を純粹に引き出しにくく、ここでも便宜上農民の計算による諸負擔としての農務稈理事手當分擔費、自衛團費、協和會費、軍人後援會費、學校後援會費等の諸項目支出計の一戸當平均は八・六一圓である。

第四項 負債 利子

これまで屢々觸れた如く、移住鮮農は豊富な資金を擁して渡滿して來たわけではなく、朝鮮に於ける生産過程からはみ出されて全く經濟的には多くは赤手空拳に近い有様で希望のみを抱いて渡滿し來り、既設水田に小作として入り込み僅かの小作條件の差によつて渡り鳥のやうに各地を轉々としてゐるのであるが、水稻經營自身が完全に家族勞力のみにては不足し、雇傭勞力を不可避たらしめてゐるのである。更に水稻經營自身が完全自然經濟でなくして、濃厚な商品經濟的色彩を有してゐるのであり、雷に勞賃支拂のためのみならず、主要食糧を始め生活必需品の現金購入に充ててゐるのである。而して彼等が小作農である限り、生産量の約半分は小作料として納入せざるを得ず、残り半分にて經營を維持すると共に家計をも維持してゆかねばならず、冠婚葬祭等の慶弔のための臨時支出は重く彼等の經濟にのしかゝる。さうした臨時支出がないとしても次年度の經營資金の餘裕に恵まれるものは數少く、春耕期となればどうしても農耕資金が必要となる。斯くて地主若くは農務稈よりの借入金によつて農耕經營に當り、出來秋に小作料と共に負債が利子を添へて返却せられ、又次年度春に資金を借りて秋に返すといふことが繰返されてゐる。従つて負債と負債利子とは經營

第二十五表 調査農家借入状況

氏名	住所	職業	關係	借入時期	借入金額	利率	用途	支拂利子返済時期	未返済額	其他
農務成	鞍山	農	知人	四月	三〇〇.〇〇	日歩四錢	農耕資金	十二月	なし	
張萬成	鞍山	農	知人	二月	七〇〇.〇〇	日歩二錢	學費	十二月	なし	
同務	新立屯	農	知人	六月	三〇〇.〇〇	日歩四錢	農耕資金	十二月	なし	
金貞根	新立屯	農	知人	四月	三〇〇.〇〇	日歩四錢	醫藥	十二月	なし	
方模元	屯内	農	親戚	四月	五〇〇.〇〇	日歩四錢	醫藥	十二月	なし	
李鐘仁	屯内	農	親戚	四月	五〇〇.〇〇	日歩四錢	醫藥	十二月	なし	
李春成	村内	農	知人	五月	二〇〇.〇〇	日歩三錢	醫藥	十二月	なし	
李春成	鳳城	農	知人	四月	三〇〇.〇〇	日歩四錢	醫藥	十二月	なし	
農務成	鳳城	農	知人	三月	三〇〇.〇〇	年三割	結婚	本年一月	なし	未返済
某務	鳳城	農	知人	四月	二〇〇.〇〇	日歩三錢	農耕資金	十二月	なし	
某務	鳳城	農	知人	四月	三〇〇.〇〇	日歩四錢	結婚	本年十月	なし	未返済
農務	鳳城	農	知人	四月	三〇〇.〇〇	日歩四錢	雜用	十二月	なし	
崔龍元	小南塘	農	親戚	三月	九〇〇.〇〇	年八分	醫藥	本年五月	なし	未返済
農務	小南塘	農	親戚	四月	一〇〇.〇〇	日歩四錢	醫藥	本年一月	なし	未返済
農務	小南塘	農	親戚	四月	四〇〇.〇〇	日歩四錢	雜用	十二月	なし	
農務	小南塘	農	親戚	四月	四〇〇.〇〇	日歩四錢	雜用	十二月	なし	
金應九	小南塘	農	親戚	一昨年四月	三〇〇.〇〇	日歩四錢	食糧	十二月	なし	未返済
農務	小南塘	農	親戚	一昨年十二月	五〇〇.〇〇	日歩四錢	衣服	十二月	なし	未返済

第五節 農家の支出

二八〇

同 社	四月	四月	日歩四錢	同	十二月	なし
一七	1,000.00	1,000.00	年一三%	不	3,000.00	十二月
案	1,000.00	1,000.00	年三〇%	明	3,000.00	なし

(註) 一、一五、一八番農家は調査不能のため除外す

二、日歩の計算は借入月一日より計算し返済月末日迄とせり

の結果から生れるものではあるが、同時に小作料と同じく經營を存続せしめてゆくための不可避的な要素でもある。

試みに調査農家の借入状況を見ると、十八戸の中調査不能の二戸を除いた十六戸の中、借入金皆無のものは僅かに三戸でしかなく、十三戸即ち八一%が借入して居り、二三件の借入中之を借入先別に見ると、農務糶又は會社より一三件、残り十件が親戚又は知人からの借入によつて居るが、未済件数は九件であり、完済は十四件である。借入金用途は農耕用五件、病人の醫療用六件、結婚用二件、雜用三件、食糧用一件、衣服用一件、學費用一件、不明四件であつて經營上のプラスとなるべき農耕資金よりも之のマイナスに向けられるものが多いことが判る。

斯くて生じた負債は完済せられようとせられまいと一定の負債利子を生ぜざるを得ず、これを一戸當平均にすると三八・四二圓となる。(第二十五表参照)

第五項 小作料支出

糶に見た如く榮興農村に於ては生産量の三割五分が負擔糶として控除せられ、この中に滿拓への年賦償還を始め農務糶の維持費、用水費、村費等が含まれてゐるため、果して負擔糶そのままが土地借用債ではないが、一應これを小作料と見なせば一番より十五番までの一戸當平均收量六五・二石の三割五分に當る二二・八二石である。石當二〇圓と見れば四五六・〇四〇圓となる。河北農場三戸分平均一戸當收量一五〇石、小作料を五割として七五石、即ち一五〇〇圓とな

り、十八戸の總平均は九七八・〇二〇圓となる。

これらはいづれも現金支出ではなく現物納であるが、それだけ農家自身の現金収入部分にくひこんで來てゐることは争はれない。榮興農村の場合は負擔糶以外の分を以て肥料支出、種子自給、勞賃支出等に充て、河北農場に於ては肥料費、用水費等を地主たる會社と折半するの外は小作人の負擔となつてゐるのである。

第六項 經營支出費目の比率

以上水稻經營鮮農の經營上の諸支出項目を見て來たが、これを總括して一經營當の平均支出を検討してみよう(但し小作料の分は河北農場の分を除き榮興農村のみの分を括弧内に示した)。

この算出は所要勞力を全部雇傭勞賃に換算してあるので、家族勞力にて自給し得た部分を七六・七%とし、常雇七・二%、臨時雇一六・一%(滿鐵資料に據る)とすれば、康徳八年度の經營支出中純粹の現金勞賃支出は一三七・六〇圓となり、經營支出計は七八〇・五〇圓となるが、この中には農機具減價も家畜飼料費諸負擔も加算されてゐないので、これらを我々の調査數字で補正加算し、自給せる種子代を除き現金支出のみが幾許になるかといふと合計八二一、一八四圓

種子費 (自給)	肥料費 (購入)	現金勞賃	農機具費 (減價額)	諸負擔	負債利子	家畜飼料費	小作料	合 計
五〇・〇〇	一三六・五五	一七六・五	三三・九三	八・六二	三六・三三	三六・〇	九六・二〇	一、五二〇・〇〇
十八戸平均百分比	二二・三	一七・七	二・九	〇・六	二・五	二・五	(四六・四〇)	(九六・三)
榮興農村十五農家平均百分比	二二・三	一七・七	二・九	〇・六	二・五	二・五	六四・五	一〇〇・〇%
五・〇	一八・四	一九	〇・九	三・八	三・九	四・七	—	一〇〇・〇%

(榮興農村農務糶聯合會の推算による費目別農業支出は次の如し)

第六章 滿洲水稻作の經營經濟的條件

分も約二倍に騰貴してゐる。更に鮮拓資料に比較すると、一経営當現金支出は六三八・三六圓で約一倍半になつてゐることがわかる。いづれにしても現金部分支出の増大率が自給部分に比してより大となつてゐることは、それだけ経営諸要素の単價が騰貴してゐることを表現するものであると同時に、それだけに商品化の必要度が高くなつてゐることをも裏書きしてゐるのである。

經營費の費目別百分比を滿鐵資料と比較してみると、調査農家總平均では小作料が九%、肥料費が七%、現金勞賃が二%増大し負債利子種苗費などは却つて低下してゐるが、榮興農村のみに限定してみると、小作料が低下した代りに肥料費、勞賃費、農機具費等はいづれも増大してゐる。鮮拓資料と比較すると、肥料費勞賃共に殆ど同率であるが、小作料租税公課諸負擔等は米穀統制以來好轉して居らないこと、むしろ悪化してゐることがわかるのである。

日本内地に於ける農業支出を「農業年鑑昭和十六年版」より引用すれば第二十七表の如し。
而して農業支出中現金支出の費目比率は次の如くであつて、意外にも小作料比率は低く、肥料費と雇傭勞賃の比率が大であり、租税公課比率も遙かに大であつて、日本内地に於ける農業經營構造と在滿鮮農の經營構造との差異がくつきりと現はれてゐる。

B 家計支出

滿鐵資料によれば家計支出は一戸當五二五・二四圓であり、現金支出は七六・二七%で四〇〇・五八圓、非現金は二三・六三%の一八・八六圓、減價額は一・一〇%で五・八〇圓であり、成年男子に換算せる場合の一人當家計費は七五・〇三圓、飲食費は三六・一二圓となつて居るが、費目別に見れば第二十八表の如くであつた。

即ち同表によつて明らかな如く飲食費が最大で三分の一以上を占め、被服費が之に次ぎ、冠婚葬祭費が更に之に次いでゐる。

第二十八表 家計支出 (滿鐵資料)

飲食費		被服費		光熱費		家具費		住居費		教育費		修養費		嗜好品費	
現金	非現金	現金	非現金	現金	非現金	現金	非現金	現金	非現金	現金	非現金	現金	非現金	現金	非現金
一五七・二八	九三・五九	六・四五	一七・六三	一七・六三	九・六六	八・六六	三・八六	三・八六	五・五九	六・二四	五・〇三	〇・六九	〇・六九	一八・六三	四・七
三九・三	一五・六	四・五	四・五	四・五	〇・九	〇・九	〇・九	〇・九	一・五	一・五	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三
〇・〇三	一八・八一	〇・〇三	七・七五	七・七五	二・九三	二・九三	二・九三	二・九三	〇・四四	三・八四	四〇〇・五	一八・六六	一八・六六	五・八〇	五・八〇
〇・〇一	四・七	〇・〇一	一・九	一・九	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇六	八・三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

(註一) 既に見た如く、榮興農村の場合でも生産額中自家の食糧消費に仕向ける部分は極めて少量であり、平均して二〇%位でしかない。

(註二) 拙稿「滿洲水稻作の將來性」(滿洲評論昭和十七年一月號参照。)

第一項 飲食費支出

鮮農がこれまで穀の商品化率を比較的に高位に維持し來つた所以は、彼等が米を常食とせず、粳を販賣して常食として小米(精白粟)を購入し來つたからであり、滿農に於ける大豆、小麦等の商品作物、又は棉花、煙草、蘇子等の特用作物に近い性格を水稻が有してゐたからであつた。即ち鮮農は自給自足經濟から出發したのでなく、明らかに商品經濟から出發したのであり、自家食糧の餘剰米を搬出販賣したのでなく、水稻經營を維持するためにも、家計を維持するためにも自家生産穀を主食に廻さずに販賣に供し、一錢でも多くの現金の獲得を目指して來つたのであり、この點滿農に

なく開價格にて入手せねばならぬらしく、開購入は我々の調査聴取ではなかなか捉へにくいために、各農家毎に相當のむらが現はれてゐる。従つて實際にはこれ以上により多くの被服費支出があるであらうことは想像に難くなく、試みに我々の調査でも個別的な家計費内譯支出を聴取したとの合計と、個々の費目に捉はれず經營支出以外の家計支出がいくらかといふことに對する農民の答へた數字との間には相當の開きがあつたことに徴しても明白である。

第三項 其他雜費支出

第三十表によれば、飲食費被服費等の比率に比して教育費の比率が極めて高いこと、雜費中の醫藥費が極めて高いこと等の特色に氣づかざるを得ない。榮興農村には農務稷によつて設立せられ縣に移管された立派な國民學校があり、更に村營の病院があり、後者は、現金拂でなく農務稷の預金中から振替へられる便宜があるため、殊によく利用されるらしい。

第四項 家計支出費目の比率

家計支出に於ける現金支出（即ち購入）と非現金支出（即ち自給）との比率は如何といふに、康徳三年度の舊產調の延吉縣調査では自給五・四二％に對し、購入四四・五八％であり自給度が高いが、滿鐵資料では七六・二％對二三・八％となつて全く反對となつてゐる。これは產調の調査對象が延吉縣であり、滿鐵の調査對象が南滿（榮興農村と奉天の吳家荒農場）であることから來てゐるのであらうが、滿鐵と略々調査對象を等しくする鮮拓調査では七一・一六％對二二・九一四％であつて商品經濟的特色が濃厚に出てゐる。我々の調査では家計支出中の自給部分を精細に聞取つてゐないので比較し得られないが、自家食糧に仕向けた穀、燃料仕向とせる藁屑、自給せる野菜又は大豆（味噌醸造用）等を合計平均しても恐らく二〇〇圓には達しないであらうから、結局購入對自給の比率は七〇％對三〇％よりも八〇％對二〇％に近いと思はれる。

第三十表 調査農家家計費支出

農家番號	費目別										合計			
	飲食費	被服費	光熱費	什器費	教育費	交際費	嗜好品費	醫藥費	娛樂費	旅行費		通信費	化粧品費	雜費計
一	五五・〇〇	二五・〇〇	三〇・〇〇	—	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇・〇〇	—	—	—	—	—	—	一五九・〇〇
二	二六・〇〇	一三・〇〇	二二・〇〇	—	二五・〇〇	四〇・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	三七・〇〇
三	二〇・八〇	一九・三〇	一九・六〇	—	五・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	七六・〇〇
四	三三・〇〇	三〇・〇〇	二八・八〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇三・〇〇
五	六六・六三	六・〇〇	二四・〇〇	—	七〇〇・〇〇	五〇・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一五七・〇〇
六	一五・九〇	六・〇〇	三・五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四四・〇〇
七	三三・六〇	一三・五〇	五・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六七・〇〇
八	四七・五五	六・〇〇	二二・四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八七・〇〇
九	一八・四四	二〇・〇〇	一〇・四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五九・〇〇
十	四三・〇〇	三〇・〇〇	三三・六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇六・〇〇
十一	二九・五七	一八・五〇	三三・六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八二・〇〇
十二	一八・四四	三〇・五〇	六・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五五・〇〇
十三	三九・三三	三三・〇〇	三・五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七五・〇〇
十四	三七・三三	五・〇〇	五・四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四三・〇〇
十五	三九・七三	六・九〇	五・四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五二・〇〇
十六	二六・〇〇	一〇・〇〇	六・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四二・〇〇
十七	五三・〇〇	一〇〇・〇〇	一五・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四三・〇〇
十八	二九・二五	三七・五〇	二・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四四・〇〇
平均	三九・四四	八〇・九〇	二二・六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七五・〇〇
比率	四四・一〇	二一・二三	一七・七四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇〇・〇〇

然らば家計費現金支出の各費目の比率を満鐵、鮮拓、筆者の場合で比較したらどうか。

第三十一表によれば飲食費と保健衛生費（醫藥費）が我々の調査によると極めて大となつてゐること、被服費はむしろ低下してゐること、教育費は昭和九年當時に比して増大してゐること等々が看取される。教育費が増大したことは次代國民育成のために洵に喜ぶべきことであるが、醫藥費が増大したことは體位の低下、疾病の蔓延によるもので悲しむべきことである。被服費が低下したのは前記の通り購入難によるもので、消費節約、生活の合理化の結果ではなからう。

第三十一表 家計支出費目比率比較表

費目	比率比較表		
	(昭和九年度) 満鐵	(康徳五年度) 鮮拓	(康徳八年度) 筆者
飲食費	三九・三%	二五・〇%	四四・〇%
被服費	一五・六%	二〇・三%	一一・一%
光熱費	—	五・五%	一・七%
家具家財費	四・六%	二・三%	〇・七%
住居費	〇・九%	二・〇%	—
教育費	一・五%	三・〇%	一一・二%
娯樂費	〇・三%	一・三%	—
交際費	〇・一%	一・三%	〇・〇%
保健衛生費	四・七%	二・〇%	四・六%
嗜好品費	一・九%	三・八%	三・七%
冠婚葬祭費	四・七%	三・三%	四・八%
諸掛費	一〇・六%	七・三%	—
雑費	八・三%	五・五%	六・三%
合計	100.0	100.0	100.0

これらの比較から鮮農の生活程度が向上したのか、低下したのか、判断することは可成り困難であるが、農家經營と緊密に結合した家計部分に現金部分の比率が増大しつつあること、それだけに貨幣經濟商品經濟が經營全部に浸透しつつあること、又逆にその故に生産物の商品化が促進されねばならなくなつて來てゐることだけは結論的に要約されるであらう。だが更に經營と家計との結合たる家族勞力の貨幣價値をここで考慮してみよう。

既に見た如く水稻作經營の反當所要勞力を二三・八日とすれば、我々の調査による經營面積平均は二町四反八畝なる

が故に所要勞力は三四一・二四日であり、この中家族勞力の自給度を七六・七%とすれば二六一・七三日となり、家族勞働員数が二・六人であるから一人當一〇四・二日勞働することになるわけである。では若し家族勞力の一日當勞賃を算出するために所要家計費を家族勞働員日數にて除するとすれば、一日當二・七七圓となり、家族勞働員一人の賃銀獲得高は年間にて二八八・〇八圓となる。即ち一日當の賃銀は大體に於て日工並であるが、延勞働日數が僅かに百餘日であるために一人當三百圓足らずしか家計維持、従つて勞働力再生産の上に寄與してゐない計算になる。換言すれば家族勞働の一日當勞賃換算は家計支出を勞働力の再生産とする見地からするならば、自ら經營せざる日工並であるが、僅かに年間の三分の一弱の勞働日數にて他の三分の二の期間を維持しなければならぬわけである。勿論ここから北滿農村最近の現象たる經營條件の悪化に伴ふ富農の地主化と經營面積の縮小、貧農の經營からの遊離と雇農群への轉落等に似た現象が鮮農の間から生ずるとは遽に推定し難いが、水稻作業の勞力配分の不均衡と家族勞力のみで經營し能はぬこと、粗所得擴大のための横のひろがりを求めるには土地と勞賃高とが阻害し、經營内部の集約度を強めるためには肥料と家畜勞働とが阻んで居り、他方家計費の年次的膨脹が益々經營を不安定化せしめ、債務奴隸への道へ驅り立ててゐる。

第六節 經營收支と經濟收支

既に第四節に明かにした如く、調査農家の一戸當平均農業粗所得は二、〇一八・七二圓であり、經營支出は勞賃支出を假に僱傭現金支出から家族勞働の自給度を七六%として家族勞賃を逆算するとせば、一戸當經營支出は一、八九八・四七圓となり、經營餘剰は差引二、〇二五・五圓となつて到底平均家計支出たる七二五・八六圓を償ひ得ない。即ち六〇五・六一圓の赤字となるわけである。若し小作料を河北農場の收量に對して五〇%收納せしむるが如き高率なるものを一應除外し、三五%の榮興農村のみの平均をとれば、經營支出は一、三三七・四圓となり、經營餘剰は差引六四一・二五圓となる

が、それでも家計支出を償ひ得ず差引八四・二五圓の赤字となる。

但し右は家族労働を完全に僱傭労働と見做した上での經營支出であるから、實際の經營に要する現金支出は勞賃に關する限り約三分の程度であるし、家族勞賃といふのは經營的に見れば支出ではあるが、それは所得の形で經營に還元されて來るのであるから、實際の經營上では以上の如き赤字は出ない筈であり、假に勞賃を現金支出部分のみとして經營支出を見ることがすれば、河北農場の分をいれても一、五二〇・一〇圓であり、榮興農村のみとすれば一、〇一九・五五圓であつて、經營餘剰は前者では四八九・六二圓となつて家計支出を償ひ得ないが、後者では九九九・一七圓、となつて家計支出を償つて優に二六五・三一圓のプラスとなる。

然し乍ら右の經營收支比較の中には、まだ現金部分と非現金部分とが若干混淆してゐるが故に十分なる比較とはいひ得ないので、更に問題を單純化するため次の如く設定することとする。即ち現金収入は籾の販賣収入と副業収入畜産収入其他雜収入のみとすれば、籾の平均販賣率は第十二表により四二・九%であり、籾の平均収量は七九・八石であるから石當り二〇圓とすれば、籾販賣収入は六八四・六〇圓となり、之に他の現金収入を加へれば九四〇・三二圓となる。

他方經營支出上の現金部分は、勞賃と購入肥料と農機具と負債利子と諸負擔と飼料費とであるから、四九一・九一圓となり、差引四四八・四一圓の餘剰となるが、家計費の七二五・八六圓といふのは全くの現金支出であるから、差引二七七・四五圓の現金上のマイナスになる計算となる。即ち繰返していふが、鮮農の水稲作經營は家族勞力を根幹とし、極力勞力の自給に努める經營であるが完全に自給し得ず、どうしても僱傭労働を必要とすること、肥料の集約度が進んでゐる割りに収量が大きいこと等によつて徒らに經營上の現金支出部分を大ならしめてゐるのに對し、他方家族勞力の再生産過程たる家計それ自身が商品交換經濟の浸透によつて、膨脹してゐる割りに収入源泉が單純であること等が明らかになされたわけである。

斯るが故に水稲作經營の鮮農は現金不足から農耕資金にもこと欠き、そのため春に資金を借入して出來秋に利子を添へて返済して又翌年に借入する、といふことを經營の維持上循環してゐるのであり、若しも冠婚葬祭疾病などのための臨時支出を必要とすれば、それは當然に負債の形となつて残り、經營を脅かす痛となることは明白である。而もかゝる臨時支出に備へるだけの安定性もなければ、例へば小動物の飼育賣却の如き農業經營上の對抗策も講じられてゐない。斯くの如く考察し來ると、あの遼河の河口近くアルカリ地帯改良の美田と稱せられ、秋ともなれば日本内地の大平野を彷彿たらしむる稲穂の波の揺れさわぐ榮興農村に一年の汗の結晶たる稔りを喜ぶ二千戸の鮮農も、經營内部に立入つて検討してみると意外にも不健全であり不安定であり、而も榮興農村は施肥量も多いが、單位収量も全滿有數であつて尙且つ然りとすれば、榮興農村以外、特に中滿東滿北滿等に於ける水稲の經營收支が如何なるものであるかは想ひ半ばに過ぎるであらう。

冒頭に立戻つて現下の滿洲の水稲増産の必至性を省みると、鮮農の經營收支が斯くも不安定であることは、一刻も許されないことであり、極力經營の改善向上に政策的努力が向けらるべきであらう。

先づ第一に僱傭労働部分を極力狭めること、そのために大家畜を導入利用すること、第二に共同作業によつて勞力不足を補ふこと、第三に經營の多角化を圖り、特に小動物飼育による畜産収入の路を拓くこと、第四に極力家計費現金支出部分を節約すること、特に野菜、大豆等の自給を圖ること等が考へられると共に、根本的には高率現物小作料（又はその形態的變化としての代銀納）が適正化され、合理化されねばならぬことは言を俟たない。

勿論籾の收買價格の引上といふことも考へられないこともないが、價格の引上によつて果して生産を刺戟し、生産條件を好轉せしめ得られるかどうかは疑はしく、更に慎重なる研究を必要とする。

第七章 水稻粃の生産費構成

滿洲に於ける水稻の生産は他の畑作物と多くの點に於て異なつて居るが、これが生産者耕作者の大部分は移住鮮農であり、従つて水稻粃生産費調査は鮮農調査であるといつていい。今回の我々の生産費調査は主要畑作物に重點を置いたため、水稻生産農家の調査戸数は克山縣に於て二戸、和龍縣に於て六戸、計八戸にしか過ぎず、克山縣が北滿水稻作

第一表ノ一 一响當所要勞力及勞賃

作業種類	勞力	力	單價金額	
			雇牛具	金額
耕起整地	牛二頭	三日間	雇牛具	三〇・〇〇
播種(直播)	三人	一日	三・〇〇	二〇・〇〇
	三人	〃	二・〇〇	六・〇〇
	三人	〃	二・〇〇	六・〇〇
除草	第二回 二人	〃	二・〇〇	四・〇〇
	第三回 二人	〃	三・〇〇	六・〇〇
	第三回 三人	〃	二・〇〇	六・〇〇
刈取運搬を含む	八人	〃	請負	四〇・〇〇
脱穀調製	一〇人	〃	一	三〇・〇〇
袋詰(一袋二石詰)	二人	〃	三・〇〇	六・〇〇
合計	六四人	〃	三・〇〇	三六・〇〇

の代表的なものであるかどうかはかなり疑問であるし和龍縣の如きは東滿地方の代表的なものであるとしても、果してこれが滿洲水稻作に於ける典型性をもつかどうかに就いてはこれまた疑問なしとしない。が然し調査結果に就いて、一應報告することとする。

克山縣の調査農家は泰安驛から南西約三籽位、一番農家は家族男三人女四人内労働人員二人、年工二人(三〇〇圓宛)牛二頭に於て一〇响の小作經營で水稻單作で野菜さへも購求す。當主は朝鮮慶尙北道の出身で五年前に珠河縣より來住、當時未耕地だったものを在鮮地主より借受け、一响當四五圓の自己負擔の費用にて開出した。响當收量は第一

年目舊八石、二年目は水害のため四石、(この年より小作料として响當三〇圓後納) 三年目も同じく水害のため三石、四年目は霜害は蒙つたが八石、五年目は病虫害のため八石平均。現に小作料は响當六〇圓の現金後納で、種子肥料は小作人負擔であるが、公租公課の中、水利費を除く外は地主持で農舍給與も地主負擔である。

水田一响を經營するに必要な勞働力並に勞働費は幾干かは前表の通りである。

氣候が寒冷のため播種期がおくれがちで勿論移植はやつて居らず、直播であり苗揃へもやらない程の粗放さであるがそれでも一响當投下勞働量は六四人であつて、大豆の場合の約二倍である。この所要勞働力の中、自家勞力にて賄ひ得るのは、調査の不完全さから正確を期し得ないが、此の農家の調査年度の臨時雇勞力二四〇人から逆算すれば、常備勞力五に對し臨時勞力三であり、常備勞力の中家族勞力と年工勞力とは五對五であるから家族勞力は一响當二〇人といふことになり、結局前記一响當所要勞働費の中約三分一は自家勞働と見做し得られ、現金による勞賃支出は三分の二と推定せられる。

従つてこの農家の勞働費は水稻粗生産費構成費目の中に五三%を占めて居り、如何に北滿水稻生産が人間勞働に依存することが大きいかを如實に示してゐる。勿論是に比較すれば一八%の土地費以下肥料費畜力費等は殆ど問題とするに當らない。更に勞力保有狀況に於て、右農家と同様の

第一表ノ二 一响當所要勞力及勞賃

作業種類	勞力	單價	價金	額
耕起整地	一二人	二五〇	二五〇	二五〇
施肥	一人半日	二五〇	二五〇	二五〇
播種	一ク	二五〇	二五〇	二五〇
除草	第一回 八ク	二五〇	二〇〇〇	二〇〇〇
第二回	一ク	二五〇	二五〇	二五〇
第三回	二ク	二五〇	五〇〇	五〇〇
刈取	一〇ク	二五〇	二五〇〇	二五〇〇
運搬	二ク	二五〇	五〇〇	五〇〇
脱穀	七ク	二五〇	一七五〇	一七五〇
包穀	二ク	二五〇	五〇〇	五〇〇
合計	七九ク	二五〇	二四〇〇	二四〇〇

同屯の六响經營の小作農に於ては响當勞働費は一九六圓八五錢で前者に比し、約二割見當高くなつてゐる。その内容を詳細に見ると前表の如くである。

响當投下勞働量は前者に比し約二割の増投であり、家族勞力と雇傭勞力との勞力組成も前者に準じてゐる。

第二表 克山縣水稻生産費

項目	一號	二號	平均	比率
土地費	七五〇〇	七五〇〇	七五〇〇	三〇・七
農舍費	二〇〇	二〇〇	二〇〇	〇・七
農具費	五九三	七四	六六七	二・〇
自家勞働費	七〇〇	四・五	四・六三	二・四九
雇傭勞働費	一三・四〇	一〇・五	一七〇三	四・一五
畜力費	三・七	三・四	三・五	一・三
肥料費	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	〇・九
種苗費	三・六三	一・六九	一・八〇	〇・七
材料費	一・三三	一・三三	一・三三	〇・五
水利費	一・三三	一・三三	一・三三	〇・五
公租公課	〇・三〇	〇・三〇	〇・三〇	〇・一
副産物	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	一・九
响當支出合計	三〇・八	三〇・八	三〇・八	一〇〇・〇
庭先價格	二五・五	三〇・五	二八・五	九二・〇
新石當	八〇七	九六三	八八六	三〇・〇
百庭當	一五・〇	一八〇九	一六・五	五三・〇

第三表 北滿水稻生産費(克山縣と海倫縣との比較)

項目	克山縣	海倫縣	比率
土地費	七〇〇〇	一〇一・五	六・九
農舍費	二〇〇	〇・八	〇・四
農具費	六・六	三・四	〇・五
自家勞働費	四・六	二・四	五・二
雇傭勞働費	一三・〇	一・三	一〇・〇
畜力費	三・二	〇・三	〇・九
肥料費	三・〇	〇・三	〇・一
種苗費	一・八	一・三	七〇
材料費	一・三	一・三	一〇〇
水利費	一・三	一・三	一〇〇
公租公課	〇・三	〇・三	一〇〇
資本費用	一・七	一・七	一〇〇
响當支出合計	三三・九	三三・九	一〇〇・〇
百庭當庭先生産費	一六・五	一九・七	一〇〇・〇

を示し克山の方が海倫に比してより有利であるといふことを示してゐる。
 次ぎに和龍縣の調査結果を見るに、北滿に比して著しく差異のあることは、經營規模が極度に零細であること、雇傭労働が甚しく少く或ひは全く無雇傭で家族労働を根幹としてゐること、(この點全く日本内地の稻作經營に酷似してゐる)而して土地費のウエイトが壓倒的に大きく、經營的支出の過半を占めてゐること、これである。
 調査農家の概況と生産費は次の如し。更にこれを寧安縣に於ける調査と比較してみる。
 和龍縣調査農家中、二戸は小地主であつて自作經營をして居らず、従つて六戸平均をとるのは經營條件が全く異なつてゐるのであるから、意味を成さないかの如くであるが、一應調査農家六戸を平均して見て、これを寧安縣の調査結果と比較すると多くの點に於て類似して居り乍ら、労働費の點で全く様相を異にしてゐることに氣づかざるを得ない。即ち和龍縣では平均労働費が三九圓一錢であるのに對し、寧安縣七年が一四二圓六七錢であり、六年度は二二〇圓七錢であつて三倍半乃至五倍に當つてゐる。これは主として和龍に於ける自家労働の見積が、一日當五〇錢と見てゐることに原因してゐる。例へば五番農家

第六表 寧安和龍兩縣水稻生産費

費目	海安		和龍	
	六年	七年	八年	比率
土地費	三三・七	二五・五	二二・五	五五・七
農舍費	一・二四	〇・七三	〇・三二	三・四七
農具費	八・四二	五・二二	六・九四	三・四七
勞働費	二二〇・七	一四三・六	一〇八・八	一四〇・六
畜力費	一九・七三	一八・六三	五・四〇	五・四四
肥料費	一・〇〇	四・七〇	三・七四	四・五九
種苗費	二・九四	二・〇八	三・一四	一・八七
材料費	〇・六	〇・三三	三・四	六・七
水利費	二七・五	二六・四	七・六	一・七三
公租公課	五・三三	一四・六	一・五九	一三・〇四
資本用費	三三〇・三〇	三四・六九	一〇〇・〇	一〇〇・〇
先百响當支	一九・五	一八・八	二・六	一〇〇・〇

註 寧安縣六年度は滿洲糧穀會社調査七月平均
 七年度は興農部農政司調査八月平均

の一响當投下勞力は、耕起四人苗代六人移植二〇人除草耨拔二〇人刈取二〇人脱穀調製七人で合計七十七人であり、これを全部自給勞力にて賄ひ全然雇傭勞力をいれてゐないのであるが、若しこれを克山縣の平均日工勞賃若しくは年工勞賃の日割によれば、二圓乃至一圓となり、労働費は二倍乃至四倍となるであらう。従つて八〇圓若しくは一六〇圓となつて寧

第七表 反當水稻生産支出内譯

費目	克山		海倫		和龍		寧安	
	四年	五年	四年	五年	四年	五年	四年	五年
種子費	二・七五	三・六二	三・六二	一・八三	一・八三	一・五二	一・五二	一・五二
肥料費	三・四七	〇・〇五	〇・〇五	三・九二	三・九二	〇・六五	〇・六五	〇・六五
雇傭勞働費	五・七八	二六・三九	二六・三九	一・五二	一・五二	一九・八一	一九・八一	一九・八一
畜力費	一・八三	〇・〇八	〇・〇八	一・二八	一・二八	二・五九	二・五九	二・五九
材料費	二・三九	〇・〇六	〇・〇六	〇・四八	〇・四八	〇・〇四	〇・〇四	〇・〇四
土地費	九・七三	一五・二二	一五・二二	一・五九	一・五九	一・六〇	一・六〇	一・六〇
農具費	〇・九三	〇・四八	〇・四八	〇・六六	〇・六六	〇・七三	〇・七三	〇・七三
農舍費	〇・三二	〇・一〇	〇・一〇	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二
租稅公課	〇・〇四	一・〇九	一・〇九	一・八二	一・八二	〇・六六	〇・六六	〇・六六
水利費	〇・七三	三・四七	三・四七	三・六七	三・六七	三・六七	三・六七	三・六七
資本用費	—	二・三三	二・三三	—	—	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇
反當支	四・四四	五・八七	五・八七	三・七九	三・七九	四・七八	四・七八	四・七八
副當支	六・九四	五・八三	五・八三	一・七六	一・七六	三・四三	三・四三	三・四三
收量	三三・三	二七・四	二七・四	一・六	一・六	二・六〇	二・六〇	二・六〇

註 稻より玄米への換算は四三%とせり
 第七章 水稻の生産費構成

第八表 日本内地玄米一反當生産費(昭和十五年帝國農會調)

費目	自作者		小作者	
	實數	比率	實數	比率
種子費	一・〇〇	一・一	一・〇七	〇・九
肥料費	二・三三	一九・九	一・九三	一六・九
雇傭勞働費	五・三四	三三・七	三・〇五	三〇・六
畜力費	五・四	四一・八	三・八二	三三・三
材料費	三・四	二五・一	四・八四	四一・一
土地費	〇・一八	一・三	〇・二七	二・九
農具費	三・九	三〇・七	三・五八	三〇・〇
農舍費	二・九	二二・三	一・八四	一八・一
租稅諸負擔	五・六	四二・三	一・一〇	一〇・九
土地權利子	三・七	二八・一	〇・七	六・八
資本利子	—	—	〇・六	五・八
小作料	—	—	四・八七	四一・九
合計	一〇三・六	一〇〇・〇	一〇三・七	一〇〇・〇
玄米生産費	二一・八〇	二一・八	二一・七	二一・七

安の調査との差がなくなる。既に述べた如く興農部調査に於ては自家労働費の評価は日工賃を基準としてゐるので勢ひ自給雇傭の別を問はず投下勞力の多い水稻作に於て労働費の増嵩するのは當然であり、自家労働の見積の如何によつて生産費は高くもなるし安くもなるのである。

以上の四縣分の响當を反當に換算して日本内地及朝鮮の生産費と比較してみよう。但し日本内地のものは、昭和十五年年度の帝國農會調査「米生産費に關する調査」により、朝鮮のものは新しい資料が見當らぬので「米穀經濟の研究第二篇

第九表 朝鮮米生産費内譯(昭和八年度・拓務省)

種別	石當平均	反當				當平均		備考	
		自作農	自小作農	小作農	平均	自給	自小作	男	女
種別	〇・三三	〇・五五	〇・五三	〇・四九	〇・五三				
勞賃	七・二五	一・二四	一・二七	一・〇五	一・二四	自給	二・四二	二・二五	
肥料	三・五五	五・七四	五・元	四・三三	五・二五	自給	二・四九	二・六	
諸材料	〇・七	一・〇九	一・二二	一・三	一・三三	自給	二・五七	二・六	
農具	一・〇二	一・八七	一・四九	一・四四	一・六〇	自給	二・〇五	二・八	
農租	〇・四四	〇・六	〇・六七	〇・六七	〇・七				
土地資本利子(又は小作料)	七・二三	九・〇	二・五五	三・三三	二・三三				
製玄	〇・五〇	〇・八七	〇・七	〇・七	〇・七九				
合算	三・三三	六・六七	五・六	三・八三	三・三五				
副收	一・三五	二・二八	一・九	一・七六	一・九				
差引	三・〇・六	三・四・九	三・六	三・〇・五	三・七				

中の「朝鮮米生産費に關する考察」中に引用されたものから孫引きした。

以上の諸調査は夫々年度を異にしてゐるのであるが、一應年度を考慮せずに計數的結果をのみ比較することとする。

第十表 滿洲、日本、朝鮮水稻生産費比較表

反當支出合計	滿洲				以上平均	日本内地		朝鮮
	北	東	南	西		自作	小作	
反當支出合計	四・六	五・八七	三・七九	四・七六	四・九三	一・七六	二・七四	三・三五
收量	一・三	一・八	一・六	一・七	一・六	二・八八	三・八〇	一・六八
玄米一石當庭先生産費	三・〇・三	二・七・四	一・六・六	三・〇・九	三・五・四三	四・〇・六	四・四・七	二・〇・六

滿洲に於ける水稻反當支出は地域的に見てヴァラエティがあるが、右に引用した四縣の平均を以てしても四三・九二圓であつて、日本内地の四割にしから過ぎず、その割に收量は多く七割に達してゐるのであるから、生産費は大體に於て六割見當であつて差引き生産費の面からすれば滿洲水稻作は有利であると結論し得よう。朝鮮に於ける收量は殆ど滿洲に於けるそれと等しいが、反當支出が少いために生産費は滿洲に於けるよりもより少い。但しこれは昭和八年調査であるから、現在に於ては恐らくこの三倍半はしてゐるであらう。

第八章 企業的水田農場の經營比較

はしがき

滿洲國に於ける水田經營の支配的形態は日本内地と等しく零細經營であり、一戸當平均經營面積は南滿に於て三天地（二天地は日本の六反二畝に當る）乃至五天地が最大多數であり、北滿に於ても其の二倍にはならないであらう。極く大雑把に見て水稻作付面積約三三萬陌は約百萬人一七萬戸の鮮農（一戸當平均家族數六人とすれば）によつて支へられてゐるのであるが、畑作經營に比して水田經營の經濟的有利性に着眼しての大規模な企業的水田農場の存在も無視してはならない。小作人に水田を貸付ける巨大地主の形態もあるし自ら雇傭勞力を入れて企業的採算を考慮しつゝ水田經營をする場合もあるし兩者を折衷する場合もあるが、いづれにしろ個々の農家が自らの責任と負擔に於て零細なる經營を營むに非ずして、大面積を貸付經營するものを此處では「企業的水田農場」と呼ぶこととする。此の大面積とはいくら位から指すかは種々問題もあり、例へば北滿畑作の富農的大經營に於ては二〇〇响（一响は約七反二畝に當る）三〇〇响などはざらであるが、反當投下勞力並に反當收量からすれば水田は畑作に比し約二倍であり（註）従つて同じ面積でも水田と畑作では趣きを異にする。更に畑作に於ては殆ど問題にならない灌排水の問題、化學肥料の問題等があつて、單なる横のひろがりとしての面積は考へられないのであるが、此處では大體二〇〇町步約三〇〇响以上を便宜上企業的水田農場と呼ぶこととする。

(註) 杉本一郎氏「北滿に於ける畑作經營と水田經營との比較」(北滿經濟資料第八四號) 参照
 かゝる概念規定に基き南滿に於ける左の如き三つの特徴ある水田農場を選び、其の經營内容を分析比較して見ることにする。(ここで斷つて置かねばならぬことは現状の比較が主であるため沿革、歴史等に就ての比較が殆どなされないことと、土地關係水利關係等の基本事情が十分な形で取扱はれないことである) 調査の對象となれる水田農場は

- 第一に 奉天省瀋陽縣楊家村吳家荒農場
- 第二に 安東省鳳城縣城外鳳凰城機械農場
- 第三に 錦州省盤山縣榮興村新義農場

であり、第一は舊滿鮮拓殖株式會社の直營小作農場であり企業的採算から見ても同社奉天支店管下中の模範的農場であり、第二はアメリカ式の大農具を使用し極力機械力を利用しつゝある特殊の農場であり、第三は朝鮮人出資による株式會社形態をとる小作農場である。以上の三農場は地域的に見て奉天安東錦州の三省に存在し、經營形態も夫々異つた條件にある農場であるが此の三者が如何にして經營されてゐるかを以下比較検討してみよう。

第一節 吳家荒農場

吳家荒農場は奉天省瀋陽縣楊家村に在る。奉山線沿線の馬三家驛から西方へ約四軒、見渡す限り見えるものは水田ばかりの平地帯であるが、附近に川がないため、灌溉水は奉天市郊外の東陵で遼河から取水し、約二十軒の用水路を必要としてゐる。本農場は舊軍閥政權時代に東亞勸業株式會社が滿農より畑地を買上げて開田し、鮮農小作を入植せしめたもので、創業當初は一〇〇餘町歩であつたが順次畑地を購入して水田化し、今日では一五〇〇町歩に近く、東亞勸業が康徳三年(昭和十一年)九月滿鮮拓殖株式會社に買収されて以來は同社の直營農場となり、更に康徳八年六月鮮拓の

滿洲拓殖公社への合併統合によつて現在は滿洲拓殖公社の直營農場となつてゐる。大正十四年以來の戸數、作付面積、收穫高等は次に掲ぐる第一表の如くである。現在吳家荒、板橋子、諾木瑛の三事業區十七ヶ部落に分れ、各事業區毎に鮮拓・滿拓の事務所があり、各部落毎に鮮農小作人中の精農家を會社囑託とせる指導員が配置され農事の指導は云ふに及ばず、會社との間を折衝し、種子肥料等の斡旋に努めてゐる。康徳七年度に於ける事業概況は第二表の如くである。

第一表 吳家荒農場小作人戸口作付面積收穫一覽表

年次	戸數	人		合計	作付面積 (町)	一戸當 作付面積 (町)	收量		反當	作況
		労働者	非労働者				總收量	反當		
大正 一四	三二〇	六三三	五〇三	一、八五五	六四八・一八	三・〇八	一六、一九〇三	三	大旱	
一五	三三八	五九六	五五二	一、一四七	六五五・〇六	三・三三	一五、二六・一〇	一・〇六	豐作	
一六	三三六	五七三	五三三	一、一〇六	七三三・六六	三・三七	一五、三六・一〇	一・〇六	豐作	
一七	三三六	五七三	五三三	一、一〇六	七三三・六六	三・三七	一五、三六・一〇	一・〇六	豐作	
一八	三三六	五七三	五三三	一、一〇六	七三三・六六	三・三七	一五、三六・一〇	一・〇六	豐作	
一九	三三六	五七三	五三三	一、一〇六	七三三・六六	三・三七	一五、三六・一〇	一・〇六	豐作	
二〇	三三六	五七三	五三三	一、一〇六	七三三・六六	三・三七	一五、三六・一〇	一・〇六	豐作	
二一	三三六	五七三	五三三	一、一〇六	七三三・六六	三・三七	一五、三六・一〇	一・〇六	豐作	
二二	三三六	五七三	五三三	一、一〇六	七三三・六六	三・三七	一五、三六・一〇	一・〇六	豐作	
二三	三三六	五七三	五三三	一、一〇六	七三三・六六	三・三七	一五、三六・一〇	一・〇六	豐作	
二四	三三六	五七三	五三三	一、一〇六	七三三・六六	三・三七	一五、三六・一〇	一・〇六	豐作	

第一節 吳家荒農場

第二表 吳家荒農場事業一覽表 (康徳七年度)

事業地別	部落別	戸數	面積	指導員	作付面積	收穫面積	陌當收量	總收穫高
吳家荒事業區	大石橋	一五	一、〇三	金導龍	一、〇三	一、〇三	三、〇〇	一、九五、三六
	北陳家荒	四二	八、八六	安士俊	八、八六	八、八六	三、二〇	二、七五、八七
	吳家荒	七〇	一、八八	金應信	一、八八	一、八八	三、七九	六、〇三、五三
	李家荒	三三	四、六六	金昌翼	四、六六	四、六六	三、五三	一、六〇、九七
	鄧家荒	一五	一、二六	張興璉	一、二六	一、二六	二、五五	七、七〇、八八
	南陳家荒	七	〇、九六	張興璉	〇、九六	〇、九六	三、三三	三、五五、三三
	閻家荒	六	〇、七七	金成倫	〇、七七	〇、七七	二、五五	一、九五〇、八九
	也什牛荒	二七	一、九八	金學成	一、九八	一、九八	一、八五	七、三三、六六
	西部	二	〇、二五	趙龍淵	〇、二五	〇、二五	三、五五	一、九〇、二六
	中部	二	〇、二五	李庭熙	〇、二五	〇、二五	一、七五	一、七五、三三
板橋子事業區	新興區	四	一、〇三	李根守	一、〇三	一、〇三	一、八五	一、九三、八三
	東部落	三	〇、〇〇	李七星	〇、〇〇	〇、〇〇	七	六、〇〇、七三
	劉家寫棚	二	〇、〇〇	李根秀	〇、〇〇	〇、〇〇	一、〇五	九、〇〇、〇三
	佟家寫棚	四	一、〇四	崔義鎔	一、〇四	一、〇四	一、五五	一、六五、四三
	計	二〇	五、二二		五、二二	五、二二	一、五五	七、八九、三九
	計	二〇	五、二二		五、二二	五、二二	一、五五	七、八九、三九
諾木理事業區	諾木嶺	六	一、二二	朴來煥	一、二二	一、二二	一、六八	二、五二、七〇
	沙嶺	四	〇、四〇	金昭憲	〇、四〇	〇、四〇	一、六八	一、五二、八四
	昆邦牛象	二	〇、二二	白邱源	〇、二二	〇、二二	一、〇五	一、〇五、二二
	計	一二	一、八四		一、八四	一、八四	四、四一	五、一〇、六八
合計	六〇	一、四八		一、四八	一、四八	一、四八	三、〇〇、〇〇	

本農場の小作契約は東亞勸業時代をそのまま踏襲してゐるが種子扱は會社にて全部支給し、(採種量一田地一〇五斤反當八升)肥料は會社四割小作人六割の分擔であつて、收穫物は主産物の扱は吳家荒事業區は折半、入植後歴史も淺く地味瘦薄で反當收量の少い板橋子事業區では四分六分であり、藁は全部小作人の所有である。附近の社外地では肥料を折半する代りに藁藁共に折半するところもあり、東亞勸業時代の小作契約のままの打租であることには小作人に不満無きにしも非ずであり、特に開田以來の歴史が舊くなり、施肥量も順次増高してゐるので肥料代の四分六分には相當の不平があるやうである。施肥量は昨康徳七年度で一田地當硫安七呎であるから反當四、六圓位である。

水利費は一田地當五圓を小作人が負擔する外に、年間を通じて二週間乃至二〇日位の賦役があり、用水路の修理其他の作業に服する。灌排水には幾多の紛争が惹起し易く、現に今年度でも用水路上流に水利工事中のため漑水が遅れ、例年に比し播種期が二週間位も遅れ、苗代を豫定して浸種しつつあつたため直播に改めることもできず困却してゐるが、昨年来瀋陽縣興農合作社の斡旋で水利事業對策委員會が構成せられてゐるのであるが同委員會の規定は參考迄に掲ぐると次の如くである。

第二地區水利事業對策委員會規程

- 第一條 本委員會ハ第二瀋陽縣興農合作社事業ノ一部門タル水利事業ノ遂行上圓滑ヲ圖ル爲メ總對的協力援助ヲ爲スト共ニ合作社ノ指示命令ニ從ヒ蒙利地區内ニ於ケル水路ノ強化・施設ノ改善・會員ノ福利増進其ノ他水稻増殖上ニ於ケル相互扶助ノ精神ヲ涵養スルヲ以ツテ目的トス
- 第二條 本委員會ノ委員ハ左記ノ者ヲ以テ組織ス蒙利地區内ニ於ケル村長並ニ興農會長ニシテ合作社ニ於テ選任シタル者但シ委員會ノ會員トハ蒙利地區内ニ居住スル水田耕作者並ニ同地主トス
- 第三條 本委員會ノ名稱ハ瀋陽縣興農合作社第二地區水利事業對策委員會ト稱ス

第一節 吳家荒農場

- 第四條 第二條第二項ニ於ケル委員ハ合作社々長ノ必要ニ應ジ選任及解任スルモノトス
- 第五條 本委員會ニ顧問若干名ヲ置ク
- 顧問ハ瀋陽縣新民縣兩省管内ニ於ケル地區ノ縣公署產業科長並ニ合作社理事トス
- 第六條 本委員會ノ決定ハ委員會議ニ依リ決定ス
- 第七條 委員長ハ會務ヲ總理シ委員會ノ召集議事ノ討裁其ノ他委員會ノ合理的運用ノ任ニ當ルモノトス
- 第八條 本委員會ハ合作社ノ諮問ニ答申スルト共ニ左ニ掲グル事項ノ圓滿ナル遂行ヲ圖ルモノトス
 - 一、蒙利地區内ニ於ケル水路ノ強化
 - 一、水利設備ノ根本的改善方法ノ調査並研究
 - 一、會員ノ相互扶助ニ依ル水田耕作法改善普及等福利増進ノ途ヲ講ス
 - 一、會員相互間ノ紛争ノ調停ヲ行フ
 - 一、水災被害状況ノ調査ヲ行フ
 - 一、其ノ他合作社ノ諮問ニ應ズル事項及會員ノ希望ニ依リ研究スベキ事項
- 第九條 本委員會ニ於テ協議セル事項及合作社ヨリノ諮問ニ對スル答申ハ其ノ都度合作社ニ報告シ圓滿ナル連絡ヲ圖ルモノトス
- 第十條 本委員會ニ要スル經費ハ會員ノ寄附金合作社ノ交附金ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十一條 本規程ハ康德七年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本委員會ノ地區別ハ左ノ通りトス

- 第一區 奉天市管内
- 第二區 瀋陽縣管内 (第一區ニ限リ一、二等水利費納入區)
- 第三區 同 (第二區ニ限リ三等水利費納入地區)

第四區 新民縣管内

第五區 瀋陽縣管内ニシテ渾河南部一帯

家畜の飼育状況を見ると、現在六〇〇戸以上の農家があるのに牛は僅かに一三〇頭で、四六戸に付一頭の割合である。農場としては一戸一頭を目標とし牛購入資金の長期低利金融を實施中であるが、周邊一帯が水田で放牧地採草地が皆無で飼料を購入せざるを得ず、加ふるに牛の使役は僅かに耕耘整地作業のみで一年の中僅か二十日位なるため、耕耘整地を滿農に請負はしめた方が有利であると考へ小作人は進んで牛を購入飼育しようとしないうである。金融は右の牛購入のみならず農耕資金として春期に貸出し、出來秋に回収することは興農合作社設立以前に於ける舊金融會、農務稷と同じであり、金利は一日三錢である。

栽培品種は開田以來の歴史が舊く、在住鮮農の出身地が朝鮮各地に互るため品種の數も十一を數へ、品種の統制が極めて困難である。種子扱は農場の負擔であり、小作人より優良なるものを買上げて支給する形式をとつてゐるが、かかる過程を通じて作柄の安定せるもの、收穫量の多いもの、耐病耐寒性のもの、肥効性のあるもの等が適當にセレクトされるべきは當然で、來年度からは三種位に統一する豫定であるといふ。如何なる品種がどれほど作付されてゐるか、その反當收量はいくらであるかは第三表に掲げておく。

第三表

吳家荒農場部落別、品種別作付面積及收穫高、反當收量 (康德七年度)
(右側は收穫高、左側は作付面積)

陸稻	龜尾	秋田	信友	京租	絞二	衣笠	黒租	奥羽	豐國	鳳來租	計
數量	二、一〇	一、七〇	三、三〇	二、〇八	一、三〇七	三、三〇六					三、二九七
面積	九三〇			〇・四							五八〇二

第一節 吳家荒農場

第四表 吳家荒農場營業收支決算書

科 目	支出の部	
	康徳六年度	康徳七年度
俸給	四、八六二・二五	七、三三〇・〇〇
在勤手当	一七、七六〇	一
雑手当	三、七七二・六六	五、四二一・四〇
特別給與金	六〇九・八七	六〇〇・〇〇
旅費	二、五五〇・〇〇	四、五二二・九〇
備用品費	一、三〇六・六六	三、〇四八・二四
圖書印刷費	二五・七五	三三・七六
文具費	八七・〇八	一八六・三三
消耗品費	一九〇・〇四	七〇・〇一
通信費	六七・七六	一、七〇七・七〇
通修費	二九・八九	三五・〇三
補助費	〇、九九九・〇五	一九三・三〇
交際費	七・七一	九三・五九
寄附及補助金	一、〇八四・〇〇	一、〇八〇・〇〇
雑費	一、四三三・七七	一、六九三・三三
雑納費	一四、五四一・九五	一七、〇〇六・五四
運搬費	一八、一〇九・〇四	一七、七五五・三三
現備費	四、六九五・八七	五、九一九・三三
灌溉費	三、〇七二・九一	四三、〇八二・三三
諸税公課	二〇、八五二・九	三五、七五・五四

科 目	収入の部	
	康徳六年度	康徳七年度
債却費	二、五九〇・五九	五、四九七・五
肥料費	三〇、六六・六〇	二九、五八・〇九
農事奨励金	九、四五・八五	九、五四・三三
租地料	八〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇
計	一六二、四九・五九	一六、三九・四九

科 目	収入の部	
	康徳六年度	康徳七年度
小作料	二、四四、四六・〇〇	二、九二、二八・九〇
貸付金利息	七、三二・四六	九、六三・三六
雑収入	四、七五九・〇〇	七、三六二・一一
計	二六、五三六・四六	三六、二八三・三七

三、利廻の部

科 目	利廻の部	
	六年度	七年度
投資額	一、〇一〇、八七・四四	一、〇四八、七五・一五
収入	二六、五三六・四六	三〇、六三三・三七
経費	一六、四九一・五九	一、九一、三三九・四五
純益	一〇、〇四四・八七	二四、六九三・九三
利廻	三・三七%	二・二一%

備考 右表三項の利廻は経費の中に支店及本社の總掛経費を割掛けるため粗利廻とする

第二節 鳳凰城機械農場

鳳凰城機械農場は安奉線鳳凰城街の郊外西南約四軒の位置にある。本農場は大同二年(昭和八年)當時の滿鐵の農務課長が安東滿鐵地方事務所長を介し時の鳳城縣參事官に水田農場設置の希望を申込みしところ、參事官はその主旨に賛成し、同參事官の斡旋によつて今の土地の收買をなしたものであるが、收買土地二〇〇町歩で、地價並買收附帶經費共で一三八・〇〇〇圓であつた。

斯くて土地を收買せる滿鐵は、アメリカに於て農場を経営し機械的大農經營の経験と手腕のある佐藤信元氏を特にアメリカより招致して、滿鐵囑託の資格にて同農場の開田經營の責任を負はしめ、爾來佐藤氏は獨自の見解に基づいて水田農場の機械化を企圖し、極力機械力を導入利用することによつて水稻生産に専心したのであるが、滿鐵に於ては七年前よりその功績に酬いるため、佐藤氏の所有經營に移管することとし、二十五年の年賦償還の契約を結んだのである。従つて現に年賦償還中で名義は滿鐵ではあるが、所有經營の實際は佐藤氏が握つてゐるわけであり、佐藤氏は年々收支決算書を滿鐵に提出してゐる。

本農場は昭和九年(康徳元年)春開田されたのであるが經營面積二〇〇町歩の中水田は一五〇町歩であり、勞力の關係上九〇町歩を鮮系三〇戸滿系一〇戸に三年前より分益耕作せしめ、残り一一〇町歩を自らの責任と負擔に於て經營してゐる。小作人に貸付けた箇所も秋耕・耕起・整地は農場で負擔し、共同苗代の管理・肥料(豆粕硫酸安過燐酸石灰等)の配給、種子粃の配給をなす。小作料は生産物としての粃は五割五分(現物は一應全部農場に收納後諸費用小作料を控除せる殘額四割五分に相當するものを現金にて支給する)副産物の藁は小作人と農場が折半し、肥料用水等會社負擔に對して別に反當七圓の經費を徴収する。

耕種の概況を見るに昭和十四年度事業經過概要に依れば次の如くである。従来行つて来た乾苗式直播は五ヶ年繼續した爲め雑草の繁茂甚しく収量の減退が著しいので約三〇町歩を乾苗直播とし一二〇町歩を移植挿秧することとした。即ち乾苗式直播區は起耕粉碎地均等の整地から播種に至るまで全部の作業をトラクターを使つたが、移植區は起耕土塊粉碎地均等の整地作業は従来通りトラクターを使用し最後に灌水して代掻を爲してから苗の挿秧を行つた。前年秋收穫後に約七〇町歩起耕してあつたので四月七日解氷と同時に殘餘土地の起耕に着手し、順次土塊粉碎地均等整地を行ひ、四月二十日乾苗直播區の播種に着手し、同月二十九日に終了した。苗代の下種はすべて手植で四月二十日に始め五月十三日に終了し、田植は六月五日紅糯種に始まり、萬年・陸羽一三二號・衣笠の順を以て六月中旬に約一〇〇町歩を終り、殘りの十餘町歩を七月十三日に終了した。試験的に三町歩だけドリルで植えてみた。揚水ポンプの運轉を開始したのは四月十七日苗代用水のため毎日一臺五時間づゝ行ひ、六月三日に三臺全部を以て揚水し九月十日に至つて完了した。同年度は夏季旱天続きで灌漑水に不足を生じた地方があつたにも拘はらず、同農場は前年に比べてポンプの運轉延時間を約三〇〇時間増加しただけで水不足を感じなかつたといふことである。

除草は手押除草機を使用し乾苗直播區を五月二十二日より始め七月三十一日に及び多數の人員を要したにも拘はらず、収量は挿秧區に比し遙かに及ばなかつたのは、六年連續して乾苗直播することが如何に不利益であるかを示している。除草の回数は三回、田植は同農場としては經驗が未だ十分でなく、所要苗の不足、挿秧時季の遅れた等のことがある。つたけれども、挿秧面積の反當平均収量三石三斗で乾苗直播面積反當平均収量一石四斗を含めた全作付面積平均反當収量は三石一斗二升を収め得た。收穫は九月二十日衣笠種の刈取に始まり萬年・紅糯・陸羽の順序を以て十一月四日全部終了した。脱穀は十月一日より開始し順調に進み十一月三十日に至り全部終了した。過去の經驗に鑑み昭和十四年を一轉機として従來の粗放且大農營的乾苗式直播一本槍を改め、トラクター及大農具の使用を經濟的に有利な範圍に

限定し、加ふるに内地式な集約的農法を部分的に取入れ一種の折衷を試みつゝあるのであるが、此處に於て生産量と收入は共に稍々満足すべき域に達し、農場經營もやうやく軌道に乗り得たと述懐してゐるのである。

開田以來の作付面積、收穫高を品種別に見ると第五表の如くである。即ち第五表によれば、開田當初は試験的の意味もあつて六品種も栽培してゐるが、漸次整理淘汰して現今では水稻としては南滿に於ける獎勵品種としての衣笠・萬年・陸羽の三種に限定してゐるが、反當収量に於ては萬年が斷然他を壓倒し、陸羽が之に次いでゐるが、作付面積に於ては陸羽が斷然多いのである。

第五表 鳳凰城機械農場品種別年次別作付面積及收穫高

品種	昭和九年		一〇年		一一年		一二年		一三年		一四年	
	作付面積(町)	收穫高(石)	作付面積(町)	收穫高(石)	作付面積(町)	收穫高(石)	作付面積(町)	收穫高(石)	作付面積(町)	收穫高(石)	作付面積(町)	收穫高(石)
衣笠	一・〇	二八・四	一・〇	二八・三	一・〇	二八・四	一・〇	二八・四	一・〇	二八・四	一・〇	二八・四
萬年	一・〇	三三・一	一・〇	三三・一	一・〇	三三・一	一・〇	三三・一	一・〇	三三・一	一・〇	三三・一
陸羽	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一
京租	一・〇	四・五	一・〇	四・五	一・〇	四・五	一・〇	四・五	一・〇	四・五	一・〇	四・五
秋田	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一
紅糯	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一
北海	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一
陸北	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一	一・〇	一〇・一
計	一七〇・〇	一三〇・〇	一七〇・〇	一三〇・〇	一七〇・〇	一三〇・〇	一七〇・〇	一三〇・〇	一七〇・〇	一三〇・〇	一七〇・〇	一三〇・〇

備考 一、上は作付面積、下は收穫高 二、町石は、日本町石 三、農場直營面積 一三年一三三町、一四年八〇町、一五年六八町歩 四、昭和十二年秋田一號一六・六町發芽せず、北海播種成績不良二四町、灌水不足のため収量三割乃至四割減、除草勞力不足 五、昭和一三年雜草繁茂し除草適期を失す

農場經營に必要な事務員としては現に日系五人あり、外に常備満系四〇人、田植農盛期約三週間位は一五〇人乃至二〇〇人位の臨時勞力を雇傭してゐる。常備は農繁期には農耕作業に従事し、九月末十月頃より翌年四月頃までは精米作業の外、農家副業としての吠、藁の製作に従事してゐる。精米は糧穀會社の委託搗精を行ひ、自家生産籾のみならず附近二村産の籾を搗精して居り、吠の日産能力二〇〇吠、年産八・〇〇〇乃至一〇・〇〇〇吠である。

トラクターは三臺あり、馬力数は五〇、三〇、二〇であり、内二臺は重油用でアメリカより購求せるもの、内一臺はガソリン用で、經營主たる佐藤氏がトラクターの操縦のみならず修理にも熟練してゐる關係上、一旦故障が生じた際には部分品を購入して修繕し得るのであるが、燃料統制のため相當窮屈になつてゐる。脱穀機としてのスレッシャーは勿論使用してゐるが、スレッシャー使用の場合は藁が不揃ひとなるので、廻轉脱穀機を併用してゐる。

家畜は牛二三頭、馬一頭、豚四一頭あり、牛のみ一三頭農耕運搬に使役してゐる。

以上の如き經營内容を持つ鳳凰城機械農場の收支状況は

第六表の如くであり、第七表に貸借対照表を掲げる。

即ち第六表によれば、十四年度に於ては利益金は三萬六千圓以上であり、十五年度に於ては満鐵への償還金一萬七千圓を差引いてなほ且つ二萬一千圓の純益を擧げて居り、今若し土地購入其他の土地資本を前記の如く一三萬八千圓とすれば、大雑把に計算して純利廻は十四年度で二六・%十五年度では一六・%を示し、その利廻率の良好なることは驚くべきである。

第六表 鳳凰城機械農場損益計算表

費目	昭和十四年度		昭和十五年度	
	円	円	円	円
粗收	四七、六六二・六〇	六五、七四九・四〇		
白米收	五、九四三・六六	五、三二一・七七		
藁收	二、八八八・三〇	一〇、六八八・五〇		
精米收	二、一三〇・三三	四、一三三・三〇		
藁加工收	八四七・四五	一七〇・六六		

一、收入之部

土地貨付料	昭和十四年度		昭和十五年度	
	円	円	円	円
動物收入	一、九四四・五〇	一、二七五・〇〇*		
雑計	二、一三三・〇〇	三、七〇一・一五		
雑計	二、六九一・九三	三、四四一・〇九		
雑計	一、〇九三・六六	三、九一七・九七		

備考* 小作十四年度 一七・四町 一反一、〇〇圓
小作十五年度 二五町 一町五〇、五〇圓

二、支出之部

給手當	昭和十四年度		昭和十五年度	
	円	円	円	円
經營主生活費	六、〇四八・二五	七、七七一・四三*		
臨時傭人費	二、九六六・七七	三、〇〇〇・〇〇		
種苗費	三、二九一・九五	四、八七三・七六		
肥料費	七、九六六・〇六	三、三六一・三〇		
機械燃料油費	二、七三二・六六	九、九二五・五三		
電力費	六、九六六・六六	四、九三三・一九		
農具修繕費	二、三二一・三三	七、一六七・八五*		
建物工作物修繕費	五、七七一・四〇	四、三六六・六〇		
生産物貯蔵費	一、三九四・二二	五、八四一・七〇		
精米加工費	六、四四一・五五	四、五一一・九五		
藁加工費	一、〇一一・四五	一、三〇七・六六		
租稅公課	一、六二〇・六六	三、一六〇・七五		
租稅公課	一、六二〇・六六	三、一六〇・七五		

三、損益計算

事務費用消耗品費		支拂利息		償却費		満鐵償還費		小農具費		警備費		荷送費		雑費		雑計	
五〇・〇一	六三・七三	二、六三三・六四	二、三三三・七三	八五四・六二	一、〇〇九・〇七	一、七〇〇・〇〇	一、七〇〇・〇〇	二〇九・六〇	六八八・〇八	四、五九一・九八	一	二、六八七・九五	五、八四四・九一	二、二一〇・〇〇	八八三・八九	七、二四八・七三	二八、三六八・三三
總收入	一、〇、九五〇・六六	總支出	一、三九、四七七・九七	總利益	七、四七二・六九	差引利益	三、二九一・〇五										

備考* 事務員五人

*十五年度揚水用電力六、〇三二・六六 脱穀用八九三、四二

第七表 鳳凰城機械農場貸借對照表(昭和十四年度)

種目	金額		種目	金額	
	部	部		部	部
繰越損金	一〇、六八八・三三	満鐵借入金	四、九三三・九七		
整理殘金	一、一〇一・三五	同(別途)	三、五〇〇・〇〇		

建物	一、五九三〇	一般借入金	五、〇〇〇・〇〇
工作物	四六・三	未拂金	五〇・〇〇
備品什器	二、〇三六・〇	退職積立金	三、〇〇〇・〇〇
動物	二、五三三・〇	特別積立金	五、〇〇〇・〇〇

生産物	二六、二二・四	当期利益金	二、七〇一・四
貯蔵品	一、七四三・五	合計	二、六九五・三
現金	四四、一九七・五		
合計	七二、九六三・四		

第三節 新義農場

新義農場は錦州省盤山縣榮興村にある。營口市の對岸河北より奉山線溝帮子驛に通ずる河北線を堺にして有名なる榮興農村の反對側である東側にあり、それだけ遼河に接近してゐるわけである。

本農場は元來は營口市に在つて在鮮有志よりなる匿名組合が精米肥料商を營んでゐたが、昭和十年に今の地に年租契約で二〇〇町歩又小作せしめたのに端を發し、翌十一年に土地購入を開始し、當時の地價は一天地一八〇圓乃至二〇〇圓)以後逐次土地を買集め、四年間で五〇〇町歩を所有するに至つた。康徳五年匿名組合を株主十一人より成る資本金五十萬圓(半額拂込)の株式会社に改組し、從來の在營口の精米所の方は康徳七年十二月企業合同して奉南合同精穀株式會社に合併吸收されたので農場經營とは切離されることとなつた。

現に所有地五〇〇町歩の中、水田作付面積は四二〇町歩、他は堤防、用排水路、敷地、宅地等に當て、小作農家は三〇戸一部落として四部落二二〇戸、人口六三〇人である。一戸當平均小作面積は三町半であつて、家族數に應じ一人當一、二町の計算で貸付けることになつてゐる。小作契約條件は、水稻生産經營に直接必要な種子、肥料、起耕、用水費等を折半する代りに生産物は主副共に折半する。この條件に堪へかねて年々十戸位の農家が退村すると共に新に同數位が入村して來る。

農場組織としては農場の中心に事務所があり、主任の外二人の事務員があるのみで、各部落に社員たる資格の指導員一人(俸給月五〇圓)宛配置して農事の指導、會社との間に斡旋に努めしめ、別に各部落より選舉により牌長があり、これが指導員と協力して部落の各種の世話に任ずる。設備としては倉庫一つ、一五〇馬力のポンプのある揚水機、七馬力日産能力三〇石乃至四〇石の精米機があり、小作人の家屋は會社が建築して支給し、修繕費として一間に付年一〇圓の割にて徴收し會社に於て修理する。

耕種の概況を記せば、品種はすべて陸羽一三二號のみに限定し種子扱は農家が自家選種せるもの、外、半分は會社に於て支給する。

耕起は滿人に請負はしめるが馬一頭乃至四頭曳で一日の能力八畝(十畝にて一天地即ち約日本の六反二畝)乃至一天地一畝位、一天地の耕起賃は昨年一三圓、(場所の難易によつて異なり、所によつては八圓位)本年は一六圓位に騰貴してゐる。播種はすべてこれまで直播により、五月初旬より六月中旬頃、一日一天地にて六人乃至四人を要する。昨年は一月以來全然降雨なく旱魃が續いた爲め水量が不足し播種が遅々として進まなかつたので一方苗代を奨励し、豫備苗床二天地の造成をなし、六月十五日から移植を始め七月下旬に終つたが依然として旱魃がつゞき旱害の外蟹害により移植分は勿論直播苗の枯損少なからず、爲めに苗の不足により海城方面より約三十天地分を購入し移植面積一三〇餘天地に及んだが收穫は約五割程度であつた。

除草は第一回、六月中旬、第二回六月下旬、第三回は七月上旬。一天地に付三人乃至四人を要するが、アルカリ地帯なるため除草機の使用に適さず、多くは手労働によつてゐる。刈取は九月上旬より十月上旬迄、脱穀調整は十月中旬より十一月十二月にかけて行ふが、反當收量平均三石五斗。昨年は十月五日に初霜あり、旱魃繼續後晩期降雨により總ての作物の成長が遅れ移植分の約六割は霜害をうけた。扱は一切農場に收納したものを交易場に共同出荷し、折半部分に

相應する分だけ農民に手渡すが、自家消費のための搗精は指導員の証明に基づき一時に全部搗精せず逐次少量貸搗する。生産物の三%位を占める屑糶(歩留六五%位)はたとへ販賣しても等外下となるので販賣せず自家用に供する。家畜は全農家を通じて牛は二五頭、豚は六十頭。一頭の牛の耕起限界は二〇天地であり、耕起以外に使役し能はざる上に放牧採草場がなく、爲に飼料として大豆、豆粕を購入せざるを得ず(年間所要量一頭當大豆一〇石)ために農場としての無利子長期貸付にも拘はらず飼育購入するもの、少いのは吳家荒農場と符節を合せるが如くである。同農場の財産目録によれば

第八表 新義農場財産目録(康徳七年十二月末日現在)

一、不動産	二、七五、五二・六	(二) 假拂金	二、七五、五二・六
(一) 土地	七五、五二・六	(三) 差入保証金	八〇、〇〇
(二) 建物(舊家屋二十五棟倉庫一棟)	七五、五二・六	四、其他財産(在庫品)	三、五七、七四
(三) 揚水場(一〇五馬力電動機及)	六、五九・六	五、負債	一三、五七、六
(四) 精米工場	五、五三・六	(一) 借入金	六、五五・八
二、動産	五、四六・三	(二) 未拂金	七、一三・八
(一) 什器	四、四七・六	(三) 假受金	一六、〇〇
(二) 現金	六九・六	六、差引純資金	三九、一五・〇
三、債権	三、五五・九	七、未拂込資本金	二五、〇〇・〇〇
(一) 未受金	三、九六・七	合計	五九、一五・〇

となつて居り、土地代は純資産に對し八六%を占め、如何に固定資本の率が大きいか分るのであるが、然らば損益計算は如何と言ふと次表の如くである。

この中利益の中一般収入とあるのは勿論小作料収入であり、糶並に糶の賣却代金を意味し、雑収入とあるは精米貸搗

新義農場損益計算

利益之部	金額	損失之部	金額
一般収入	共、六六、四三	管理費	四、五五・四
雑収入	三、二六・九	事業費	七、〇五・七
合計	七〇、七〇・三	雑損金	三三・〇
		貸倒金	七五・三
		常期利益金	〇、五三・四
合計	一七、七三・五	合計	一一七、七三・五

料、貸金利息収入等を意味する。損失の中管理費といふのは農場經營に必要な人件費、建物費等であり、事業費といふのは種苗費、肥料費、水利費等生産に直接必要なる費目であるが、康徳七年度に於て利益金二七、二〇二・〇二錢をあげてゐる。

この利益金處分はどうやつてゐるかを見ると、以上の當期利益金前記繰越金九三九圓九錢と別途積立金一一五、〇〇〇圓とを加へ、法定積立金一、五〇〇圓、社員退職手

當積立金一、五〇〇圓、償却金六、〇〇〇圓、役員賞與金一〇、九〇〇圓、配當金(一株に付二圓八分)二〇、〇〇〇圓、後期繰越金七三六圓〇一錢となつてゐる。序でに同農場の貸借對照表を掲げてみよう。

第九表 新義農場貸借對照表(康徳七年十二月三十一日現在)

資産(借方)	金額	負債(貸方)	金額
固定資産	三三、六二・三	短期負債	一三、五七・六
土地	七五、五二・六	借入金	六、五五・八
建物	七五、五二・六	未拂金	七、〇二・〇
揚水場	六、五九・六	雜勘定	一六、〇〇
精米工場	五、五三・六	假受金	一六、〇〇
什器	四、四七・六	株主勘定	五九、一五・〇
流動資産	三、六六・八	資本金	二五、〇〇・〇〇
現金	六九・六	法定積立金	一、五〇・〇〇

未受金	三、九六・七	別途積立金	一一五、〇〇・〇〇
雜勘定	三、五九・六	社員退職手	一、五〇・〇〇
假拂金	二、七五・三	當期繰越金	九三・九
差入保証金	八〇、〇〇	當期利益金	二七、二〇二・〇二
在庫品	四、四六・一	合計	六九、七三・九七
在庫品	三、九三・七		
種子	四、五三・六		
在庫品	二四、九六・六		
株主勘定	二五、〇〇・〇〇		
未拂込資本	二五、〇〇・〇〇		
合計	六九、七三・九七		

第四節 單位當收益の比較

以上吳家荒、鳳凰城機械、新義の三農場に付、經營方法と收支狀況に付て概略述べたが、夫々成立や組織や經營方法に差異があり、従つて經營比較をすることが困難である。特に鳳凰城機械農場の場合の如く可能な限り自ら直接經營し、手の及び難い面積だけ貸付け、而も貸付けた土地の耕起整地を行ひ収入を確保する方法と、吳家荒、新義の兩農場の如く地主として土地を貸付け、生産に直接必要な費用を折半する代りに收穫物を折半する方法とは全く比較し難いが便宜上吳家荒、新義兩農場の小作料収入と機械農場の粃白米収入の金額を比べよう。

第十表 三農場收益比較

農場名	年 度	作付面積 町	農産粗収入 円	一町當粗収入 円	純 利 円	一町當純利益 円	新義農場を100 とせる指數
吳家荒農場	康徳六年	一、四五一	二八四、四六、八〇	一九、〇〇	一五、〇三、七	九三・〇	一〇〇
	康徳七年	一、四四八	三〇六、三九、七	二一、二八	一四、六三、三	七九・五〇	一三三
鳳凰城農場	康徳六年	一、四二	九三、六六、八	六六・九	六、〇一、五	六四・一〇	四〇
	康徳七年	一、五〇	一六、〇六、七	七三・七	二、一九、〇五	一四・三	一三・八
新義農場	康徳七年	四・〇〇	六、六六、三	一六・六	二、二〇、〇三	六四・七	一〇〇

既に見た如く、鳳凰城機械農場に於ては康徳七年度より滿鐵から借りた形式になつてゐる土地建物機械等に對する年賦償還を開始し、同年に於て一七、〇〇〇圓返済してゐるのであるから若し前年同様とすれば一町當純利益二五四圓となり指數に於ては殆ど變らないのである。同農場が小作人に貸付けた土地収入は金納で、一响（一响は約日本の六反二畝に當る）當五〇圓（昭和十五年）反當二一圓（十四年度）であり、若しも農場が經營するとせば、一响當八四圓（十

五年度）反當二六圓（十四年度）となるから、契約小作料は經營收益よりも遙かに少い計算になつてゐる。いづれにしろ、第十表によれば機械農場の單位當收益は康徳六年度に於て吳家荒農場の約三倍、七年度に於て二倍以上であつて壓倒的に優位を示してゐる。

次に収入の内譯を見ると、吳家荒農場では康徳六年度収入二九六、五〇七圓三六錢の中小作料収入は、二八四、四二六圓八〇錢で九六%を占め、康徳七年度収入三〇六、二九三圓三七錢の中小作料収入は二八九、二一八圓九〇錢で九四%を占め、農場収入の大部分が小作料としての粃、藁収入であるのに對し、鳳凰城機械農場に於ける昭和十四年度収入一一〇、九五〇圓二八錢の中粃、白米、藁等の農産収入は一〇一、四五五圓一八錢で九一%であり、昭和十五年度収入一三九、四九七圓九七錢の中農産収入は一二六、七四五圓一七錢で九〇%を占めてゐる。即ち前者が全く小作料にのみ依存してゐるのに對し、後者は農場収入の外に加工収入、動物収入等の収入源があつて収益を高めてゐることを見出すのである。

以上の農場收益と個人經營による稲作收益との比較を次に試みよう。

滿鮮拓殖株式會社の「康徳五年度農家經濟調査報告」によれば、鮮農自作農五戸經營面積平均三町六反・三五小作農二戸平均二〇反・八七で、前者の所得的總収入（現金所得的収入に生計及收得現物家計仕向の合計）は、一、八八五圓一九錢であるから一町當収入五二〇圓八九錢であり、後者の所得的總収入は一、三三三圓九八錢であるから一町當六五四圓二七錢であり、七戸の平均は一、七三九、九九圓であるから平均一町當五四三、七六圓である。而して耕地の粗收益から耕地經營費を差引ける耕地純收益は次の如くである。

勿論個人農家のこの耕地純收益は家計費に充當され農家生活の再生産に充當されるのであり、企業的な農場經營形態の収益と比較することは稍々無意味に近いが念の爲比較してみると自作農に於ける一町當收益は鳳凰機械農場の康徳六

第五節 直接的經營支出の比較

個人的な零細經營に於ても、収入に對する支出の均衡がとれてゐるかどうか、支出費目間の均衡が妥當であるかどうか、特に農業生産を直接維持經營して行くための「所得的支出」と生活を維持存続せしめる「家計費」との関係がどうなつてゐるかは農家經營が赤字で安定するか、或は其の反對に赤字に陥るかの岐れめであるが企業的な農場經營の場合にも形や費目こそ異なれ收支の均衡が取れてゐるかどうかが結局収益乃至企業利潤を高低さす分岐點をなすのである。而して單に土地を貸付け危険を小作人に負擔せしめて而も小作料収入を目的とする地主的經營の場合と自らの經營計畫に基き勞力、畜力、機械力の合理的利用に依つて収益を高めようとする場合とは同じ農場經營でも支出内容が異なり一方に於て無い費目が他方に於て存し、他方に存しないものが一方に存するのであるが、直接的に農産収入を確保するための諸経費を假に「直接的經營支出」と名づけ、農場を維持經營するため（従つて農業生産から見れば間接になる）の諸費用を「間接的經營支出」と名づけて兩者の側から分析してみよう。

(一) 直接的經營支出内譯表

作付面積	種苗費	肥料費	雇傭費	灌漑費	償却費	諸課税	收納費	運搬費	機械燃料油費	修繕費	養畜費	合計
吳家 六町	一、四九、四五〇	四、六八、七三〇	四、六九、七三〇	三、五〇、五九〇	三、〇八、五九〇	一、四九、四五〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
荒農 七町	一、四六、九、五八、〇	五、九、九、五八、〇	五、九、九、五八、〇	三、五、九、九、五八、〇	三、五、九、九、五八、〇	一、四六、九、五八、〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
鳳城農 六町	一、四三、二、八、一、五	七、九、六、〇、七、七	七、九、六、〇、七、七	六、九、六、〇、八	八、四、六、〇、八	一、四三、二、八、一、五	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
城農 七町	一、五〇、三、六、一、〇	九、三、五、八、五、四、二、八	九、三、五、八、五、四、二、八	七、二、七、七、七	七、二、七、七、七	一、五〇、三、六、一、〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇

(二) 一町當直接的經營支出内譯表

吳家 荒農 六	荒農 七	鳳城農 六	城農 七	
種苗費	一、四九、四五〇	一、四六、九、五八、〇	一、四三、二、八、一、五	一、五〇、三、六、一、〇
肥料費	四、六八、七三〇	五、九、九、五八、〇	七、九、六、〇、七、七	九、三、五、八、五、四、二、八
雇傭費	四、六九、七三〇	五、九、九、五八、〇	七、九、六、〇、七、七	九、三、五、八、五、四、二、八
灌漑費	三、五〇、五九〇	三、五、九、九、五八、〇	三、五、九、九、五八、〇	三、五、九、九、五八、〇
償却費	三、〇八、五九〇	三、五、九、九、五八、〇	三、五、九、九、五八、〇	三、五、九、九、五八、〇
諸課税	一、四九、四五〇	一、四六、九、五八、〇	一、四三、二、八、一、五	一、五〇、三、六、一、〇
收納費	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
運搬費	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
機械燃料油費	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
修繕費	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
養畜費	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
合計	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇

(三) 同上 百分比

吳家 荒農 六	荒農 七	鳳城農 六	城農 七	
種苗費	一、四九、四五〇	一、四六、九、五八、〇	一、四三、二、八、一、五	一、五〇、三、六、一、〇
肥料費	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三
雇傭費	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三
灌漑費	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三
償却費	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三
諸課税	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三
收納費	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三
運搬費	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三
機械燃料油費	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三
修繕費	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三
養畜費	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三
合計	三、三、三	三、三、三	三、三、三	三、三、三

先づ直接的經營支出の内譯を見ると右の如くである。(新義農場は費目内容を明かにしないので比較から省く)

吳家荒農場は地主的經營とはいふものの單に土地を貸付けるのみならず種苗費は全額支給で肥料は四割負擔であり灌漑水利費の一部を小作人に負擔せしめるが大部分は農場負擔であり、特に生産糧を小作料として收納しこれを交易場にまで運搬出荷して(運搬費は小作人と折半)貨幣に換へるまでに一町當一〇〇圓前後の直接的經營支出を必要とする。これに對して自己經營の鳳城機械農場に於ては前者とは比較にならない程多くの雇傭勞力を必要とし、種苗費、肥料費に於ても經營の集約度が進んでゐるだけに多量を要し、前者に於ける灌漑費に匹敵するものとして電力費(この中には單に揚水費のみならず精米作業のための電力費も含まれてゐるが後者は賃搗のためのものと販賣上加工せるものとの別

が明瞭でないのでここでは一括して電力費としておいた)があり、前者が収納運搬費を要したのに比べればかかる費目がない代わりに機械燃料油、農具修繕、養畜費等の費目があり一町當の直接的經營支出は四〇〇圓乃至五〇〇圓であつて前者の四倍乃至五倍である。念のため一町當農産粗収入を比較すれば、上表の如くなる。

吳家荒 鳳凰城	六 年	七 年	収入(A)		直接的經營支出(B)		差引 純利益
			円	%	円	%	
六	二六・〇〇	二二・八一	九・三三	三五・四〇	一〇・四七	九・〇六	九・〇六
七	二二・八一	二二・八一	一〇・七五	四七・〇〇	一〇・六三	九・五〇	九・五〇
六	六九・九一	六九・九一	三九・五五	五六・三六	三九・三三	三六・〇〇	三六・〇〇
七	七三・七二	七三・七二	三九・六二	五三・一〇	三九・三三	三六・〇〇	三六・〇〇

この差引残額のうち、第六節において見るであらう間接的經營支出を控除すれば純利益が出る課であるが、従つて鳳凰城農場が直接的經營支出に於て吳家荒農場の四倍乃至五倍であるとしても差引残額の上には二倍乃至三倍であり、純利益に於て二倍近いことは一見矛盾してゐるかの如

き錯覺を與へるが収入に對する直接支出の比率を見ると殆ど同じ位か、たかだか二〇%位しか差がないのであるから結局粗収入の差が決定的要因であることがわかる。即ち、鳳凰城農場が單位當純利益に於て吳家荒農場の二倍であり得るのは直接經營による粗収入の絶對大であることに基因するのである。これを個人經營の場合と比較するために前掲「農家經濟調査報告」の所得的支出の各費目の百分比を見ると、即ち自作農の時は勞賃費が最大で負債利子、租税公課が之に次ぎ小作農の時は小作料が最大で勞賃費、肥料費が之に次いでゐる。兩者を平均して勞賃費が最大で小作料が之に次ぎ負債利子、租税公課、肥料費が之に次いでゐる。右吳家荒農場、鳳凰城農場の支出費目を順位に並べれば、

自作農	小作農	平均	肥料費	飼料費	種苗費	家畜費	機具費	諸材料費	勞賃費	負債利子	小作料	租税公課	建物費	計
八・六%	二・三	九・五	四・二	八・〇	〇・〇	一・二	三・三	元九	八・八	一・一	一・六	〇・一	一〇〇	
二・三	四・九	二・七	四・九	〇・〇	〇・四	三・三	四・三	三・八	四・五	五・七	四・三	〇・一	一〇〇	
〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・九	三・六	三・六	三・六	三・八	二・三	二・二	〇・一	一〇〇	

吳家荒：灌溉費、肥料費、諸税公課、運搬費、収納費

鳳凰城：種苗費、肥料費、電力費、種苗費、機械燃料油費

となつて居り、従つて經營様式の相違並に經營規模の差異が支出項目の順位を變化せしめてゐることを知るのであるが概括して言へることは、地主的經營に於ては灌溉費、収納費が大で自作經營に於ては雇傭勞賃が最大であり、小作經營に於ては小作料が最大であり、經營規模が大きくなるほど勞賃、肥料費、灌溉費、電力費、種苗費等の比重が全支出項目中に増大して行くのを見るのである。

翻つて日本内地農家の農業支出の費目的順位を見ると次表の如くである。

農業支出中現金費目別百分比(帝國農會調査に據る)

種苗費	家畜代	蠶種代	飼料費	桑葉費	肥料費	加工原料費	其他材料費	雇傭勞賃	畜力費	租税公課	小作料	其他	計
一・〇	〇・四	—	二〇・八	—	一六・九	—	七・二	三三・四	—	一五・三	—	三・〇	一〇〇
一・七	一・一	〇・九	一四・一	〇・七	三三・四	二・二	九・五	一〇・四	〇・二	一五・二	一・五	一・一	一〇〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

註 大經營、一〇町歩以上 中經營、一〇町以上二町以上 小經營、二町以下 即ち

- 大經營 雇傭勞賃 飼料費 肥料費 租税公課
- 中經營 肥料費 租税公課 飼料費 雇傭勞賃
- 小經營 飼料費 肥料費 租税公課 材料費

の順位を示し飼料費が壓倒的比重を示してゐることが滿洲農業の立場からは驚異すべきであるが、その他經營面積の増大するにつれ雇傭勞賃、肥料費、租税公課等が増大して居ることは滿洲の場合と軌を一にしてゐるが、肥料と租税とで

現金支出の半分に近いといふことは一方に於て農業の集約度が進んでゐることを示すと共に、他方國家財政の財源としての農業の比重の重さを示してゐよう。

第六節 間接的經營支出の比較

水稻の耕作經營は今日に於ては一個の商品生産であり、日本内地に於て然るが如く、滿洲國に於てもこの傾向は弱いところか却つて強化され濃化されてゐるのであり、従つて水稻耕作經營の規模形式の如何に拘はらず商品の生産者であり販賣者であることに變りはないのであるが、個人經營の場合に於ては家族勞力を基礎とし之に若干の雇傭勞力を加へて水稻經營に當るけれども、大規模な企業的水田農場の場合ではさうした個人經營の場合と異り企業的採算を考慮しつつ農業生産を促進し、自家食糧としてでなしに販賣すべき商品として生産物を確保收納しこれを市場に搬出することが必然的なコースとなり、従つて經營の人的構成、又は組織乃至機構の如何が農場收支の上に決定的な作用を及ぼすのである。

前節に於て水稻の生産販賣に直接的にタッチする諸經費を「直接的經營支出」と名づけてその費目の内容を比較検討したが、以上の觀點からして生産物の收納處理に當るべき企業組織としての農場の維持に必要な——従つて農業生産には間接的にタッチすることになる——費目を「間接的經營支出」と名づけて比較してみよう。これは主として經理上人員費の費目を中心を成すのであり、個人經營に於ける家計費に該當する。

前記の如く吳家荒農場では鮮拓の事務所を管區の中心に設けて社員を配置駐在せしめるの外各部落毎に會社囑託の身分ある指導員を配屬せしめ、日常的に農事の指導に當らしめ會社との間を斡旋せしめてゐるが、同様な方式は新義農場に於ても採用してゐる。而して吳家荒農場では刈取期が済み脱穀調製にかかる頃より臨時に收納員なるものを數プロツ

クに分けて數名配置し、脱穀調製を監視せしめ小作料の收納の確實を期してゐるが、貸付面積が廣大であり小作人數が多いため特別にかかる處置を必要とするのであつて新義農場ではそのやうな處置をとつてはゐない。恐らく農場事務員と指導員だけの監視で十分であるからであらう。自作自營の機械農場がかかる監視員なる指導員や收納員を必要としないことは言を俟たないところである。では間接的經營支出の各費目内容を見よう。

經營面積 (A)	人件費	備品消耗費	雜費	其他	計 (C)	支出合計 (D)			
						B/A	C/D	B/D	C/D
吳家荒 六年	一、四三三・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、四三三・〇〇	一、四三三・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	〇・二二	〇・二二	〇・〇八	〇・〇八
吳家荒 七年	一、四三三・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、四三三・〇〇	一、四三三・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	〇・二二	〇・二二	〇・〇八	〇・〇八
鳳凰城 六年	一、四三三・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、四三三・〇〇	一、四三三・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	〇・二二	〇・二二	〇・〇八	〇・〇八
鳳凰城 七年	一、四三三・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、四三三・〇〇	一、四三三・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	〇・二二	〇・二二	〇・〇八	〇・〇八

註 括弧内數字は滿鐵償還金を差引けるものなり

右の表によれば間接的經營支出總額は地主的經營よりも資本主義的經營の方が全支出額に對する比率は概して低く、一町當人件費は資本主義的經營の場合が壓倒的に多いにも拘はらず、全支出に對する人件費の比率が殆ど等しいといふことはそれだけ合理化の餘地が資本主義的經營の場合にはあり得るわけである。他の産業部門例へば鑛工業方面に於ける經營管理からすれば、人件費は支出費の二割以上三割に達するのが通例であるが、右表の如く、農業經營に於ては地主的經營であらうと資本主義的經營であらうと一割前後であつて確かに少く済むといふことは興味あることである。

第七節 結 語

以上、吳家荒、鳳凰城機械、新義の三水田農場に就き經營内容の比較を試みたが、既に見た如く内容的にも形式的に

も近代的資本主義的な企業形態としての實質を備へたものはこの三農場の中にはないのであり、吳家荒、新義の兩農場は形態は特殊會社又は株式會社であつて成程資本主義的ではあるが經營方法そのものは土地を貸付け危険を小作人に負擔せしむる地主的な方法がとられて居り、鳳凰城機械農場は自主的經營である點では資本主義的であるが、自己の蓄積資本によるに非ずして滿鐵から委讓され、年賦償還の過程にあるのだから内容的には舊い前資本的な關係が残存してゐるにも拘はらず、單位當收益と云ひ、直接的又は間接的經營支出と云ひ、企業利潤の増大確保といふ點からすれば、鳳凰城機械農場が斷然他の二農場を壓倒してゐることは明瞭であり、機械力の威力と共に自己の責任に於て自主的經營することが單に土地を貸付けて小作料を收得する地主的經營方法よりは、經濟的に遙かに有利であることを事實に於て證明してゐる。勿論鳳凰城機械農場の發展過程に於ても經營的基礎の安定したのは開田後三年を経過してからであり、開田當初は相當苦難もあり、經營の見透しもつきかねたが故に滿鐵はこれを手放して佐藤信元氏の個人經營に委讓したのであらう。

滿洲に於ける水稻作が危険であるか否かは大きな問題の存するところであり、(註)例へば全滿平均の陌當收量の變遷を見ると、康徳元年一、八五六疔、二年二、四八三疔、三年二、五七八疔、四年二、六一一疔と順次遞増してゐるが五年では二、三五四疔と稍々下降し、六年では二、四三七疔で二年よりも以下となり昨七年は九月中旬の霜冷害によつて一六六〇疔で康徳元年よりも低くなつて居る。この單位收量の變遷からすれば未だ絶對的な安全作物とは謂ひ難い點が無きにしても非ずであるが、單位收量の多いこと單位當價格の他作物よりも高位なること等は當然投下勞働力の集約化、施肥量の増投等に對する採算的魅力を高めつつあり、水田に入ること等を民族習性的に嫌惡すると傳へられる滿農さへもが近時水稻作への作付轉換を敢行しつつある現状からすれば必ずしも危険作物として敬遠すべきではなからう。勿論地域的な適正品種の發見普及、栽培管理法の改善、農繁期勞力給源の確保、勞賃規正、施肥方法、治水利水の改善等試験研

究機關の一層の整備等劃切なる水稻増産對策の樹立實踐を必要とするのは明かであるが、これらのことと共に零細經營より大經營へ、原始的手勞働より畜力機械力の積極的利用への道が切拓かれねばならぬのである。

(註) 森口誠造氏「滿洲米作の危険度に関する一考察」滿鐵調査月報第二十一卷第三號參照。

企業利潤を中心と考へるとき、企業としての農業は土地其他に多くの資本を固定せしめざるを得ず、而も生産は年一回に限定されてゐるために資本の廻轉率並に効率からすれば他の産業部門に比して不經濟であるといはれる。且つ滿洲に於ける水田の現状を見ると、簡単に灌排水路を造り畑を水田化するといふことは既に飽和點に達し、今後の新規開田乃至造田は相當大規模な土木水利工事を前提とし、それがために益々多額の資本を固定化させねばならぬが故に前記の事情と相絡んで水稻増産上大きなデッドロックに乗上げてゐるかの如くに見える。

然し乍ら我々が經營比較を試みた三つの農場は、吳家荒が二十年近い歴史があるだけで而も水田地價は買收當時の十倍以上に騰貴し、勞賃高肥料高資材不足其他の惡條件にも拘はらず經營は安定し、若しも吳家荒農場の如く本社支店等の經費負擔をせざるものとすれば優に餘利利潤を蓄積し得られ、鳳凰城農場の如く悠々と收益の一部を償還に充當して尙且つ餘剰が存するが如きは水田經營の有利性を證明して餘りがある。

勿論私は今更小經營に對する大經營の有利性、畑作經營に對する水田經營の有利性に關する原則的な事實を論證しようとは思はないし、農業への資本導入の可能性に就て論述しようとは思はないのであるが、資本的に土地的にも勞力的にも最も集約化し得られる水稻經營に於て、尙且つ大面積經營が經營經濟的に見て成立つといふこと、そして地主的貸付管理方法よりも自作的自營方法が有利であるといふことを云ひたかつたのである。既に見た如く、アメリカ大農式に機械力を百パーセントに活用する建前でスタートせる鳳凰城機械農場に於ても日本内地式手勞働との折衷が試みられねばならぬのであるから、吳家荒、新義兩農場に對する鳳凰城農場の優位性を機械農法にとるべきかどうか疑問を持つ

ものがあるとしても、尠くとも自主的資本主義的經營の進歩性の勝利だけは確認せざるを得ないのである。

第九章 稻作鮮農の食糧事情

は し が き

滿洲國に於ける水稻生産者としての鮮農の生活實態に就いては水稻増産が現下必至の課題であるだけに、今後益々慎重なる研究が加へられる必要がある。特に粃の蒐荷時期、方法、收買價格等に就いては、彼等鮮農の生活の現實に即し、苟くも彼等の生活から遊離したペーパープランであつてはならない。

康德六年六月一日を期し實施せられたる米穀管理法は、嘗に滿洲國農業政策史上劃期的意義を有するのみならず、その後にく主要農産物の蒐荷配給統制の先驅をなすものであり、同時にこれまで水稻の生産、粃の賣買、搗精、精米の賣買が自由に放任せられてゐたのに對し、嚴重なる國家的統制が加へられることとなつたため、主として水稻生産を農家經營の中核として來つた鮮農に對しても多くの異變を捲き起した。生産過程に於て水田造成の許可制度によつて水稻耕作は嚴密なる行政的措置の對象となり、流通過程に於て彼等の販賣粃の價格は公定せられてゐる上に、屯内自家消費以外は合作社を通じて糧穀會社以外に販賣することを得ざることとなつた。

普通、水稻耕作者としての鮮農は粃を生産するにも拘らず年間を通じて極く少量の米を食するのみで、日常的には購入粟を常食すると云はれてゐる。然るに康德六年産粃生産量六九萬廩に對して糧穀會社收買量粃四一萬廩であるから粃の農村に残されたもの二八萬廩であり、これを在滿朝鮮人口一一六萬（康德六年末治安部戶口統計）中鮮農人口を假

に九〇萬とすれば、一人當糶消費量三二〇疋であつて日本内地一人年間糶消費量二六〇疋よりも多くなつてゐる。この計算は合作社へは販賣した以外の糶を全部鮮農が自家消費するものと假定しての計算であるが、實際に於ては鮮農自身の消費以外に近郊都市への闇賣、近郊村屯滿人への闇賣りが行はれてゐるのであるから、米穀消費の實際は遙かにこれより少いものと推定せられるのである。

いづれにしろ、今後の糶蒐荷を確實ならしむるためには、鮮農自身の糶の生産販賣事情、主要食糧副食物調味料等の購入消費事情を明確ならしめ、米穀統制下に置かれてゐる鮮農の食糧需給・消費事情を明かにすることが先決問題であらう。

かかる意圖を以て、我々は全滿的に鮮農食糧需給・消費状況を調査する計畫を樹てつつあるが、これが全滿的實施に先立ち南滿奉天・安東兩省に於て豫察調査を行つてみた。調査地並に調査戸数は次の如くである。

安東縣五龍村五龍背屯	一六戸
大房身屯	五戸
瀋陽縣揚家村吳家荒屯	一一戸
海城縣馬家村蓋家堡屯	六戸
苗家店屯	四戸

合計四二戸でしかないから、この中から一般的な結論を抽出することは慎むべきことであらうが、四二戸の戸別調査を通じての南滿鮮農食糧需給・消費状況の一端に付いて概括的な報告を述べることとする。

第一節 水稻經營の概況

調査農家四二戸を經營様式別に見れば、地主兼自作一戸(二%)自作一戸(二%)自作兼小作一戸(二%)小作三九戸(九四%)であり、これを經營規模別に見れば、(一天地は日本の六反二畝に當る)上掲の如くになり、全戸数の半分

三天地以下	七戸	一七%	以上が三天地以内の零細經營であり、四二戸平均一戸當經營面積は五・一天地である。
三—五天地	二二戸	五二%	
五—七天地	七戸	一七%	家族の構成は、四二戸平均一戸當家族員數六・四人、一七歳より五〇歳迄
五—一〇天地	三戸	七%	の生産年齢層該當人口は全體の四二%、男女の比率は五一對四九である。一
一〇天地以上	三戸	七%	戸當労働人員は平均二・八人であり、四二戸中年工雇傭戸數は九戸、年工總
合計	四二戸	一〇〇%	戸當労働人員は平均二・八人であり、四二戸中年工雇傭戸數は九戸、年工總

數一七人なるが故に、一戸當〇・四人、従つて一戸當労働人員合計三・二人となる。この常備的労働人員と臨時雇傭勞力によつて、前記面積が經營せられてゐるのであるが、臨時日工勞力を便宜上差引けば、一人當耕作經營面積は一・六天地である。(臨時日工を加へるとすれば、これよりすつと以下になる。)

一戸當經營面積を五・一天地とし、糶の反當收量を日本榊二石二斗と假定すれば收穫高は六七・三三石となり、これを二石二十五圓とすれば糶換算金額一、六八三圓、藁收穫高(糶石數と同重量に換算)一一、〇四〇斤、千斤一五圓とすれば一六・五六圓合計粗收入一、八四八・六圓であるが、小作人の場合は糶・藁共に折半納入するのが普通であるから、九二四・三圓が農家所得となる譯で、これを平均労働人員三・二人で除せば一人當の所得は二八八圓となる。この九二四・三圓で農業經營に必要な勞賃・肥料・種子代等は一天地平均一〇〇圓なるが故に五一〇圓を要し、これを手取額より差引けば殘額四一四・三圓となり、これを以て、六・四人の生計を維持するのであるから、一人當は年間六五圓である。この少額の費用内で主食副食物調味料を購入すると同時に衣服、家具、身廻品を買ひ、時には酒も飲まねばならぬし、タバコも喫するのである。

今回の調査地中安東縣五龍村五龍背屯は有名なる五龍背温泉の附近で都人士の出入もあり、且つ安東市へ汽車で三十分の近距離のため、鮮農の生活気分も著しく都會化し、生活レベルも勢ひ高まり、以上の平均的概観を以てしては經濟的に割切れざるものがあつた。そのためかどうかは分らないが、家族の中から北支へ軍屬又は軍夫として出稼させるものの送金に家計費の多くを依存してゐる農家が三戸もあり、更に奉天へ自動車運轉手として出稼中の家族よりの送金を當てにするもの一戸あり、農耕經濟上の破綻を出稼送金に依存し得るものは全鮮農中には幸運に恵まれた少數者であつて、大多數のものは飽くまで農耕收入に全部を依存せざるを得ないのが通例であり、貧農以下の零細經營を以てしては牛を飼ふことも不可能であり、折角牛を飼つても車がないため副業として運搬を營むことも出來ず、自己生産物の搬出にすら大車の所有者に依存せざるを得ないのである。

農家副業としての吠、繩の製作は勞力配分の不均衡合理化の意味からも、將又副業收入確保の上からも重要性があると思料せられるが、一日の製作數に限りがあり、吠は検査規格によつて價格差が甚しく、折角勞働力を加へても利益になるとは限らず、むしろ原料糞として販賣する方が有利であるといふので副業的魅力が極めて乏しい。

最近の滿洲農村に於ける農家購入必需品價格と販賣農産物價格とのシエールは想像以上に大きく、さなきだに貧弱なる鮮農生活の根柢を脅かしつつあるのであり、元來が糶を生産して粟を購入する交換經濟的環境にありし彼等は勢ひ自給自足的傾向によつて自己防衛せざるを得ない羽目に陥りつつあるのである。即ち販賣するものを手控へる代りに購ふものも手控へるといふやり方であり、必要不可避の購入量を減する代りに糶も販賣しないといふ傾向をとりつつある。従つて統制經濟下に置かれて以來の鮮農の生活は徐々にか又は急激にか變化しつつあるのであつて、このことは當然食糧需給・消費狀況の上にも反映せざるを得ないのである。

以下にこれを詳しく見てゆかう。

第二節 糶の販賣事情

調査農家四二戸の中畑作水稻作兼營戸數は安東縣五龍村大房身屯に於ける地主兼自作一戸、小作四戸で、全戸數に對して一割に満たず、畑作收穫量も極めて少量であるので、本調査から一應除外することとし、水稻糶の生産・販賣に限定することとする。

先づ經營様式別に生産糶の販賣率を見ることとし純小作農から掲げてみる。

安東縣五龍村五龍背屯	一六戸平均	五八%
大房身屯	四戸平均	七六%
瀋陽縣揚家村吳家荒屯	一戸平均	六一%
海城縣馬家村蓋家堡屯	四戸平均	八一%
苗家店屯	四戸平均	一〇〇%

三九戸の總平均は六七%である。

前述せる如く五龍背屯は極めて都會化し生活程度が向上してゐるため米の消費量も多く従つて自己生産糶の販賣量は手控へる傾向があり、今回の調査地中においても販賣率が最低である。苗家店屯に於ける小作農は極貧農ともいふべく文字通り「手から口へ」の生活であつて生産糶中小作料を納入した残り全部を販賣してゐる。まさに飢餓販賣の適例である。

次に純小作農以外の經營の様式を見よう。

自作兼小作(一戸) 六三%
 自作(一戸) 八八%
 地主兼自作(一戸) 一六%

上掲の如く、自作農の販賣率が最も高く地主兼自作農家が最も低い。この地主兼自作農家は一五天地しか所有してゐない小地主で自作地は畑作であるから、従つて小作料として納入された穀は自家消費に充ててゐるため販賣率が低いのである。自作兼小

作農家の販賣率が小作農家の總平均と略々等しいのは興味あることであるが、同農家は一二天地耕作してゐるのであるからもつと販賣率が高かるべきであらうが、昨春秋は例年になく不作のため斯く販賣率が低下してゐるのであらう。

以上の販賣率を經營規模別に見直したらどうなるか？

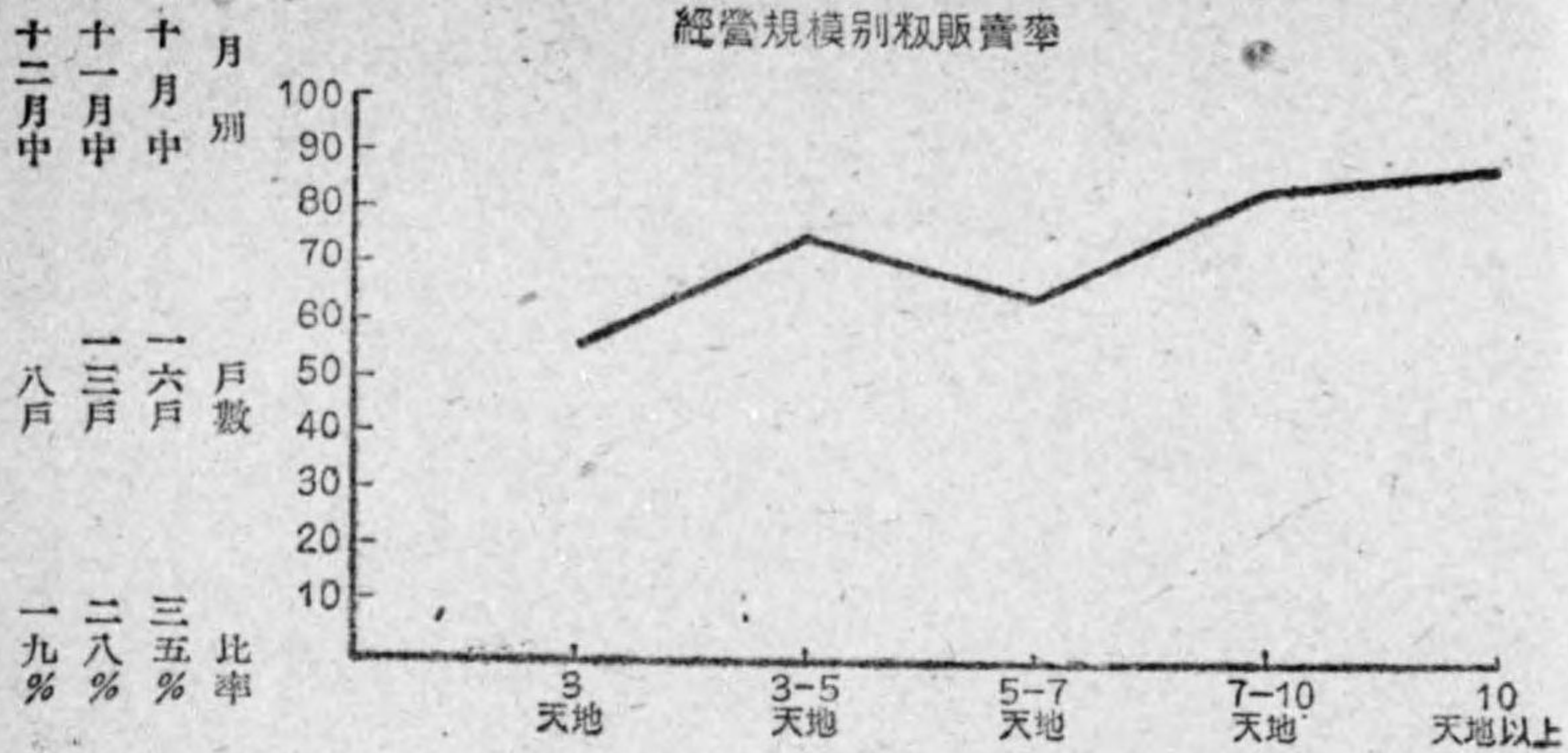
三天地以下	六戸平均	五四%
三—五天地	二二戸平均	七一%
五—七天地	七戸平均	六三%
七—一〇天地	三戸平均	八二%
一〇天地以上	二戸平均	九四%

註 (1) 一—三天地農家中前掲より一戸減ぜるは本年来住のため除外せり
 (2) 一〇天地以上農家中畑作水田の兼營の地主兼自作農家は除外せり
 これをグラフに示せば次頁の如し。

今少し詳しく右の内容を見ると、三天地以下の極貧農では一九%二戸、五〇%一戸、六九%一戸、八〇%一戸、八九%一戸で甚だしく差異があり、一般的傾向が把握し難いのに對し、三天地以上五天地以下の二二戸の貧農層になると、販賣率の三〇%以下のものは僅かに三戸で、最大なる一〇〇%のものと六〇%以上の間を上下して居り、それが五天地以上七天地以下の層では二〇%といふのが一戸あるのみで、六〇%と八〇%の間を上下し、七天地以上のものになると七〇%以上となつて略々傾向が一定し、各農家間の個別的振幅が狭くなつてゐることが注目される。

各農家の販賣率といふものは、勿論一概に一律的に現はれる筈のものでなく、作柄の豊凶、家族員數、借金の有無等種々の因子が作用し、或るものは自家消費量(當然種子穀をも含めて)以上のものを手持し、現金の必要によつて小口の屯内賣り、又は大都市近郊の場合は都市迄出向いての密賣を行ふものと推定せられるが、かかる手持の餘裕を許され

經營規模別販賣率



ざるものが出来秋に飢餓販賣せざるを得ないのである。而して經營面積の擴大するにつれて販賣率の高くなるのは、勞賃、肥料代、用水費等の現金支出が大きくなるため、どうしても餘計に賣らねばならぬからである。

いづれにしろ、各農家が量の多少に拘はらず完全に自給自足してゐるのではなく、多少なりとも生産穀を販賣し現金を得てゐるといふことは、鮮農自身が複雑な交換經濟の網の中に入り込んでゐることを示し、これを食糧需給の面から見ても、後述するが如き粟の購入事情と相俟つて、自然經濟の段階ではなく商品經濟の段階、而も自由主義の段階でなく統制經濟の段階に在ることを示してゐるのである。

では以上に見た各鮮農家の穀の販賣時期はどうであらうか。

昨康德七年出来秋には、滿洲國政府の蒐荷方針として出荷獎勵金制度がとられ、米穀に關して言へば一〇〇%に付、次の如き獎勵金が交附せられた。

自十月一日	至十月三十一日	三圓
自十一月一日	至十一月三十日	二圓
自十二月一日	至八年一月三十一日	一圓

調査農家の販賣時期を月別に見ると、上掲の如くなる。

即ち出荷獎勵金交附期間中に、全出廻の八四%が出廻つて居り、特に一〇〇%出廻の十月末迄の出荷が全出廻の三分の一を占めてゐる。このことから出

第二節 粟の購入事情

三四四

一月中	一戸	二%
二月中	一戸	二%
三月中	なし	〇
四月中	五戸	一〇%
五月中	二戸	四%
合計	四六戸	一〇〇%

註 調査農家四二戸より總計が多くなつたのは、同一農家にして二度にわたつて搬出せるものが三戸ありしに因る。

荷奨勵金制度なるものが早場米の出荷促進に極めて効果的であつたことは疑ふべくもないのである。事實鮮農が十月中に籾を搬出するためには、刈取・乾燥・脱穀・調製の各作業を家族勞力、常備勞力を以てしては經營面積の多少に關係する所無きにも非ずであるが、概して臨時勞力の雇傭を必要とし、従つて早場米として出荷すれば、それだけ勞賃支出が多くなる譯で、彼等は出荷奨勵金を以てこれをカバーし得たのである。

以上の出荷時期を經營規模別に見ると次の如し。

第一表 經營規模別出荷時期

	十月中	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月
三天地以下	一	一	一	一	一	一	一	一
三—五天地	二	一	一	一	一	一	一	一
五—七天地	四	一	一	一	一	一	一	一
七—一〇天地	三	三	三	一	一	一	一	一
一〇天地以上	一	一	一	一	一	一	一	一
小計	六	三	三	一	一	一	一	一

るまい。

第三節 粟の購入事情

前記の如く鮮農は商品としての籾の生産者であると同時に、主要食糧としての粟の購入者消費者でもある。満農の多

即ち全農家の過半を占むる三天地以上五天地以下の貧農階級が十二月迄に出荷せることが前記の比率を作つた原因であることが判るのであり、三天地以下の極貧農階級が各月毎に散見せられる如く極めて不定なるに比し、七天地以上の經營者が十一月にいづれも出荷する安定度を示してゐることは、興味ある對照と言はねばならぬ。

くが地域的には異なるが主として高粱又は包米を主食としてゐるのに對し、大きな差別をなすものであつて、今回の調査によつて米飯又は粟以外のものを常食とせるものは高粱二戸、包米一戸の僅か三戸にしか過ぎず、大部分が米飯又は粟食であつた。高粱食農家は苗家店屯の家族五人五天地經營の小作農で昨年甚しき不作のため籾を販賣した代金にて粟を買はず高粱を買つたものであり（尤も其後四月に合作社より粟の配給をうけてからは粟食に轉向す）他は後記する四人家族の零細農家が高粱を食して居り、他の包米食農家は五龍背屯に本年一月撫順縣より全く着のみ着のまゝにして轉住し來つた一・八天地經營の零細小作農家であつた。

さて調査農家四二戸の中、粟を購入しないのは前記二戸の外三戸のみであり、その内譯を明かにすれば、一戸は地主兼自作で小作料収入としての籾を精白して常食とするが故に粟購入の必要なく、一戸は五天地經營の小作農家であるが經營主の次男三男が北支に出稼ぎし、それよりの送金が年に一千圓以上もあるで勢ひ生活程度が高くなり、粟食又は混食を排して米を主食としてゐる農家である。他の一戸は夫婦に子供二人の小世帯のため自家消費を十分に考慮にいれて販賣すると共に高粱米を購入したものであつた。

購入方法として一回に所要量だけまとめて買ふ方が多いか、それとも二回又は數回に分けて買ふ方が多いかは、調査の結果によれば前者が二一戸、二回に分けて買つた戸數九戸、三回以上數回に分けて買つた戸數七戸で合計三七戸であるから、一回にまとめて買ふものが壓倒的に多いことが分る。但し自由なる取引時代に於ては貨幣さへあれば必要なる時、欲するだけの量を購入し得たが、ここ二三年の糧穀統制の結果、いかに金があつても必要なる時に所要量を購入し得るとは限らず、従つて配給してくれば、乃至は賣つてゐるところがあれば更に買足さねばならぬといふ意嚮のものが多かつた。

購入先は、

糧棧又は糧米舗から購入せるもの九戸
 附近満農から購入せるもの九戸
 合作社の配給を受けたるもの一七戸
 鮮拓會社の配給を受けたるもの三戸
 行商人より購入せるもの一戸

等の數字を示して居り、合作社からの配給によるものが壓倒的に多く、同一屯内又は近傍満農との地場取引は想像以上に少い。但し業者から買ふとしても五龍背屯の如く汽車で三〇分位で安東へ行ける屯はまだいいとしても、蓋家堡屯の如く距離こそ近いが遼河を渡つて對岸盤山縣田庄臺に於て買求めたとしても、行政區域が異なるため警察の眼が鋭く光つて購入せるものを持ち歸るのはなか／＼困難だといふことである。合作社の配給價格は糧穀會社の販賣價格に當該地までの運賃を加算したもので、例へば五龍背屯では一袋一九圓九五錢であるが、若し安東の業者から買ふとすれば往復の運賃を自辨して尙一袋二二圓以下では購入し得ないから、當然合作社の配給が鶴首待望されてゐるけれども、適期に適量乃至所要量配給してくれず、家族數に應じて極く少量しか配給してくれないので勢ひ自家食糧の安全感保持のためには籾の販賣を手控へるか、又は無理をしても業者又は満農から購入するの已むなきに至るものらしく推察される。

購入時期は調査方法が不完全なりしたため自信ある數字を並べ難いのは遺憾であるが聴取つたまゝを列挙してみれば、

昨年 一月 一戸	昨年 二月 三戸	昨年 三月 三戸
昨年 七月 二戸	昨年 八月 二戸	昨年 十月 一戸
昨年 十一月 二戸	昨年 十二月 五戸	本年 一月 三戸
本年 二月 四戸	本年 三月 四戸	本年 四月 四戸

毎月と答へしもの三戸 不詳五戸

となつて居り、何らか特徴ある傾向を抽出することは困難でもあり、大膽過ぎるが大體として農閑期に買ひ溜めて農耕期に備へ農繁期には餘り購入しないらしく推定される。

購入數量を經營規模別に見れば次の如し。

第二表 經營規模別粟購入量

購入規模別	購入數量別				
	一〇〇石以下	自一〇〇石至三〇〇石	自三〇〇石至五〇〇石	自五〇〇石至一〇〇〇石	一〇〇〇石以上
三天地以下	三	一	一	一	一
三—五天地	—	—	六	二	—
五—七天地	—	—	—	四	—
七—一〇天地	—	—	—	三	五
一〇天地以上	—	—	—	—	二
計	五	二	五	八	九

第三表 家族數別粟購入量

購入數量	家族數				
	三人以下	三—五人	五—七人	七—一〇人	一〇人以上
一〇〇石以下	—	—	—	—	—
自一〇〇石至三〇〇石	—	—	四	三	—
自三〇〇石至五〇〇石	—	—	—	二	—
自五〇〇石至一〇〇〇石	—	—	—	—	一
一〇〇〇石以上	—	—	—	—	—
計	五	一〇	五	八	九

の購入量の僅少なものは粟を常食とせず米を常食としてゐることの結果と斷定してもよからう。

次に家族數別に購入量を見てみよう。但し年工は家族並の食事とし家族數に編入してゐる。(消費單位に換算せず)

一〇人以上の最大家族數を有する農家は一五天地經營の自作農で米食してゐるので例外であるが、以上の表から家族數

三天地以上五天地以下の最も一般的な經營規模の農家が購入數量において各別に互つて多彩であるのは、粟の購入數量の多寡が經營規模によつて決定されるものでなく、家族數、借金の有無其他複雑なる因子によつて決定されるであらうが、五天地以上一〇天地以下の中農層の購入量が比較的に多いのに對し、一〇天地以上の富農層

の多くなるにつれて粟購入量が増加してゐる傾向は窺へる。

第四節 主要食糧の需給状況

屢説せる如く鮮農の従來の主食は粟(小米)であり粳を生産して之を販賣し米食は稀にしかしなかつたが近時の米穀管理並に粟の配給統制以來米の消費が増加したといはれてゐるが、果してこの説は正しいだらうか。これを論證斷定するために先づ最近の食糧事情の逼迫、粟購入の困難に伴ひ粳生産者としての鮮農が自家の食糧需給を如何に調整しつあるかを見ねばならない。我々の今回の調査は去る五月上旬より中旬にかけて行つたが、この時期は南滿鮮農においては播種期であり、既に播種を終つたもの、現に播種中のものが多く、従つて昨年出來秋に收穫せるものの中販賣に供すべきものは供し終り、今後の農耕期に備へ食糧の用意を確實に樹立しておくべき時期に該當してゐるのであるが、我々の調査が杜撰なりしたためか、調査農家中現に粳、精米、粟等の手持量皆無と答へしものが五戸あつた。この五戸の内容を見よう。

第四表 食糧手持皆無農家の概況

農家番號	家族數	耕作面積	收穫高	小作料	粳販賣量	販賣時期	粟購入量	購入時期
六	四人	四・二 ^天	三、七三	一、八三	一、八三	十二月	二、六五	昨年七月
二	七	四・八	五、九五	一、四九	二、三三	四月	一、六三	昨年八月
三	六	四・二	三、九七	一、四九	四、四七	五月	一、三三	時々
三	六	六・〇	六、三六	三、一五	二、九三	十一月	一、二四	時々
三	六	六・〇	六、三六	三、一五	二、九三	十一月	一、二四	時々
三	六	六・〇	六、三六	三、一五	二、九三	十一月	一、二四	時々
三	六	六・〇	六、三六	三、一五	二、九三	十一月	一、二四	時々
三	六	六・〇	六、三六	三、一五	二、九三	十一月	一、二四	時々
三	六	六・〇	六、三六	三、一五	二、九三	十一月	一、二四	時々
三	六	六・〇	六、三六	三、一五	二、九三	十一月	一、二四	時々

即ち六番農家と三八番農家との粳の販賣率は一〇〇%であり粟の購入が前者では昨年七月後者は今年四月であり、前者が果して購入粟のみでこの十ヶ月間

の食糧を維持し得たかどうか、後者が粳を販賣してから粟を購入するまで何を食つてゐたか、いづれも疑問なしとしな
いが、いづれにしろ極めて食糧不安の状態にある。十二番農家は地主と縁戚關係にあるため小作料が他に比し甚だ低減
されて居るため粳の販賣時期も比較的遅くそれまでは恐らく米を主食としてゐるに違ひなく、その消費を見越したとし
ても手持量皆無といふことはありさうもない。十六番農家は米を主食としてゐるらしく粳販賣率は二九%にしか過ぎな
いので米の手持はいくらあろうが恐らく今後は購入粟によつて食糧を維持する計畫なのであらう。二二番農家の粳販
賣率は八四%であるから收穫調整後に米食するのみで年間を通じ粟を主食としてゐるのであらうが、粟の既購入時期が
不明のため判断をくだし難いが手持皆無といふことはあり得ないとしても相當食糧不安の色が濃厚である。
以上の如く右の五農家の手持皆無といふことは全然虚構でないとしても(十六農家の如きは恐らく調査の誤りであら
う)決して安定したものとは言へないのである。次ぎに苗家店屯の一〇〇%飢餓販賣せる四戸の小作農家の食糧需給關
係の内譯を見てみよう。

第五表 粗一〇〇%販賣農家の概況

農家番號	家族數	耕作面積	收穫高(庇)	小作料(庇)	粳販賣量(庇)	販賣時期	粟購入量(庇)	購入時期	手持量(庇)
四〇	五人	五・四 ^天	一、七六	九〇	九〇	十一月	三、三	時々	三、三
四一	五	五・四	二、六〇	一、三〇	一、三〇	十一月	四、〇	十一月	二、〇
四二	四	五・五	四、四	二、三	二、三	十一月	一、〇	十一月	三、五
四三	九	九・五	六、九六	四、九六	四、九六	十一月	三、五	十二月	二、〇
四四	九	九・五	六、九六	四、九六	四、九六	十一月	三、五	十二月	二、〇

いづれも飢餓販賣の典型的なる適例と云ふべく、文字通り「手から口へ」のその日暮しであり、四三番農家(同人は
興農會長)の如く、經營面積が大で販賣量の大なるものは現金収入が多だけに粟購入の經濟的餘裕があるが、他の三

農家は合作社よりの借款によつて辛うじて露命をつないで居る有様であり、特に四二番農家の如きは未曾有の不作のため平年作の割に満たざりしため十月に粳を賣つて右から左へ高粱を購入して食し、四月になつてやうやく合作社より粟の配給を受けたといふ、以て如何に食糧生産者たる鮮農が食糧不安にさらされてゐるかが分るのである。

粟の購入農家は調査農家中の九〇%を占めてゐるのに對し、調査當時五月において粟を手持せるものは一二戸にしか過ぎず、購入又は配給粟を食ひ盡して販賣残りの粳に手をつけざるを得ない羽目に陥つてゐるのであるが、若し家族數を平均六・四人一人當一月粳消費量三〇石と假定すれば家族消費月當一九二石となり、五月以降新穀の調製できるまで約六ヶ月、當然二、〇〇〇石近い粳を必要とするにも拘はらず、二、〇〇〇石以上手持してゐたのは僅かに一戸、それは一二天地經營の自作兼小作農家である。一、〇〇〇石以上の粳（精米ならば換算して）の保有農家は僅かに四戸であるが内譯を示せば次の如くである。

第六表 一〇〇〇石以上保有農家の概況

農家番號	家族數	經營面積	收穫高	小作料	粳販賣量	販賣率	販賣時期	粟購入量	購入時期	手持量
五	七人	三六 ^大	三、七四 ^石	一、六三 ^石	七五 ^石	四〇%	十二月	五二 ^石	昨年二月	粳 一、二六 ^石
八	七人	六 ^大	八、九七 ^石	四、四八 ^石	九三 ^石	三〇%	十月	八九 ^石	本年四月	精米 四四 ^石
一四	三人	一 ^大	三、三三 ^石	一、二四 ^石	三三 ^石	五〇%	五月	六六 ^石	本年二月	精米 一、三三 ^石
一八	九人	七八 ^大	七、八 ^石	四、四八 ^石	九三 ^石	三〇%	十一月	一	一	精米 六八 ^石

即ち經營規模は各層を網羅してゐるが、販賣率はいづれも平均率より極めて少く、地主兼自作農家を除いていづれも粟を購入してゐるから、米のみを食するのではなく、米粟混食にするか乃至は米を食ひ盡したら粟に移る計畫と推察されるのである。尙五番農家の例に見る如く、粟は本糧穀年度に入つてから購入して居らず、恐らく昨年二月購入して以

來、購入し難い苦い經驗に懲りて、昨年出來秋の粳販賣量は自家消費量を十分に考慮し、粟を購入し得なくとも自給自足し得るが如き用意を整へたものと推察される。

以上、食糧不安の最も激しい農家群と比較的安定せる農家群とを見たが、他の二十七戸の農家はどうかといふと、

- 一、〇〇〇石以下の粳のまゝにて保有せるもの八戸
- 二〇〇石以下の精米にして保有せるもの三戸
- 精米と粟とを併せて四〇〇石以下のもの三戸
- 精米と包米とで合計四〇〇石以下のもの三戸
- 粟だけで四〇〇石以下のもの五戸
- 粳と粟との合計一〇〇石以下のもの二戸

粳の販賣率七%位で新穀年度以來一、〇〇〇石程度の粟を購入しつつ粳も粟も食ひ盡して手持なしと答へしもの三戸（これは當然粳か粟か、或ひは兩方を手持してゐるに相違なし）

以上の如く甚だヴァラエティに富んでゐるが、以上を總觀すれば食糧を現在の自家保有量にて安定せるものは、調査農家中の割に満たさ多くは今後の食糧として粟なり、包米なり、高粱なりを購入しなければ飢餓に瀕する危機的狀態に在ると推定せられるのであり、米に非ずんば粟といふが如き固定性は今日のところ問題とならず、何でも口に入り得るものならば口に入れなければならぬのである。

加ふるに昨年度までの經驗によれば、今後の田植期、刈取期、脱穀調製期等に於ける雇傭勞力、特に北鮮地方よりの季節的出稼農業労働者に對しては、白米を給することが殆ど絶對的な條件となりつつあり、雇傭勞力に依存することな

くして成立し能はぬ南滿水稻經營地帯では勞賃の昂騰もさることながら、雇傭鮮農のための食糧を如何に確保するかは家族消費のための食糧確保と並んで重要性を有してゐるのである。では年間を通じての一日食事回数は何回かといふに第七表の如くであり、全農家を洩れなく調査し得なかつたが大體の傾向は把握し得るであらう。

第七表 農耕季節別に見た一日の食事回数諸例

比率	戸数	農閑期	賣却期	脱穀調製期	刈取期	除草期	田植期	播種期
三%	八	三	三	三	三	三	三	三
三%	五	二	三	四	三	三	三	三
二%	五	二	三	三	三	三	三	三
一七%	四	二	三	三	三	三	三	三
一%	一	三	三	三	三	三	三	三
一%	一	三	三	三	三	三	三	三
一〇〇%	二四戸							

即ち年間を通じて季節の如何を問はず一日三回といふ形式が比率の上では最高になつて居り、滿農において見らるる如き農繁期に多く農閑期に少くなる形式がこれに次ぎ、農閑期だけ少く他は年間三回づつといふ形式が更にこれに次いでゐる。食事の内容は北滿の富農の大經營の場合には家族の食事と雇農の食事は全然別個であるが、水稻作鮮農の場合には零細經營である關係上家族も雇傭者も内容が等しい場合が多いが、但し被傭者が滿農である場合と鮮農と異なる場合には米粟の混食率は多少

異なる場合が多いらしい。尙家族が米食する場合年工には米三分の二、三分の一の混食を給する例もあり、逆に家族が粟九小豆の混食を主食とするも、日工に粟は七米三の混食を給する例もある。

この表の如く、混食率は種々の場合があり得るわけであり、米粟合計量も最大は三疋以上最小は一疋以下であるが、混食の場合の合計量と米単食の場合とを比較すると、第一例二、六六疋 第二例三、一九疋 第三例二、一三疋 第四例一、八五疋 第五例一、六〇疋 第六例一、五二疋 平均二、一五疋であつて、混食の方が多量を必要とすることが

第八表 農繁期に於ける一日當主食消費量

例	米(疋)	A粟(疋)	B合計(疋)	A對B
第一例	一、三	一、一五	二、四六	五〇・四六
第二例	二、六	〇、四六	三、〇六	八五・一五
第三例	二、一三	〇、九三	三、〇六	七〇・〇〇
第四例	一、〇六	〇、九三	一、九六	五〇・〇〇
第五例	一、五九	一、元	二、九七	五三・四七
第六例	〇、一七	〇、五九	〇、七六	三三・七七
第七例	〇、三三	〇、四七	〇、八〇	三三・七七
第八例	〇、元	〇、三三	〇、三三	三三・七七
第九例	一、五九	一、元	二、八七	五三・四七
第十例	一、九六	一、七〇	三、六六	五三・四七
第十一例	一、一五	一、一〇	二、二五	五〇・〇〇
平均	一、三	〇、九三	二、二五	五三・四七

わかる。混食の際は勿論單食の場合よりも炊飯によつて増量することは明かであるが、尙且つ相對量に於ても多量を要するのである。農繁期は普通午前七時頃より午後六時半まで勞働するが最も繁忙を極むる脱穀期には午前四時頃より圃場に立つのであるが、かかる農繁期に於ける食事時間はある一農家の答へるところによれば、
朝 食 第一餐食 第二餐食 高粱酒 夕 食
移植期 午前五時 午前十一時半 午後四時半 午後五時 午後八時半
脱穀期 午前三時 午前九時 午後一時 午後六時半
但し脱穀期に於ては氣候が相當寒冷になるので四食共に高粱酒を日工に給しなければ作業能率が低下するといふ。
農繁期と農閑期とはよしんば食事回数が同じであらうとも、一日當食糧はどうしても前者が多くなるのは當然であるが、ではどの位の差

異があるかといふと、

	農繁期(A)	農閑期(B)	A對B
第一例	一ヶ月所要量一五〇疋	一二〇疋	五：四
第二例	一ヶ月所要量一滿石	五滿斗	二：一
第三例	一ヶ月所要量五滿斗	三滿斗	五：三
平均			三對二

上の如き結果を示して居り、食事回数の差異に拘はらず農繁期は農閑期の約一倍半の量を必要とするわけである。では年間を通じての所要量乃至理想的消費量と單位消費量はどうか？
あらうか？

次頁の表によれば、一二番農家三番農家の單位消費量と一四番農家二七番農家との間には相當の開きがあるが、一二戸

第九表 主要食糧單位消費量

農家番號	家族總數	消費人口	規模	年間所必要量(石)	單位消費量(石)
二	九人	七、五人	五、四天地	米八石	〇、三八
三	八人	七、二人	三、〇	米八石	〇、三〇
八	七人	五、九人	六、〇	米九石	〇、六三
二	五人	四、四人	三、六	米三石	〇、七六
四	三人	二、五人	一、八	米三石	一、〇四
五	七人	五、〇人	二、四	米一石(粟六石、包米三石)〇、六三	
三	八人	七、〇人	三、〇	米一石五(粟三石、包米二石)〇、六三	
三	六人	四、九人	三、〇	米二石六(粟七石、包米二石六)〇、六三	
六	六人	四、七人	三、九	粟二石	〇、六三
三	八人	六、一人	三、四	粟七石	一、〇四
六	四人	二、九人	四、〇	米二石	一、〇九
八	七、四人	二、〇	〇、〇	米二石八	〇、九二
平均					〇、七五

(註) 消費人口の算出は Otwier 消費量單位に基づき、成年男女を一〇とし、四歳以下を〇・四、五歳以上十歳迄を〇・五、十一歳より十六歳迄の男〇・八女〇・七、五〇歳以上男〇・九女〇・七と定めて換算した。

第五節 副食物調味料の消費状況

副食物の中、日常最も必要なのは野菜であるが、そのため宅地内又は共同にて菜園を經營して自給を圖るものが多い

が、中には野菜を購入するものもある。菜園の經營面積は〇・三六陌が最大でその次は地主兼自作農家が〇・一陌經營してゐるのが之に次ぎ、〇・一陌以下〇・〇五陌以上は三戸、〇・〇五陌以下〇・〇一陌以上は一四戸で、〇・〇一陌以下のもの三戸、自給せずして購入するもの四戸(一人當一日三錢位)他は調査洩れとなつてゐるが、恐らくは購入農家は僅少で多少なりとも野菜を自ら栽培して自給せんとするものが多いと推定しても差支へはないだらう。菜園の小作料は徴收せられないのが普通であるが、菜園經營農家の中四戸が金納にて小作料を納入し、一戸が收穫物を折半納入してゐた。

蔬菜の種類は白菜、大根が最も多く、馬鈴薯が之に次いで居り、胡瓜、甘藍、唐辛子等もあるが白菜大根は朝鮮獨特の漬物として食膳に供する。農閑期には蛋白質含有食物を殆ど攝取せず、漬物だけを副食物とするけれど、農繁期に魚肉、豚肉等も攝るが、魚肉豚肉併せて年に二〇圓乃至四〇圓位であるのが普通で、魚肉豚肉を全然攝らず、干大根をたべてゐるといふ農家が唯一戸あつた。

調味料としての味噌醤油は購入せるものなく、大豆を原料として自製してゐるのが普通であるが、原料大豆は必ずしも自給し得るとは限らず、附近滿農より購入せる例は乏しくない。と同時に自給以上に少量ながら大豆を販賣してゐるものもないことはないのである。これを具體的に見れば、大豆を畦畔其他にて栽培するもの或ひは小豆と間作するもの十八戸、中五戸が販賣してゐる。大豆の生産量は三二四石が最大であるがこれは地主兼自作農家で、この農家は小作料としての収入とで合計九〇八石の中五七七石即ち約六五%の販賣率を示してゐるが、これに次いで三三番農家が三二一石生産しながら全然販賣してゐない。むしろ二〇番農家が一五一石の生産に對して一〇一石販賣し六六%の販賣率を示してゐるのが特記に値する。その他の生産量を見ると、二〇〇石以上三〇〇石以下二戸、一〇〇石以上二〇〇石以下六戸、一〇〇石以下八戸であり、販賣率は前記六五%を最大とし最小三%に及び平均三二%である。

他方自給し得ずして購入する農家を見ると、最大なのは、一六番農家の七三〇疋が之に次ぎ（但し同農家は牛の飼料に大部分を廻す）、それ以下は一二番農家の四八七疋以下最低四〇番農家の七疋に至るまで全部で二一戸が購求してゐる（特に四〇番農家の如きは自ら栽培しながら不足分を購入してゐるのである）が全二一戸の戸當平均は一五三疋でこれを平均家族數六・四人で除すれば年一人當三三疋となる。これを大豆自給農家の生産量總計から販賣量を差引き一戸當消費量を見ると一二五疋となり前記購入農家の購入量の八二%を占めることとなるが、若しこれを販賣しないと假定すれば一戸當一六〇疋となり、殆ど同量となる故に、かなり無理をして即ち自家消費分の犠牲に於て販賣してゐることが推察されるのである。勿論購入大豆の全部が味噌醬油の原料となるわけではなく、家畜（特に牛）を飼育してゐる農家では濃厚飼料として飼料に廻すが故に、實際に於ける味噌醬油原料としての大豆の一人當消費量はさう異なるものではあるまい。

大豆の購入先はいづれも近所の満農からであつて業者から購入した例に遭遇せず、購入時期は十月以降おそくも一月迄であつて農閑期に入る前に味噌醬油の醸造にとりかかることの必要が如實に現はれてゐる。

次ぎに調味料としての食鹽、砂糖、豆油等の消費状況を見よう。ここで著しく目につくことは食鹽を買はない農家がないのに砂糖を買はない農家がありあるといふことで、若しも砂糖の消費量が文化發展のバロメーターとするならば年間を通じて全然砂糖を消費しない農家があるといふことは彼等鮮農の生活水準の低位さを物語つてゐるものである。

食鹽は味噌醬油の醸造に缺くべからざる原料であると共に、漬物にも用ひ、汁にも用ひ、味つけ材料として貴重であるだけに如何に生活程度の低い農家も多少なりとも購入してゐる。本調査によれば地主兼自作の一八番農家が五噸購入してゐるのが斷然頭角を抜いてゐる以外、經營面積、家族數、雇傭者數（年工、日工）等によつて最大二〇〇疋、一五〇疋、一二五疋、一〇〇疋、七五疋、最小五〇疋の六階層に分れてゐるが、一〇〇疋のものが調査記入済農家二四戸中

一〇戸で四二%、次ぎが一二五疋の四戸で一七%、次ぎが一五〇疋の三戸で二二%、五〇疋が三戸で一二%、次ぎが七五疋の二戸で八%、二〇〇疋が一戸であり、總平均は一戸當一一一疋である。

二〇〇疋消費の四三番農家は經營面積九天地家族數九人であり、之に反して五〇疋消費の二八番農家は經營面積三、四天地家族數六人、他の一戸三三番農家は經營面積三、一天地家族數四人で、經營面積家族數の多寡が食鹽購入量の決定的な原因をなしてゐる。

豆油は寒國地帯住民の日常食糧上必須のものであるが、全然購入しない農家もあるが、大部分は年間五疋乃至一〇疋を購入消費してゐるが、購入量の相違は砂糖量と殆ど同じ傾向である。砂糖は一八番農家（地主兼自作）が年間二五疋購入してゐるのが最大で、三三番農家（六、一天地經營家族數五人年工二人）の一五疋がこれに次ぎ、三七番農家（一五天地經營の自作、家族數八人年工三人）の一〇疋が更にこれに次ぎ以下五疋、三疋、二疋の順をなしてゐる。普通砂糖は調味料としては殆ど使用せず、年中行事や祭禮等の餅、團子等に使用することは満農の場合と同じである。

第六節 家計費に於ける食糧消費の位置

前稿「南滿に於ける水稻の生産事情」の中で瀋陽縣揚家村吳家荒村に於ける最も中庸を得た小作農家の經濟收支を掲げておいたが、右によれば収入計二、五九三・二〇圓に對し支出總額は自家生産物を以て充當せる分をも換算すれば三二四八・二二圓であり、差引六五五・〇一の損失となり、純然たる現金支出は二六一五・六四であるからそれでも尙且つ二・四四圓の損失となるのである。この小作農家の例によれば全支出に對する家計費は九〇七・一三圓であるから二八%を占めることとなる。若し家計支出中の現金支出は計八一・二七八圓であるから二五%四となる。

家計費の内譯と各費目の比率は次表の如くであり飲食費計四八・四%であるが、これを滿鮮拓殖株式會社の「農家經

濟調査報告」と比較すると甚だ興味ある對照を示してゐる。

第十表 一農家計支出内訳並比率表

費目	支出	比率
主食費	三、四、〇〇	三三・三%
副食費	一、〇、〇〇	一〇・〇%
嗜好費	九、〇〇	九・〇%
衣服費	二、三、〇〇	二三・〇%
光熱費	三、〇〇	三・〇%
教育費	四、〇〇	四・〇%
保健衛生費	五、〇〇	五・〇%
修養娛樂費	三、〇〇	三・〇%
家具什器費	四、〇〇	四・〇%
交通通信費	三、〇〇	三・〇%
祭典費	四、〇〇	四・〇%
雜費	二、〇〇	二・〇%
總計	一〇〇、〇〇	一〇〇・〇%

更に蓋家堡屯の小作農家の現金支出計七一・二〇圓の中、家計費は四〇三圓で五六%を占め、家計費中に於ける主食費は六二%の二五〇圓、副食費は二五%の一〇〇圓、調味料は六%で二五圓を占めて居り、飲食費合計九三%であつて如何に食糧消費の比重が重いかを示して居る。又同屯の自作兼小作農家の現金支出計三〇四七・三〇圓に對し家計は一〇二一・五一圓で三三%を占め、その中主食費は三二%で三〇〇圓、副食費は一〇%で一〇〇圓を占めてゐるから飲食費だけで家計費の約半ばに近いわけである。

朝鮮總督府刊行の「農家經濟の概況と其の變遷」(昭和十五年三月刊)に依れば、全鮮一、八五九戸平均農家一戸當部門別支出は第十二表の如くである。

即ち右に依れば飲食費支出は總支出の六・三%乃至三・五%であり、家計費中においては昭和八年度で一六%昭和十三年度で九%であつて、滿洲に於けるよりも遙に低位さを示してゐる。彼等在滿鮮農は從つて朝鮮に於けるよりも家計支出において飲食費のために苦しまねばならぬわけである。前記吳家荒屯小作農家の飲食費の中六六%を占める主食費の内容は粟の購入であるから、結局粟を生産しながら主要食糧としての粟の購入に最も現金支出を多く要し、且つ近來の如き配給の不圓滑においては必要量の確保入手に頭を悩まされねばならぬのである。彼等の計算するところによれば、數年前は適一〇〇圓(滿洲幣)であつたが現在では適一〇〇圓(滿洲幣)となり、それよりも糶を自家搗精(乃至は搗賃を拂つて他に依頼しても)した方が却つて有利であるといふ。そのため極力現金獲得に於て何らかの方法があるならば、例へば他郷に出稼せる子弟よりの送金があるとか、或ひは副業

第十一表 鮮農家計支出内訳並比率

(滿鮮拓殖株式會社)

費目別	自小作別		自作農		小作農		總平均	
	項目別	現物家計支出	現金家計支出	現物家計支出	現金家計支出	現物家計支出	現金家計支出	
飲食	主食	三、七、〇〇	三、七、〇〇	三、七、〇〇	三、七、〇〇	三、七、〇〇	三、七、〇〇	
食料	嗜好品	一、七、〇〇	一、七、〇〇	一、七、〇〇	一、七、〇〇	一、七、〇〇	一、七、〇〇	
被服及身用品	衣服	二、三、〇〇	二、三、〇〇	二、三、〇〇	二、三、〇〇	二、三、〇〇	二、三、〇〇	
住居	家具	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	
家具	光熱	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
保健	衛生	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	
教育	修養娛樂	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	
交際	祭典	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	
冠婚葬祭	雜費	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	二、〇〇	
合計		一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	

収入があるとか、副産物とかがあれば、現金支出の分はそうした方に依存して生産物を賣控へんとする傾向が強まつて來るのである。それが米穀管理制度、糧穀配給統制制度に對する自衛手段なのであり、その結果糶の商品化率の低下となつてゐるのである。

建國大學の黃道淵氏の「滿洲農産物商品化率について」によれば、康徳四年度の水稻推定實收高五四八、九二九廬に對し、經濟部稅務司の報告に基づき出產糧石稅より逆算せる商品化高は三一六、〇四三廬であつて商品化率は六三%八

第七節 結語—統制以前との比較

第十二表 鮮農一戸當部門別支出状況

年次	管農支出			家事支出			總計		
	肥料費	雇傭費	其他	租稅	食糧費	儀禮費		其他	
昭和八年	一三、四	一三、五	一九、九	四、〇	一七、三	二、九	九、九	五〇、五	一九、六
昭和十三年	三、三	三、八	三、七	三、六	二〇、六	九、七	一七、五	八三、六	二七、三
比較増減	二、一	〇、七	六、二	〇、〇	二、九	六、八	七、八	二五、一	〇、九
昭和八年	七、一	一〇、五	二四、七	九、一	六、三	五、〇	二六、〇	三九、七	一〇〇%
昭和十三年	八、〇	九、八	三、七	七、三	三、五	六、三	三〇、三	四〇、八	一〇〇%
比較増減	〇、九	△〇、七	七、〇	△一、八	△二、八	一、三	二、三	〇、一	九%四となり、四%四の

低下となつてゐる。康徳七年度概推定實收高は五八九、〇五二匁で糧穀會社の籾收買量を三七萬匁の中九六%を水稻籾とすれば收買率は六〇%となり、第一年度より收買率は高くなつてゐるが、それでも康徳四年度には及んでゐない。斯くの如き籾商品化率の低下は前記の如き鮮農の家計費構成に於ける飲食費特に主食費支出の比重の壓倒的大なることに基因し、籾販賣價格と精白粟購入價格間に於ける不均衡關係に原因してゐると見ていいらしい。自由取引時代に於ける粟所要量よりも統制以來消費が急激に増加したと言へないし、又籾の自家消費の増加も生活程度の上によるといふよりも、販賣價格と購入價格とのシエールに對する自衛手段と見た方が真相に近いらしい。

第七節 結語—統制以前との比較

以上甚だ不完全ながら農産物統制下に在る南滿鮮農の籾の販賣事情、粟の購入事情、主要食糧の需給状況、副食物調味料の消費状況等を概観し來つたのであるが、數年前統制以前調査の資料が極めて僅かであるため、統制以前と統制以後との嚴密なる比較を試み難いのは遺憾である。然し乍ら籾の販賣率—謂はば白日の下に交易場に出荷せるものは以前に比すれば低減してゐるのであるが、かかる低減は籾の收買價格によつて基因するよりも粟の購入の困難さに由因するが如くであり、自家消費そのものが販賣率の減じただけ増加したといふより粟の代りに已むなく米食するといふ風に見た方が真相に近いやうである。従つて交易場以外に密賣される量を加ふれば籾の商品化率自身には大した變化がないものと云ふを得べく、粟の配給價格の適正乃至は籾の收買價格との均衡關係の確保、更に適時配給が實行できるならば現在以上に商品化率を高め蒐荷を促進し得るのではないかと考へられるのである。

産業部大臣官房資料科編の「康徳三年度經營經濟調査」第三分冊延吉縣の例によれば、調査對象たる鮮農七戸の籾(精米)の販賣率は次の如くである。

第十三表 統制以前に於ける籾販賣率 (便宜上米穀以外の雜穀を除き籾を白米に換算す)

農家番號	經營様式	經營規模	家族數	生産量(石) (又は貸付收入)	小作料(石)	販賣量(石)	販賣率(%)
I	地主兼自作	烟三、九响自作水田八、六	三	五、三	—	三、七	五
II	自作兼小作	烟三响水田二响 自作水田一响小作	九	五、七	六、八	五、四	二
III	自作兼小作	烟三响水田一、五 响自作水田〇、五响小作	五	二、五	—	六、三	二
IV	小作	水田二、〇响 烟三、八响	七	一、〇	九、〇	七、三	〇
V	小作	水田二、〇响 烟三、〇响	七	五、三	二、七	一、三	〇
VI	小作	水田一、八响 烟三响	二	一、七	五、四	五、〇	三
VII	小作	水田一、八响	九	二、四	二、七	一〇、八	八

地主兼自作、自作兼小作農家の販賣率が總平均よりいづれも少いこと等は我々の調査結果と軌を一にしてゐるが、地主兼自作農家が自作兼小作農家よりも販賣率の高いことは我々と異つてゐるし、總平均販賣率五二%は我々の調査より一

第七節 結語—統制以前の比較

第十五表 鮮人農家一人當一ヶ年主要食糧消費量

品目	農家番號								平均	貯換算	比率
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII			
包米	0.74石	0.48石	0.94石	1.13石	0.64石	1.1石	0.7石	0.7石	0.74石	1.04%	
高粱	0.26石	0.48石	0.94石	0.3石	0.3石	0.3石	0.3石	0.3石	0.3石	0.4%	
粟	0.44石	0.48石	0.94石	0.5石	0.5石	0.5石	0.5石	0.5石	0.5石	0.7%	
小麥	0.29石	0.10石	0.10石	0.3石	0.1石	0.1石	0.1石	0.1石	0.1石	0.1%	
大豆	0.93石	0.41石	0.34石	0.4石	0.3石	0.3石	0.3石	0.3石	0.3石	0.4%	
計	6.20石	6.33石	5.28石	4.68石	3.75石	5.77石	4.33石	4.95石	4.81石	6.3%	
馬鈴薯	0.26石	0.35石	0.81石	0.75石	0.64石	1.1石	0.3石	0.3石	0.3石	0.4%	
總計	6.46石	6.68石	6.09石	5.43石	4.39石	6.87石	4.63石	5.27石	5.11石	6.7%	

備考

- 一、小米、白麵、大米は原穀に換算せり
- 二、消費單位を次の如く假定し、成年男子一人當消費量を算出せり
 成年男子(一五歳—五〇歳) 一〇〇 成年女子(一五歳—五〇歳) 八〇
 老年男子(五一歳以上) 七〇 老年女子(五一歳以上) 六〇
 幼年男子(一五歳以下) 五〇
- 三、石、斤、は凡て新度量衡法による

開きがあり、物價高が如何に農村に浸潤してゐるかを物語つてゐる。

即ち米穀管理、糧穀統制によつても、家計費現金支出の面では統制以前と以後とはさう大きな變化は現れて居らな
 いかの如くであるが、當時は粟の購入は今日程に窮屈でなく金さへ有れば欲する時期に欲するだけの量入手確保し得

第十六表 鮮農家計費現金支出内訳表

食料費	農家番號								總計	總計に對する食料費比率
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII		
植物質	22.30	17.00	35.00	19.25	26.66	40.25	7.55	8.05	22.30	11.2%
動物質	6.40	11.00	7.70	8.00	7.85	2.50	0.60	1.00	6.40	3.1%
調味料	24.40	15.00	7.70	7.40	7.50	1.30	2.80	4.80	24.40	11.8%
衣服費	8.00	15.00	3.70	4.50	2.65	1.66	2.00	1.45	8.00	3.8%
熱費	3.70	3.60	3.60	9.35	7.80	1.30	0.40	3.60	3.70	1.8%
什器費	4.60	3.60	4.60	1.70	1.00	1.00	0.40	0.40	4.60	2.1%
嗜好品	1.60	10.00	3.30	1.50	5.10	1.30	1.30	2.30	1.60	0.8%
保健費	3.00	11.00	0.50	0.00	6.00	1.00	0.30	0.30	3.00	1.4%
其他	3.00	11.00	0.30	5.00	1.50	1.00	4.90	4.90	3.00	1.4%
臨時費	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
冠婚費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
葬費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
醫療費	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0%
教育費	16.00	6.00	5.00	5.00	2.00	0.00	0.00	0.00	16.00	7.6%
慶弔費	7.00	6.00	5.00	10.00	3.00	0.00	0.00	0.00	7.00	3.3%
總計	82.40	76.00	79.60	77.70	77.66	55.55	90.40	77.66	82.40	37.7%

だが、今日では屢説した如く粟の購入は決して樂ではない。従つて食糧確保の必要上生産糧の賣控へに赴かざるを得ず、ここに統制前鮮農の實例として引用せる延吉縣の一例の如く畑作兼營であるならば若し粟を購入し得ないとすれば、包米なり高粱なり代替せしめ得るけれども、南滿鮮農の如く水田作一本槍で蔬菜さへ購入する農家の多い現状は、粟の代替食糧を他に見出すといふことは至難であり、勢ひ自家生産糧に手を着けざるを得ないことになるわけである。

順調であり、蒐荷が特別の支障に遭遇しなければ、在滿現日本内地人、都市朝鮮人口等を辛くも支へ得る段階に入つて來てゐる。が然し都會に於ける消費規正を勵行すると共に農村に於ける糶生産者としての鮮農の糶自家消費を自然に放

四番農家でも米は全體に對して三四%粟は一九%である。次ぎに家計費現金支出中に於ける食糧費の地位を見るに第十六表の如くであり、地主兼自作農家が最低の一一%であるのに對し調査年次に來住せる小作農家が九〇%を示し、如何に食糧費が全生活費の中に重い比重を持つかを如實に示してゐる。八戸の總平均は五二%であり、我がの調査結果よりは稍々高いが殆ど等しいと見てよからう。唯金額は康徳三年のそれと康徳八年のそれとの間に可成り大きな

置してこれに對する規正方策を樹立しなければ、今後の靉菟荷は樂觀を許されないのである。消費規正更には屯内乃至は近郊都市密賣防止のためには、鮮農自身の食糧事情に對する正しい認識を前提とするのである。

第十章 稻作鮮農の金融事情

第一節 緒論

第一項 調査の概要

稻作鮮農に對する金融關係の實態を知る爲興農合作社中央會、滿洲拓殖公社、大興公司の三者に付いて資料の蒐集に努めしも統計資料の纏れるもの無く、其の實態の詳細に付いて知り得べくもないが概要以下項を逐うて説く如くである。尙ほ大興公司に於ての調査は一應同公司鑑定課に於て概略を聴取したのであるが、同公司に於て稻作鮮農に對して融資せるものは水田面積にして約一萬陌程度に過ぎず又地域的にも遼河水域の一部、吉林省下の一部、有力なる農場を對象に行ひたるものがある程度にして殆ど問題にならざるのみか近來は他の方面に於ける利廻が有利なると共に政府の方針としても個々の農民に對して融資する等の如きは原則として奨励すべきものならずとの態度であるので、目下鮮農が自治的な連帶保證制の組合を組織したる上融資を受けたき希望を有する者に對しては一應賛意を表せるも未だ實現せず貸付金利も種々異なる事があり、一概に言ひ得ないが土地を擔保とし平均年利七分程度と稱するも明確でない。又大興公司より聴取せる遼河方面の實情として目下日歩一二—五錢程度の法外な高利のものを主として滿系地主より借受け借入の條件として出來秋に生産せる粳を以て返済するもの相當多き由であるが一應情報として記述し置くに留めたい。

第二項 合作社金融

興農合作社が金融會、農務稷等を吸收引繼せる當時は稻作鮮農に融資せる貸付金額が約二千萬元程度であつたが、延滞及回收不能のものが夫々百萬圓程度に及び其後實際に運用せられた貸付金額は約一千八百萬元程度であり、更に康德九年度に於ては約一千四百萬元程度となつてゐる。

勿論稻作鮮農に對する合作社金融が斯る趨勢を辿るのは他にも理由が存すると思はれるが特に一面に於ては斯の如く回收不能額が多である爲に合作社の健全經營の立場よりすれば積極的に貸付を爲し得ないこと、更に從來殆ど赤手空拳で滿洲に移住して來た之等の鮮農も朝鮮總督府より多額の補助金を得て經營せられた金融會等が、朝鮮より滿洲の移住地迄に要する旅費のみならず土地購入資金種苗農具費及生計費に至る迄貸付けたのに對して、合作社金融は一般滿系農民への金融との關係よりするも斯くの如き徹底せる金融は爲し得ざる實情にあること、即ち鮮農自體の經濟的特殊性及び合作社金融の性格の二側面よりする事情に依り、之等稻作鮮農に對する合作社金融が積極化し得ないのみでなく寧ろ金融活動の消極化さへも示しつゝあるものと考へられる。

合作社金融の貸付利率は長期、短期の如何に拘らず月利一分と一定して居り、貸付最高限度は原則として無擔保短期の貸付が一戸當三百圓、有擔保長期貸付が二千圓であるが特に耕作資金を多額に要するものに對しては無擔保信用貸付一戸當六百圓程度迄貸付けてゐる。

貸付に當つては返済狀況、經營規模、信用程度、勤勉の程度、素行等が重視せられるが、康德十年度に於ては斯る信用程度の如何ではなく農産物の出荷成績が貸付の重要な條件となり、統制十一品目に對しては原則として百疋當四圓が貸付限度となるが耕作資金を多額に要するものには特に最高百疋當六圓迄貸付し得る方針であるから他の一般農産物に比し反當収量の多い稻作鮮農に於ては一戸當貸付金額も比較的多額となる見込である。

次に康德九年度に於ける稻作鮮農に對する貸付の實績は無擔保短期貸付は口數七三、三四〇、金額一二、一六三、七

第一表 康德九年度の合作社貸付實績表 (一〇、一、二〇作成)

省別	貸付金額		米穀		普通作物	
	普通作物	米穀	作付面積	貸付額	作付面積	貸付額
吉林	一七、五〇五、五三三・三五	二、五八八、六九五・六	四八、七〇〇	五、七〇〇	二、四八、八〇〇	七、二〇〇
龍江	九、三三三、七〇〇・七五	三、〇〇〇、〇〇〇	六、一〇〇	四九、五〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	六、六〇〇
北安	一五、八六三、三〇〇・五五	八、四〇〇、〇〇〇	三、三〇〇	六、六〇〇	一、五八、四〇〇	一〇、四〇〇
黑龍	三〇、三九一、八〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	三、三〇〇	三、五〇〇	六、五〇〇
三江	四、七五三、七九〇・二	一、四八八、六九〇・四	三、九〇〇	五七、〇〇〇	五〇〇、八〇〇	九、四〇〇
東安	二、九三三、二〇〇・八	四九、三三三・七	二、八〇〇	二九、二〇〇	一〇〇、〇〇〇	一八、七五〇
三東	一、五〇〇、四三三・三	一、四四四、〇〇〇	一九、六〇〇	七、七〇〇	一九九、一〇〇	一〇、二〇〇
東江	一五、〇〇〇、六〇七・二五	九、七〇〇、七〇〇	三〇、五〇〇	三、三〇〇	二四、九〇〇	七、七五〇
通化	一、九一六、九三三・〇九	三、五三三、三三三・九	三、〇〇〇	一七、八〇〇	二四、九〇〇	一〇、〇〇〇
開江	四、〇一一、〇七三・五〇	六、九〇〇、〇〇〇	二、三〇〇	三、四〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	一六、六〇〇
安東	三、六〇一、三三三・六五	四、九〇〇、七〇〇	二、七〇〇	一五、〇〇〇	一、五八〇、七〇〇	一〇、一〇〇
奉天	二、七〇三、一八〇・六三	二、〇二二、三三三・三	四、三〇〇	六、七〇〇	一、三三三、三〇〇	一七、〇〇〇
錦州	三、一八三、三三三・四〇	六、九〇〇、三三三・元	七、二〇〇	七、七〇〇	一、三三三、三〇〇	九、〇〇〇
熱河	五、五八三、五〇〇・〇三	七、〇〇〇、〇〇〇	三、一〇〇	三、四〇〇	一、二二二、二〇〇	四、六〇〇
興安	七、五〇〇、九三三・一七	三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	三、四〇〇	二、九〇〇、〇〇〇	四、三〇〇
興東	四、一〇〇、〇〇〇・一七	四、四〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一五、四〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六、八〇〇
興北	一、一六五、二二二・三	三、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、三〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇	五、六〇〇
興安	二、一六七、九三三・九三	六、六〇〇、六三三・二	三、四〇〇	二九、〇〇〇	一、三三三、六〇〇	九、三〇〇

〇八圓四四錢、一口平均貸付金額一六五圓八五錢、有擔保長期貸付は口數二、一二七、金額一、六五九、〇四三圓四九錢、一口平均貸付金額七七九圓九九錢である。

無擔保短期貸付金の詳細な使途は不明であるが有擔保長期貸付金の主要なる使途は大家畜購入資金であるとのことである。因みに合作社金融に於ける短期、長期貸付の區別は貸付期間一ヶ年以内のものを短期、一ヶ年以上のものを長期としてゐる。

康德九年度の貸付實績を

第三表 回收不能の原因別元金利息表

回收不能の原因	元金	利息
擔保物件異動によるもの	九四、九三・四七	七、〇〇〇・〇〇
戸主死亡によるもの	一、七四、一三・〇七	一〇、一〇一・七
戸主逃亡又は退村によるもの	四、七五・八三	二四、六八・八一
匪害其他によるもの	一〇三、五三・九四	三、四八・二五
營農の無經驗努力不足によるもの	二七、九五・四一	三、五三・六〇
思想又は性行不良によるもの	四四、六六・八七	四、六六・八七
債務者保証人無能力によるもの	一〇・〇〇	一〇・〇〇
回收不能平均比率		七・〇〇

合に於ても長期貸付の際は擔保物件は土地である。
次に貸付金の利率を見れば第二表の通りである。
更に康德七年十二月末調査せる回收不能金の内容を見るに、回收不能見込金額は戸數にして六、一六三戸、元金二、一三〇、三〇〇圓七一錢、利息八二五、三二八圓二〇錢であるが其理由を見れば第三表の通りである。
又上表の回收不能のものを貸付先別に表示すれば第四表の如くである。

第四表 貸付先別回收不能金額表 (康德七年十二月末現在)

貸付先名	貸付戸數	貸		回收不能戸數	回收不能額		回收不能比率	
		元金	利息		元金	利息		
集開	一四、一七	二、七四、五七・三八	九八、八四九・八八	五、〇四九	一、九二五、六三・六	三七、七六・八三	二・六%	
農場小作人	七、四三	二、一五、二五・二四	三三、九八・六九	一八八	二、四七三・九	二、四八・九〇	二・六%	
安全農村	三、六三	三、九七、九六・六七	四、五八・五四	二九	六、八三・六六	三、六〇・〇〇	二・二%	
自作農制定	七、二四	五、一九五、九八・三五	四四、〇七・五〇	一	八、五〇・八	五、六〇・七一	二・三%	
其他	一〇	一九四、一五・二〇	一九、一九・六三	二	一四、九四・九七	一四、九四・九七	一・〇%	
整理貸付	五	四七、一八・七七	五、〇〇、〇〇・〇〇	三	五、〇〇、〇〇・〇〇	五、〇〇、〇〇・〇〇	一・〇%	

次に康德九年十二月現在の滿拓金融の全貌を示せば次表の如くである。

第五表 滿拓公社對鮮農金融狀況

地方事務所	期間	康徳九年十二月末残高	貸付戸數	一戸當貸付額
奉天	長期	三〇三、一五〇・八九	五七三	五三〇・〇〇
奉天	短期	一六、三三・六	五七三	二九・〇〇
哈爾濱	長期	八三九、七七・三	一、〇九七	七六六・〇〇
哈爾濱	短期	一八、一六・〇〇	一、〇九七	一六・〇〇
北安	長期	四六八、〇三・五	四四六	一、〇四九・〇〇
北安	短期	三九〇、四七・五	四四六	八七四・〇〇
田莊臺	長期	一、四四〇、一三・七	一、八四五	七七七・〇〇
田莊臺	短期	三〇九、〇〇〇・〇〇	一、八四五	一六六・〇〇
計	長期	三、三三三、七四九・七	三、六二九	九一九・〇〇
計	短期	一、〇五四、五四一・三	三、五四六	二八八・〇〇
		合計貸付額	四、三九八、二九〇・五九	

(二) 開拓民に對する金融

地方事務所	期間	康徳九年十二月末残高	貸付戸數	一戸當貸付額
奉天	長期	一、六六、八九・三	二、五四四	五五二・〇〇
奉天	短期	二、三〇、一三・六	二、五四四	九六・〇〇
吉林	長期	四〇〇、八五・五	一、二〇六	三三二・〇〇
吉林	短期	六五、一五・五	一、二〇六	五四・〇〇
延吉	長期	二、四六、六六・五	五、八三七	四一六・〇〇

(三) 共同開拓民に對する金融

地方事務所	期間	元金	利息	回收不能額	回收不能比率
牡丹江	長期	五、六三、五九・〇	一、九四八	五、八三七	一〇三・〇〇
牡丹江	短期	九七、八三・五	一、九四八	一、九四八	二・〇%
東安	長期	一、〇九、九三・〇	二、三〇六	二、三〇六	二一・〇%
東安	短期	六、三六・七	三〇六	三〇六	四・八%
哈爾濱	長期	二、九三、二九・元	三、七九	三、七九	一・三%
哈爾濱	短期	三三、一〇七・二	六七四	六七四	二・〇%
北安	長期	四四、六三・五	六七四	六七四	一・五%
北安	短期	二、〇四、一七・四九	二、四三	二、四三	一・二%
齊々哈爾	長期	三、一八、六三・四九	二、四三	二、四三	七・六%
齊々哈爾	短期	一七、六三・六	七	七	〇・〇%
札蘭屯	長期	三、八五・〇三	六	六	〇・〇%
札蘭屯	短期	五、四一・八四	六	六	〇・〇%
田莊臺	長期	四、一三・六一	六	六	〇・〇%
田莊臺	短期	一、四、三三・七四	四七	四七	三・三%
黑河	長期	三〇、九五・四三	四七	四七	一・五%
黑河	短期	四、〇〇〇・〇〇	二〇〇	二〇〇	五・〇%
計	長期	六、八三、一六・五八	二〇〇	二〇〇	二・九%
計	短期	一四、七九、二七四・三	一、二五三	一、二五三	八・四%
		合計貸付額	三、六三三、四四一・六		

地方事務所	期間	康徳九年十月末残高	貸付戸数	一戸當貸付額
奉天	長期	一、六三〇、三三九	二、五八一	五〇〇・〇〇
吉林	長期	五八、三三三	一、一五七	四三〇・〇〇
延吉	長期	六二、三五七	五、八七七	一〇三・〇〇
牡丹江	長期	二〇九、八七四・六	二、三三三	九〇・〇〇
東安	長期	六五、九六六	三三三	二〇五・〇〇
哈爾濱	長期	一、〇〇八・七〇	六四四	一五五・〇〇
北安	長期	二、四四五、四一〇	三、一四二	一、三〇〇・〇〇
札蘭屯	長期	九、九六・三	六	一、三〇〇
田莊臺	長期	三九、七四・七	四六	七〇〇・〇〇
黑河	長期	三九、三三〇・〇	三〇〇	一、三〇〇
計	長期	五、六四二、六八・四	三、六八八	一、五〇〇

(四) 自作農制定の爲の金融

地方事務所	期間	康徳九年十月末残高	貸付戸数	一戸當貸付金額
奉天	長期	一、五七九、七九・九	一、七三三	八九九・〇〇
吉林	長期	七、二四一・〇	一、九七七	三、六〇〇
延吉	長期	一、五九三、〇八・〇	一、九七七	八、二四〇・〇〇
牡丹江	長期	六四三、六三・七	一、二四七	五、一六〇・〇〇
東安	長期	四四九、六五・六	二八四	一、五八三・〇〇

(五) 雜貸付

地方事務所	期間	康徳九年十月末残高	貸付戸数	一戸當貸付額
延吉	長期	一、六三三、一五・八	二、五二一	六四七・〇〇
齊齊哈爾	長期	一、二八八、〇八	六七	一、九〇六・〇〇
北安	長期	一、七四三、五九	三〇〇	五、八〇〇
計	長期	六、一〇三、九三・七	八、〇三九	貸付金合計 六、二四一、七四・七

地方事務所	期間	康徳九年十月末残高	貸付戸数	一戸當貸付額
奉天	長期	四、一八八・七九	一、七三三	二、四一九・〇〇
吉林	長期	二、〇八五・九四	一、九七七	一、〇五五・〇〇
延吉	長期	二、五〇〇・〇〇	一、九七七	一、二六四・〇〇
牡丹江	長期	一、九四八・八九	一、二四七	一、五六〇・〇〇
哈爾濱	長期	九、三〇一・九	三〇〇	三、一〇〇・〇〇
本社	長期	六、一三三・二	二八四	二、一五八・〇〇

即ち満拓金融による貸付額の統計は長期貸付二二、〇七五、六五三圓九七錢、短期貸付一五、九三〇、五三〇圓六二錢で合計三八、〇〇六、一八四圓五九錢である。

以上甚だ概括的な調査の結果である爲に稻作鮮農の金融實態如何との問題に對しての適切なる回答とは爲し得ないが大興公司に依る金融關係は前述の如く全滿の水田耕作面積三六萬陌（康徳八年）であるのに對して僅か一萬陌程度であるとすれば、概して重要役割を有して居るものとは考へられないが合作社金融は勿論糞にも述べた如く合作社經營の問題並に鮮農自體の經濟的特質が一般滿系農民とは非常な差異があるのに對して、合作社金融の性格から鮮農に對しても一般滿農と同様の方針を以て金融を爲さねばならぬことは、合作社金融が稻作鮮農の必要とする資金に對してどの程度ものを融資してゐるかは別としても、一般に甚だ僅少な程度のものであることは満拓金融との比率に於ても推測し得ると思ふ。尙水稻作鮮農に對する金融關係の實態は満拓關係は一應別としても、合作社金融の實情より之を考ふれば相當多く個人又は高利負債を受けて居り、斯る關係が延いては米穀の生産關係、莧荷關係に至大の影響を及ぼして居ると考へられるが夫れの實情は第二章に説くが如くである。

第二節 鮮農地帯の金融狀況

第一項 吉林 地方

- 一 永吉縣興農合作社
- (イ) 貸付實績（康徳九年度） 第六表
- 回收狀況（ク） 第七表

(ロ) 貸付一條件

短期貸付とし信用貸付と擔保貸付の二種にて過去の実績に鑑み、合作社に於て査定する信用點數を最高額三〇〇圓平均二四〇圓位の貸付をなす。本年は一陌に付四〇圓より一〇〇圓迄の割合を以て貸付をする。

(ハ) 金利

昨年四月迄は日歩三錢なりしも五月以降は月利一步本年も月利一步を踏襲す、延滞の場合は三分増(之は合作社中央會の指示による)

(ニ) 使途 春耕資金

貸付額歴年比較は次の通りである。

康徳六、七年度	一〇〇萬圓
八、九年度	八〇萬圓
一〇年度豫定額	一六〇萬圓

延滞額比率

康徳七年度延滞額貸付總額の	七〇%
八年度	一〇%
九年度	七〇%

未回収の處置としてはその回収資源たるや農作物以外見込なき爲、回収を翌年迄待ち販賣代金より差引する。

(ホ) 回収不能の理由

水稻耕作者たる鮮農は康徳九年度に於て數十年來の大旱害を蒙り其の被害豫想以上深刻にして鮮農貸付金大部分が

延滞となり多額の資金が固定化して居る爲である。

康徳十年度農耕資金貸出及回収方針

貸付方針

一、原則として本縣農務總機構改革に依る現行組を對象として新に相互連帶保證契約を締結し從來の貸付金を切替へ整理を爲すと共に追加貸出新規貸付を行ふ方針である。

二、延滞貸付金の切替は左記三項目別に整理す。

- (イ) 債務者が現地に實在し居る場合
現地に居住する債務者にして償還能力なきものに付ては利息を徴收し新規相互に連帶保證組に基き切替をなす。
- (ロ) 債務者現地に實在し居らざる場合
債務者の轉居死亡行方不明等に依り現地に實在し居らざる者に付ては債務者の轉居先に督促をなすと共に連帶保證債務人に保證者債務として割當切替へること其の保證債務多額にして辨済不能の場合は切替を見合せ適宜整理をなす。

(ハ) 名儀流用をなし居る場合
名儀流用又は社員より合作社へ返済を委託されたる金を他に流用したるが如き貸付金に付ては現在の主債務者に切替へ又は法定手續を履行す。

回収方針

合作社に於ては康徳七年度以降毎年災害を蒙り經濟的に窮狀を極め食糧さへ確保し得ざる小稻耕作者たる鮮農の康徳七年度、康徳九年度貸付金に多額の延滞貸付金を有するのは該年の農作物の凶作に基くもので、かゝる實狀に鑑み次

の如き回収特別対策を圖つてゐる。

一、貸付の際貸付金全回収を前提条件として相互連帯保証人連名の差入證を徴し相互協調して債務辨済に導くものと

第六表 永吉縣興農合作社康德九年度貸付回収状況表

種別	康德八年度末現在		康德九年度貸付額		康德九年度回収額		康德九年度末現在	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額
短期信用貸付金	一、七三	三、五、八、八八	二、五三	五、三、三〇・〇〇	一、六二	三、四、六、七・二九	二、六三	五、四、五、四二・五九
短期擔保貸付金	一、三	二、九、一、四・八三	八八	五、四、〇〇・〇〇	六三	四、四、九一・八三	一、六三	一、〇、一、一〇・〇〇
計	一、九〇	六、四、九、七・七一	三、六一	五、九、九、七〇・〇〇	一、七四	四、九、〇九・一三	二、七六	六、四、六、五二・五九

(備考) 貸付金内訳は帳簿の記載難然たる爲轉記日數を要す故省略せり。

第七表 永吉縣興農合作社康德十年一月三十一日現在貸付内訳

貸付種別	資金別	口數	金額
信用擔保	米穀耕作資金	二、八〇〇	六、七、〇〇〇・〇〇
	農地購入資金	五三	三、七、〇〇〇・〇〇
	土地改良資金	六	一、六、〇〇〇・〇〇
	舊債整理其他	六	五〇、〇〇〇・〇〇
合計		二、八六三	七、四〇、〇〇〇・〇〇

す。

一、前項の差入書に基き貸付金に相當する農産物は各組にて取纏め率先共同出荷の方策を講ぜしめ農産物出荷精算代金を合作社債務に優先的に充當するものとす。

一、係職員を最小限度縣各交易單位に一名宛増員し農村の實情を調査把握し積極的に指導金融を圖るものとす。

一、係職員は農産物出廻りに現地交易場に出張し貸付金取

立をなし全回収を圖ると共に出荷督勵に協力するものとす。

二 滿洲拓殖公社吉林地方事務所

貸付実績 滿拓の營業年度は毎年四月一日より十一月末日なるも事情に依りては十二月以降翌年三月末日迄の期間に於ても貸付を實施せる爲康德九年度の實績は現地より報告なく四月中旬頃にならざれば分明せずといふ。

貸付條件 滿拓に於ては既往農場には貸付せず直營農場のみに貸付をなす。吉林省に於ける直營農場は懷德縣泰家村兩家子、磐石縣は棟樹、敦化縣馬號の三箇所に直營農場あり、入植間もない期間に於ては一ヶ年貸付基準は四〇〇圓なるも實際は六〇〇圓程度で入植五ヶ年を経過すれば貸付せず、自力經營の方針なるも實際は其後も貸付して居る。貸付目的は生計費の貸出、營農費等にて生産物は滿拓に於て共同販賣とす。貸付基準は短期年に四〇〇圓長期一、二〇〇圓。

金利 日歩三錢、延滞の場合は五厘増。

用途 短期貸付の場合は大體平均して次の通りである。

生計費	主食		副食	
	一ヶ月	金額	一ヶ月	金額
生計用具費	一ヶ月	二圓	一ヶ月	五圓
被服費	一ヶ月	五圓		
石油マツチ購入費	一ヶ月	一圓		
醫療費	一ヶ月	一圓		
計		三四圓		一〇圓
一ヶ年の經費		四〇八圓		
營農費				

第二節 僻農地帯の金融状況

種子代	一ヶ年	三六圓
小農具費	〃	一〇圓
團體費(協和會學校關係)	〃	一二圓
諸税公課	〃	二〇圓(從來一〇圓なりしも康徳九年より二〇圓)
計		七八圓

長期貸付の場合

家屋建築費	一戸當	三五〇圓
牛購入費	〃	四〇〇圓
大農具購入費	一ヶ年	一〇〇圓
副業施設費	〃	一〇圓
計		八六〇圓

康徳九年度貸付額 四八四、四七〇圓
 康徳十年度貸付額 決定せざるも開拓民順次安定の爲約五萬圓減額の見込みなりといふ。
 回收状況 大體に於て十二月—三月迄四ヶ月の期間は共同販賣後に於ける生計費と農民の必要支出額を差引き滿拓の貸付回收金額とす。康徳九年度に於ける実績なきも元金回收三〇%利息七〇%程度の見込み。
 回收不能の理由 康徳九年に於ける大凶作が最大原因なるも地方に於て農民は農産物依存の傾向の爲農家經濟不圓滑も一倍で滿拓ではそれらをカバーする爲副業、畜産、造林等を奨励して居る。

三 永新農場 永吉縣分山路河を去る約二〇軒

(イ) 耕作面積

昨年耕作したる面積

(イ) 耕作面積	四七二六六陌(總面積)
(ロ) 收穫高	二二五陌
(ハ) 陌當收量	二六八應(昨年)
(ニ) 經營收支	收入 四八、〇〇〇圓 支出 八九、〇〇〇圓

備考 全農場の負債四萬圓以上なりと云へるも農場主務者不在の爲收支内譯明細判明せず。

(ホ) 販賣數量	二六八應
(ヘ) 家族員數	戸數 九六戸 人員數 七三六名
(ト) 本年度耕作資金	四一、七五〇圓(貸入済)なるも昨年の資金三一、〇〇〇圓延滞並に金利を加算して本年度資金を充當せる爲現在手持資金皆無の状態にて本年の耕作見込全然立たず農場管理主務者は金策に奔走中なりと。
本年度の新作經費次の如くである。	
代用食粟	八九、九二〇斤 價格 一五、〇〇〇圓(運賃を含む)
牛購入數	三〇頭(二頭六〇〇圓) 價格 一八、〇〇〇圓
合計	三三、〇〇〇圓

右三萬三千圓は全農場耕作上絶対確保せざれば本年の耕作の見透しなき現狀なりといふ。

康徳九年度借入金
 借入先 永吉縣興農合作社

借入金	三萬二千圓
利率	昨年五月以降月利一步
借入種別	信用貸付を受け本年も同様なり
未償還	無し
貯金	殆ど無し

備考 同農場は康徳二年の入植にて當時三〇戸程であつたが逐次増加し現在九六戸となり、入植以來比較的順調なる成績を挙げた。も昨年の大旱害の爲非常なる打撃を受け、一昨年の二分の一以下の収量であつた爲營農資金の返済も出来ず食糧にも缺く現狀にて三月三十日には十一人の農民が逃亡を圖り取押へられ夜具類が事務所内に山積して居る現狀である。同農場事務所の經營は各農民より收穫時に於て一陌當額六五兩内外を納入させ事務所の人員費、其他の費用に充つ。

一部稻作鮮農の希望としては合作社の如く短期貸付では資金の弾力性に乏いから長期貸付を希望して居る。昨年の如く不作の年に於ては代用食を圖り購入する爲、又從來貸付額が少い傾向にあり一人當一七〇圓―一八〇圓位で三〇〇圓は貸付居らず結局營農資金が不足の爲高利貸より借りたりするため返済不能の原因となる。

第二項 哈爾濱地方

一 五常縣合作社

本年三月末五常縣水稻の出荷量は要請量に對し實に九七%を占め、糧穀は一〇八%で生産縣の面目を保持して來たが水稻に對する出荷對策としては協和會創立に依る鮮系委員會が活動の主體となり、鮮農の指導的の代表者を集合せしめ協和會、縣公署、合作社の三位一體の下に増産蒐荷に努力を續けて來たのである。

鮮農に對する金融狀態

鮮農の居住する地區を農場と呼稱するのであるが滿系大地主の下に有力鮮農に隸屬する小作鮮農群と鮮系大地主の下

に自作農創定を目標に營農開拓組合に加入せる鮮農群と此等二者の居住地區を農場と呼稱して居る。

1、康徳九年度五常合作社の貸付実績

五常縣全圖で	信用貸	九九六件	二二〇、〇五三圓一二錢
	擔保貸	九件	六、〇〇〇圓〇〇錢
	計	一、〇〇五件	二二六、〇五三圓一二錢

右の融資は凡て春耕借款であり貸付先の主なるものは安家驛の近くにある滿蒙產業會社系の滿蒙開拓組合へ昨年度十六萬圓、五常農場（縣直營）へ一三、三二〇圓、他農場に融資せるも金額資料聴取出來ず不明。

2、貸付條件 信用貸は個々の鮮農に信用貸をするのであるが貸付の時必ず五人組とか十人組とか隣保組織を結成させ組の連帶保證の下に貸付ける。勿論本人の勤勉等信用狀態を調査し耕作面積二―三响未滿の場合は一响當り七十圓―八十圓程度貸付け、それ以上は响當四十圓貸與する。

- 3、金利 月歩一分である。
- 4、使途別 水稻耕作資金春耕期に一回貸す。
- 5、回收狀況 組の代表者が支拂に來て昨年は不作もあつたが殆ど一〇〇%の回收である。
- 6、回收不能の理由 主として天災に依る不作に基因する。
- 7、本年度營農金融對策

新年度は出荷見替貸付に標準を置き一應當四拾圓貸付とする。農場に對し縣公署が出荷割當をなし農場の代表者（興農會長となる）が之を個人別に出荷量を割當てる。耕作面積の少い時には貸付は減少するから資金の餘裕のない零細耕作者（三响以下）達は自家消費量が多いから出荷量が減少し、従つて貸付金が減少するので別途普通貸付と